

# 福島高教組 第76回定期大会

## 一般経過報告

日時 2023年6月10日（土）  
午後1時より  
場所 福島県男女共生センター（1F 研修ホール）  
二本松市郭内一丁目196-1

### 福島県高等学校教職員組合

福島市山下町8番1号 高校会館

電話 (024) 534-6681

FAX (024) 515-1835

E-mail: f.stu@f-kokyoso.org

URL: <https://www.f-kokyoso.org/>

#### 福島高教組綱領

- 一、我等は組合員の生活並びに身分の保障を計り、社会的経済的地位の向上を期する。
- 二、我等は組合員の自主的団結によつて教権を確立し、教育の振興と民主主義教育の達成とを通じて、世界平和に努力する。
- 三、我等は民主主義団体と協力し、文化日本の建設に寄与する。

# 2022年度一般経過報告

## 1、生活の充実・向上をはかる運動

### I 人事院報告・勧告について

#### 1. 2022人事院勧告までの取り組み

##### (1) 公務員連絡会が人事院に2022春季要求書を提出（2月22日（火））

公務員連絡会は、委員長クラス交渉委員が二之湯国家公務員制度担当大臣、川本人事院総裁にそれぞれ要求書を提出した。要求書では、賃金を引き上げること、超過勤務時間のさらなる縮減と適切な人員の確保、非常勤職員等の雇用や労働条件の改善、新型コロナウイルス感染症対策、ワーク・ライフ・バランスを確保するための労働時間の短縮及び休暇・休業等、障がい者雇用、女性公務員の労働権確立、高齢者雇用施策、福利厚生の実施、公務員制度改革などを求めました。

##### (2) 地方公務員部会が総務大臣に2022春季要求書を提出（2月22日（火））

公務労協地方公務員部会は、金子総務大臣に対して2022春季要求書を提出しました。地方公務員部会からは二階堂議長のほか委員長クラス交渉委員が出席しました。

##### (3) 2022年春季要求事項で幹事クラスが人事院職員団体審議官と交渉（3月7日（月））

公務員連絡会は3月7日、人事院職員団体審議官との交渉を実施し、2月22日に提出した2022春季要求に対する中間的な回答を引き出した。高柳副事務局長は「今後ヤマ場を迎える民間春闘の結果を踏まえて、人事院として民間の給与実態調査を行うものと承知しているが、改めて、精確な官民比較に基づく作業をお願いしておきたい。また、退職給付については、再三申し上げているとおり、地方も含めて組合員の最大関心事項である。人事院として結果の公表および見解の表明に当たっては、前広、幅広に、私どもにまずは情報提供していただきたい。」と述べました。公務員連絡会は、今後行う書記長クラスの交渉において、より具体的かつ前向きな回答を行うよう要求し、回答指定日に向けて交渉を積み上げていくこととしました。

##### (4) 2022年春季要求事項で幹事クラスが人事院・内閣人事局と交渉（3月10日（木））

公務員連絡会は3月10日、人事院職員団体審議官との交渉を実施し、2月22日に提出した2022春季要求に対する中間的な回答を引き出した。いずれの回答も抽象的な内容であったため、公務員連絡会は、今後行う書記長クラスの交渉において、より具体的かつ前向きな回答を行うよう要求し、回答指定日に向けて交渉を積み上げていくこととしました。

##### (5) 公務員連絡会が2022春季要求について国家公務員制度大臣、人事院総裁と最終交渉（3月23日（水））

福島高教組は、日高教、公務員連絡会に結集する中、2022春季段階の最終交渉を行い、国家公務員制度担当大臣から、春の段階における最終的な回答を引き出しました。

#### 政府の2022春季要求に対する回答（要旨）

- 令和4年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定したいと考えています。その際には、皆様とも十分に意見交換を行いたいと考えます。
- 非常勤職員については、引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取組を進めてまいりたいと考えています。
- 長時間労働の是正については、各府省における勤務時間の状況の客観的把握や、既存業務の廃止・効率化をはじめとした働き方改革をしっかりと進めてまいります。

- 自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、皆様と誠実に意見交換しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えています。
- 最後になりますが、今後とも職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努めてまいります。

(6) 日高教第1回中央執行委員会・第1回全国代表者会議を実施

① 第1回中央執行委員会を開催（4月5日（火））

福島高教組は、日高教に結集する中、東京「日高教本部」をメインとするWeb会議において、2022年度第1回中央執行委員会を開催し、新年度の活動をスタートさせました。なお、佐瀬善美執行副委員長は日高教書記長（日高教専従）、小松山淳書記長（本部）は、日高教中央執行副委員長を兼務することとなりました。

② 第1回全国代表者会議を開催（4月9日（土））

福島高教組は、日高教に結集する中、東京「日高教本部」をメインとするWeb会議において、2022年度第1回全国代表者会議を開催しました。冒頭、日高教吉川正智中央執行委員長より、2022春闘、中央における情勢報告を含めて、挨拶がありました。その後、予定された協議について活発な議論を行い、会議を終了しました。福島高教組からは、永井國之執行委員長（岩瀬農業）、佐瀬善美執行副委員長（日高教専従）、小松山淳書記長（本部）、が参加しました。

(7) 日高教各部長会議を開催（4月13日（水）書面開催）

福島高教組は、日高教に結集する中、書面において、各部長会議を開催しました。

福島高教組からは、教文部長に佐川英太書記次長（磐城農業）、教財部長に鈴木知洋書記次長（ふたば未来学園）、賃対部長に羽田真幸書記次長（福島東）がその任にあたり、各種意見を日高教に提出しました。なお、各単組の意見を集約した結果、決定事項等は以下の通りとなりました。

教文部	専門委員長	廣瀬 卓（島根）	副専門委員長	岩貞 篤芝（高知）
教財部	〃	水沼 大徳（栃木）	〃	鳥居 寛（愛媛）
賃対部	〃	羽田 真幸（福島）	〃	本庄 英司（徳島）

【教文部長会議での主な決定事項】（4月13日）

○第67次全国教育研究集会について 開催日：11月26日（土） 会 場：島根県（島根高教組 主管）

【教財部長会議での主な決定事項】（4月13日）

○全国教育財政研修会について 2022年度より中止とし、各単組の定期大会議案書交換や情報提供となった

【賃対部長会議での主な決定事項】（4月13日）

○日高教独自要請行動について 開催日：6月8日（水） 会 場：東京都内

(8) 日高教第120回定期大会を開催（5月25日（水））

福島高教組は、日高教に結集する中、東京「日高教本部」をメインとするWeb会議において、第120回定期大会に参加しました。大会においては、2021年度の運動を総括し、決算を承認するとともに、2022年度の運動方針等について提案と質疑応答が行われ、全会一致で承認されました。

福島高教組からは、代議員として、永井國之執行委員長（岩瀬農業）、鈴木知洋書記次長（ふたば未来学園）、福島健一会津支部長（会津）の3名が出席しました。また、日高教書記長として佐瀬善美執行副委員長（日高教本部）、中央執行副委員長として小松山淳書記長（本部）が参加しました。

(9) 日高教独自要請行動を実施（6月8日（水））

福島高教組は、日高教に結集する中、東京都内において、日高教独自要請行動へ参加しました。福島高教組からは、永井國之執行委員長（岩瀬農業）、佐川英太書記次長（磐城農業）、渡邊修執行委員（二本松工業）、福島健一会津支部長（会津）、大槻成志相双支部長（小高産業技術）が出席しました。また、日高教書記長として佐瀬善美執行副委員長（日高教本部）、中央執行副委員長として小松山淳書記長（本部）が出席しました。この集会は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員の給与体系の抜本的改善、諸手当の改善、教育関係予算の充実と確保、被災地における学校教育復興等に向け、諸要求の実現をはかるために開催されました。全体集会では、鯉沼日高教書記次長（栃木）の進行のもと、議長に佐川英太先生（福島）を選出し、記録を若林諭先生（栃木）に委嘱しました。吉川正智中央執行委員長の挨拶に続いて、佐瀬善美日高教書記長（福島）が昨年度の経過を踏まえた今年度の取り組みなどの情勢報告と行動の概要説明を行いました。その後、「決議」（別掲）を菊池康太先生（愛媛）が朗読をもって提案し、満場の拍手で採択されました。引き続き、要請団ごとに打ち合わせ・決意表明を行い、午前の部の締めくくりとして、要請に向け吉川中央執行委員長の発声により全員で「団結ガンバロー」で氣勢をあげました。午後からの各省・政党要請行動、各県選出国会議員要請行動は、要求実現に向け精力的な要請行動となりました。福島高教組からは、永井國之執行委員長（岩瀬農業）が総務省要請団の団長、佐瀬善美執行副委員長（日高教本部）、福島健一会津支部長（会津）が文部科学省要請団、大槻成志相双支部長（小高産業技術）が財務省要請団、佐川英太書記次長（磐城農業）が自民党要請団、渡邊修執行委員（二本松工業）が公明党要請団、小松山淳書記長（本部）が立憲民主党要請団の団長として要請行動に参加しました。要請行動後の総括集会では、各団が報告を行い要請の成果を確認し、集会を終了しました。

(10) 県選出国会議員要請（6月8日（水））

福島高教組は、6月8日（水）、日高教春季独自要請行動終了後、東京「議員会館」において、与野党すべての本県選出国会議員14名に対する要請行動を実施しました。福島高教組からは、「本県教育の再建及び教職員の勤務条件等に関する要望書」を手交し、協力を要請しました。尚、要望書は福島高教組Webサイトに掲載しました。また、国会議員に対し、「増大している学校業務の削減、教職員定数の改善によって、教職員の多忙化解消および勤務環境の改善が図られるよう、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の見直し、教職調整額の改善、時間外勤務手当の支給実現、ICT等を活用した客観的で厳格な勤務時間管理を正しく行うよう措置するなど、超過勤務の縮減に向けた取り組み、「新たな教師の学び」が教職員の多忙化に繋がらない取り組みに尽力いただきたい。」と学校現場や支部の具体的な状況も伝えながら強く要望し、要請行動を終了しました。

<文科省要請>

文部科学省からは、大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課長、総合教育政策局 教育人材政策課 企画係長、初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係長、初等中等教育局 財務課 給与予算・総括係長、初等中等教育局 修学支援・教材課 情報企画推進係長、スポーツ庁 地域スポーツ課 学校運動部活動係長、文化庁参事官（芸術文化担当）付 文化活動振興係長の7名が対応し、日高教からは、山田将生執行委員長（愛媛）ら4名が参加した。

日高教：1. 学校における働き方改革に関しては、次の事項を踏まえたものとされたい。

- (4) 高校等における部活動の在り方においては、教職員の多忙が解消されるとともに、教職員を含む専門的な知識・技術を持つ人材が活躍できるものとなるよう研究を進められたい。当面は、部活動指導員の配置を拡充するとともに、指導者の地域人材の確保とその待遇等においても制度の構築を図られたい。

文科省：部活動指導員の人材確保や待遇等については、地方財政措置で対応している。現在、中学校における部活動の地域移行を進めており、動向を注視されたい。

日高教：教職員のなかには部活動を積極的に行いたい方もいる。地方では人材確保の面からも部活動に関わる必要があると認識している。現場の意見も踏まえて対応されたい。

文科省：中学校における運動部の地域移行に関する提言でも触れているので、引き続き、現場

の意見を反映していけるよう取り組んでいく。

日高教：3. 高校等における給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとされたい。

(3) 時間外勤務に関して、当該時間内の業務においては、採点や成績処理、生徒指導などについては超過勤務手当及び休日勤務手当の支給を図られたい。さらに、教員業務の特殊性にもとづく部分においては、教職調整額制度を維持し、当面は、8%程度とされたい。給特法の見直しに伴う財源は、政府の責任において措置するとともに、教育国債、教育保険料及びスポーツくじの拡充など様々な財源手段を検討されたい。

文科省：教職調整額の設定の経緯や勤務実態調査を踏まえ、勤務時間の上限設定を行い、現場でも業務の見直しが行われてきた。これらの成果と今年度実施する勤務実態調査を踏まえ、働き方改革の取り組み状況についてきめ細かくまとめ、対応していく。

日高教：今年度実施する勤務実態調査の高校300校はどのように選ばれるのか。

文科省：有識者の意見や、平成18年に実施した際は確率比例抽出方式で大規模校が選ばれる傾向があったなどの事例をもとに検討中である。

日高教：今回特別支援学校が調査に入らない理由について伺いたい。

文科省：特別支援学校については、働き方改革に関する取組状況調査で対応している。

日高教：特別支援学校は勤務時間よりも業務の内容や休憩時間がとれない現状について調査されたい。

文科省：特別支援学校の給与については、業務の特殊性等に鑑み、基本給に加算されていることも把握されたい。

日高教：4. 高校教育の質向上に関しては、次の事項を実行されたい。

(1) GIGAスクール構想においては、1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器更新、修理、通信に係る費用、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しての支援等において十分な予算措置を継続的に行われたい。また、学校の構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。

文科省：必要な経費は地方財政措置が執られており、支援についても今後に対応していく。保守等の経費については、自治体からも要望が多いので、補正予算で確保している。引き続き、予算を確保できるよう努めていく。

日高教：機器の故障をめぐる問題はすでに起こっている。また、職員室のWi-Fi環境が不十分で教材研究が行えない状況も聞いている。さらに、避難所の観点から体育館のWi-Fiの設置が求められている現状を把握されたい。

文科省：地財措置の中に予備用端末の整備が含まれているので、活用されたい。また、保守の実態については、各自治体の対応が費用面で異なることは把握している。加えて、Wi-Fiの対応については、GIGAスクール運営支援センターがヘルプデスク的役割で対応している。しかし、各自治体では、客観的に評価・分析するアセスメントがまだまだであり、それぞれの課題の解決に向けて取り組んでいる。文部科学省としては、情報周知等に努めていく。さらに、特別支援学校については、国からの施設設備の補助があるので、老朽化対策のタイミングでネットワーク環境の整備を実施することも可能であることを認識されたい。

日高教：GIGAスクールの実態については、成功例だけでなく、失敗例も把握されたい。

日高教：5. 定年引上げにおいては、文科省としての学校における役職定年制の考え方について示すとともに、定年前再任用短時間勤務などを含めた高齢期の働き方において、制度導入に際し学校現場で混乱が生じないよう、各自治体に対して指導・助言されたい。

文科省：令和5年4月1日の実施に向けて、現在各教育委員会で検討中である。あわせて、総務省から国家公務員に準じて情報提供している。文部科学省も各教育委員会からの相談を受けたり、各省庁と連携を図りながら対応していく。

日高教：現場では条例が決まっておらず不安な方が多い。条例が整備されるなかで、運用面で適切と判断する方法を伺いたい。

文科省：条例制定については、各自治体で対応中である。適切な運用については、国家公務員との均衡を図りながら、各自治体で対応すると認識している。文部科学省としても助言を行っていく。

#### <総務省要請>

総務省からは、総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課係長、総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課主査、情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室主査等4名が対応し、日高教からは、永井國之執行委員長(福島)ら4名が参加した。

日高教：2. 総務省の令和5年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(4) インターネット上の誹謗中傷などのトラブルに関して、青少年の情報モラルやICTリテラシーの向上が極めて重要であることから、関係府省や関係事業者等と連携し、インターネットトラブル事例集やe-ネットキャラバンなどが効率的かつ効果的に使用・実施されるよう、確実な予算確保をされたい。また、事例集等が全国すべての公立学校に周知される仕組みを構築されたい。

総務省：インターネット上のトラブルに関して、青少年のネット利用が当たり前となり、学校においてもICTを活用する機会が増えるなか、総務省としてもe-ネットキャラバンやインターネットトラブル事例集、啓発ウェブサイト等を学校現場において活用していただきたい。なお、インターネット事例集や啓発ウェブサイトについては毎年更新し、講座内容の充実を図ったり新しい情報を取り入れたりしている。あわせて、e-ネットキャラバンにおいても時代にあった取り組みを行っているのでぜひ活用願いたい。これらの取り組みに関しては文部科学省と連携して周知やネットトラブルを未然に防ぐための予算措置を講じていく。

日高教：情報の授業においてe-ネットキャラバンを有効に活用させていただいているが、授業でより有効に活用していくため紙媒体での資料が欲しい。また、GIGAスクール構想に伴い、今後これに関するトラブルも増えてくると思われる。事例集の中にGIGAスクール構想におけるトラブル事例等も掲載してほしい。

総務省：e-ネットキャラバンを活用していただいているのはありがたいが、紙での配布はしていない。インターネットトラブル事例集にGIGAスクールに関わることをはじめ新しい事例を掲載しているので、参考にしてほしい。引き続き情報モラル・ICTリテラシーの向上を重要課題と位置づけ、効率的効果的に事業を行うことができるよう、継続して予算措置を講じていく。

日高教：4. 雇用と年金の確実な接続を図る高齢期雇用施策においては、次のように実施されたい。

(1) 定年引上げにおいて、教員の職務の専門性や現状では60歳段階と業務内容に変更がないという勤務の特殊性を十分考慮した給与水準の確保を図られたい。

(2) 当面、再任用者の給与においては、退職前と同等の職務を行っている現状から、教育職2級再任用給料月額支給割合(現状65%)を早急に改善されたい。

総務省：公務員の給与については、地方公務員法の職務給の原則や均衡の原則などを踏まえて各団体の条例において適切に定められるものと考えている。また定年引上げに伴う地方公務員の給与水準については国家公務員の取り扱いを踏まえ、各地方公共団体の条例にもとづいて適切に定められるべきものと考えている。なお、給与引下げ措置については国家公務員法等改正案において、定年引上げに伴う60歳を越える職員の俸給月額について、あくまで当分の間の特例措置として、俸給月額7割措置を講ずることとされている。あわせて、国家公務員の給与水準については、同法案において、60歳前後で連続的なものとなるよう、令和13年度末(2032年3月)までに所要措置を順次講ずることとされている。再任用職員についても7割措置という状況であるが、当分の間の措置として位置づけている。国の動きがあると地方にも波及していくので注視していただきたい。

日高教：高校においても再任用の教員が増加している。豊かな経験を活かし定年前と変わらない業務量をこなしておられる。一方で再任用者が増えれば新規採用者数が減ることが

危惧される。再任用の待遇を改善し新規採用者数も減らさないことの両立に向けて地方財政措置を有効に活用し教育に財源が回るよう講じられたい。あわせて定数の改善もお願いしたい。

総務省：現在は特例任用という状況であるため、今後改善される可能性があるかもしれない。教員の職務の特殊性についてはある程度把握をしているが、教員だけの特別な制度設計は難しい。総務省としても現場のことを理解しようと思うが、文部科学省で考えていただくことも多いと思っている。

日高教：6. 技能労務職員の給与においては、労働協約締結権が保障されていることを踏まえ、労使交渉にもとづく自主的・主体的決定を尊重されたい。特に、教育現場に勤務する職員においては、児童生徒に対する教育的効果などを踏まえ、職務の実態に鑑みた対応を図るよう各自治体を指導されたい。

総務省：技能労務職員の給与については、人事院勧告の対象とはならず労使交渉を経て労働協約の締結は可能だが、法律上、職務の内容や責任に応じるものとしなければならず、民間の業者との均衡を考慮して定めなければならないとされている。地方公務員の給与は地方公務員法にもとづき住民の理解と納得が得られる適正な内容とすべきものとする考え方に立ち、各地方公共団体において適切に対処していただきたいと考えている。

日高教：学校において毎日顔を合わせる技能労務職員は、児童生徒にとっては先生と変わらない存在である。本来の業務以上に教育に関わっていただいている実態もある。学校現場における技能労務職員は教育的活動を行っているという意識のもと、仕事をしている。また、校地の整備・修繕等を民間に委託した場合、かなりの高額になると聞いている。仕事の専門性や教育的効果を踏まえて、給与待遇の面について各自治体へ指導をお願いしたい。また、現状新規採用がほとんどない中、正規採用につながる働きかけをしてほしい。

総務省：技能労務職員の採用や給与面等の処遇については各自治体で判断してほしいところである。各自治体での判断が住民の方に理解をしてもらえるのであれば、総務省としては問題ないと考えている。

#### <財務省要請>

財務省からは、主計局文部科学第三係主査が対応し、日高教から橋本浩志中央執行副委員長(徳島)ら3名が対応した。

冒頭、財務省主査は、義務教育段階では国庫予算、高等学校・特別支援学校は地方交付税で行われることが多い。地方公共団体の範疇に入るが、教育に対する思いがある。わが国は資源が少なく少子化が進んでいる。教育は間違いなく重要であるという認識を持っている。同時に、赤字国債による現在の投資が、将来の子どもの負担となる。この点で、将来の子どもたちに認めてもらえるのかということを経験しながら考えているとコメントした。

日高教：2. 文部科学省の令和5年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(1) GIGAスクール構想に関して、次のように図られたい。

① 1人1台情報端末のソフトウェアや保守・機器更新、修理、通信に係る費用、教室等の大型提示装置の整備、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対しての支援等において十分な予算措置を継続的に行われたい。また、学校の構内すべてにWi-Fi環境が整うよう予算措置を行われたい。

財務省：GIGAスクール構想に関しては1人1台情報端末の配備のめどが立ち、今後は、その活用に必要な予算を計上している。

日高教：価格の安い機種での発火事案、定価が45,000円の機器の修理代が65,000円を超える等といった保守の問題、学校のサーバーが使用人数を超えるとダウンする問題、Wi-Fi環境が整わない家庭は1クラスにつき2~3名いること、県の予算が教育費ではなく他の予算に使用される現状がある。特にこれらの予算が削られると家庭に負担を強いることとなるため、今後も継続的な予算措置を求めたい。

財務省：過疎地におけるWi-Fiルータの貸し出し等も含め、保守の面で継続して費用がかかるも

のと考えられ、現在は地方財政措置が執られている。

日高教：2. 文部科学省の令和5年度概算要求事項において、次の事項を反映されたい。

(3) 新時代に対応した高等学校改革推進事業においては、普通科改革支援事業等を拡大できるよう財政措置されたい。

財務省：文部科学省で事業が始まっているので、その結果が良い方向になって欲しいと考えている。

日高教：この改革では、大学や地域の外部人材の活用が必要になる。特に、普通科教員は実業科教員と比べて、取り組みの経験が少ない。効果的に実施するためには、コーディネーターが必要となる点も予算措置上考慮されたい。

財務省：現在行われている事業でコーディネーターの活用事例がある。必要であれば、自治体で継続的に事業運営ができるようにと考えている。しかし、すべての高校において国費で支援することは困難である。今後、地方財政措置で行ってほしい。実業高校でのコーディネーターの活用事例についてはどのようなことを行っているのか。

日高教：勤務校ではマイスター事業を行っている。生徒はワイヤレス給電など民間やJAXA等でも難しいことを研究している。教科書に掲載されないような高度な内容で担当教員の負担は非常に大きい。また、財源を確保する前に事業を開始するので予算のない状態で始まり、事業当初は生徒の実験はできなかった。さらに、担当教員の負担が増大し、日常の業務や部活動指導に加算され多忙である。

財務省：部活動の問題は、文部科学省のガイドラインを守り、業務総量を抑え、仕事の割り振りの実施、学校行事の精選、留守番電話や夕刻後のトラブルは警察に任せるなどの状況になっていき、先生方の負担を減らすことができる状態になることが前提条件である。

日高教：3. 高校等における教職員の定数及び給与体系において、大学などの高等教育への接続及び企業をはじめとした地域社会への橋渡しを担う状況などの実態を踏まえたものとなるよう財政措置されたい。

(1) 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下、高校標準法とする)」において、教育の質向上に資する観点及び学校現場の勤務実態を踏まえて、増員となるよう財政措置を検討されたい。

③ 高校における特別支援教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教員の指導・育成にあたる特別支援学校籍の教員を加配または定数化することができるよう財政措置されたい。

財務省：加配については地方交付税措置であるが、国では特別支援教育の就学奨励金や医療的ケアに関する支援事業を行っている。

日高教：徳島県では、全日制高校において通級指導が始まった。しかし、学校によっては特別支援教育に関する免許を取得していない教員が多い。特別支援教育の経験のない教員が指導を行っているのが実態である。

財務省：特別支援教育に関する免許を持つ教員数が少ない現状であることは認識している。

日高教：10. 児童生徒の安全のみならず地域の防災拠点である学校施設の安全・安心を確保するため、学校施設・設備の老朽化対策及び耐震化対策等の財源確保において、国の責任を踏まえた対応を図られたい。特にトイレの乾式化を含めた洋式化及び多機能トイレ設置を行うための財政措置を検討されたい。

財務省：学校設備については、地方交付税措置によるものとなる。

日高教：福島県沿岸部の高校では、東日本大震災後10年以上使用していない施設の老朽化が特に激しい。また、施設によってはアスベストが露出したため、2年間使用できなかった。さらに、地下のオイルタンク漏れや使用できないトイレや体育館がある。

財務省：この件については、状況を把握した。地方公共団体の裁量によるものである。

要望終了後、財務省側から「今回、学校現場の声を伺うのは貴重な機会であった。現場の先生方は、良い教育をしようと考えている。文部科学省からの情報から、教職員の勤務状況が厳しいことも承知している。業務の精選を行い、負担軽減を図ってほしい」との発言があった。これ

に対し日高教側は、「現在、国の債務が1,000兆円を超えている。限られた予算から、教育に資する予算立てをお願いしたい」と述べ、要請を終了した。

#### <厚労省要請>

厚労省からは、医政局 総務課企画法令係、健康局 結核感染症課 企画法令係、職業安定局 障害者雇用対策課長補佐、職業安定局 雇用保険課給付係長、雇用環境・均等局 職業生活両立課 育児・会議休業係長、障害保健福祉部 障害福祉課 就労支援係、老健局 認知症施策・地域介護推進課 企画調整係の7名がリモートで参加した。

日高教：2. 新型コロナウイルス感染症において、教育現場はもちろん国民が健康で安全・安心な生活ができるよう、保健・医療等提供体制の確保や治療薬等の研究開発の推進に取り組まれない。

厚労省：4. 6万床の病床確保や運用のために予算を確保している。医療人材の確保については、臨時医療施設で勤務する看護師の補助単価の引上げなどに取り組んでいる。また、治療薬においては、日本での実用化や治験に向けての費用を補正予算などで確保し、企業等を支援している。

日高教：学校現場の状況としては、特に、特別支援学校では基礎疾患を有する生徒が多く、教職員も非常に神経を使って校務を行っている。収束に向けて、引き続き対応を図られたい。

日高教：6. 障がいのある生徒の就労に向けた取り組みを一層促進されたい。加えて、障がい者の就労支援対策を一層充実させるため、障害者自立支援法にもとづく就労系障害福祉サービスなどの施策を拡充されたい。特に就労支援員の配置拡充においては、特別支援学校等のニーズを踏まえたものとなるよう取り組みを図られたい。

厚労省：就労支援については従来の施策に加え、就労定着支援対応を行い、企業等関係機関と連絡調整を行いながら必要な支援を行っている。就労支援員の配置拡充についても、常勤換算での配置等を実施している。

日高教：全国的に特別支援学校に在籍する生徒が増加しており、引き続きの支援をお願いする。また、離職した場合、引きこもり等にならないよう、再就職についても支援されたい。

厚労省：ハローワークに障がい者に関する部門があり、学校や関係機関と連携を図りながら支援を行っている。

日高教：7. 一億総活躍社会の実現とともに、仕事と子育て・介護など家庭生活との両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項において、早急に改善・整備を図られたい。

(2) 育児休業や子の看護休暇が取得しやすい環境整備を進められたい。

厚労省：改正育児・介護休業法による育休の分割取得が可能となるなど、男性も取得しやすい環境となるよう、現在、周知に努めている。

日高教：男性が育児休業を取得する事例が増え、制度が定着していると感じる。しかし、代替教員への考慮もあり、年度途中からの取得や職場復帰を希望しても、年度切り替えのタイミングでと、お願いされる事例があることも承知されたい。

厚労省：代替要員の確保や給付金の関係、特に男性については休業前の仕事の調整などいくつかの課題があることは承知しており、今回の改正育児・介護休業法で分割取得につながっている。今後とも、利用しやすいよう対応していく。

日高教：(3) 介護に関する休暇制度や介護休業給付金の拡充と、取得しやすい環境整備を進め、介護に係る経済的・精神的負担の軽減と、介護離職の抑制を図られたい。

厚労省：介護は育児と比べ見通しがたちにくく、長期化する傾向がある。仕事と介護を両立する体制のため、公的サービスの利用などの周知を行っている。また、介護休業給付金は非課税などの対応により、休業前の8割の収入が確保できる。拡充については、他の給付も含めて慎重に検討が必要と考える。さらに、介護離職の抑制について、厚生労働省では地域包括支援センターや市町村での家族介護の取り組みについてマニュアル化しており、支援体制の充実を行っている。あわせて、介護に関する知識や技術に

関する研修に助成している。

日高教：介護を理由に離職せざるをえない状況がある。介護については、育児に比べて見えにくいので、介護休業が取得しやすいよう、さらなる環境整備が必要と考える。また、介護離職者において、介護が落ち着いて再就職に挑戦する機会も増加できればと考える。

厚労省：介護は見通しが立たず、かつ、突然の場合があるのも承知している。公的サービスが充実してきており、情報の把握や活用に努められたい。勤務場所においても、介護休業の制度や必要な対応についての声かけができる環境を整えればと考えている。引き続き周知に取り組んでいく。

日高教：地域包括支援センターについて、地域によっては若者が少なく、老老介護の状態が多い地域もある。地域格差の解消に努められたい。

#### <自民党要請>

自民党からは、文部科学部会長の山本朋広衆議院議員、労政局担当等2名に対応いただき、日高教からは、吉川正智中央執行委員長ら4名が参加した。吉川委員長からは、少人数学級やGIGAスクール構想など、国の施策が義務教育中心になっていることに触れ、高校等にも目を向けた予算拡充をお願いした。また、他の参加者からは、部活動の地域移行や教員採用などについて、学校現場の実情を伝え、国の取り組みが児童生徒や教職員にとって望ましいものとなるよう要望した。

#### <公明党要請>

公明党からは、浮島とも子衆議院議員、平松晃衆議院議員、山崎正恭衆議院議員、横山慎一参議院議員、竹内慎司参議院議員の5名に対応いただき、日高教からは小野山享宏委員長(島根)ら4名が参加した。

冒頭、小野山委員長から要望書を手交し、その後「教科『情報』とICT支援員」を中心に協議した。現場の実態としては、ICT支援員の人材不足と資質・能力についての現状を訴えた。また、大学入学共通テストにおいて24年度から教科「情報」が始まるが、現状の体制での実施は時期尚早ではないかと訴えた。

最後に、公明党から大規模災害の防災対策や防災マニュアルについての予算措置は、一般財源化しているため困難であるとの回答を受け、要請を終了した。

#### <立憲民主党要請>

立憲民主党からは、小宮山泰子衆議院議員、梅谷守衆議院議員、宮沢由佳参議院議員、牧山弘恵参議院議員、森屋隆参議院議員の5名に対応いただき、日高教からは、小桧山淳中央執行副委員長(福島)ら4名が参加した。冒頭、小桧山中央執行副委員長の挨拶後、参加者それぞれから「教職員のワーク・ライフ・バランスの必要性」、「教職員の多忙化解消に向けた定数改善や外部人材の活用」、「GIGAスクールにおける学校内のWi-Fi環境を特別教室まで拡充」、「有資格者のICT支援員配置」、「教職調整額8%や超勤4項目等への超勤手当支給実現のための法整備」、「部活動指導手当の1時間当たりの単価増額」等の要望や意見を伝えた。立憲民主党からの、特別支援学校において苦勞されていることは何かという質問に対し、特別支援学校では教材を自費で買うことが多くなった、GIGAスクールの影響で通常業務に加えて情報関係の業務が増え、ビルド&ビルドになっている。スクラップの方法を本気で考えないといけないと回答した。また、物価高が続いていて給与も追いついていかない状況で、さらに教職員の業務時間が多いなかで、教職調整額は8%で十分なのだろうかという質問に対し、十分ではないがまずは倍増の8%をめざし、あわせて超過勤務手当の支給もぜひ実現してほしいと回答した。要請の最後に、立憲民主党からは、法律を変えてほしいのか、省令を変えてほしいのか等、何を変えたらよいのかという具体的な提案を今後いただきたいと要望があった。終了後に手交と写真撮影を行い、要請を終えた。

#### <国民民主党要請>

国民民主党からは、浜口誠参議院議員、田中健衆議院議員、芳賀道也参議院議員、長友慎治衆議院議員、西岡秀子衆議院議員の5名の国会議員に対応いただき、日高教からは、飯塚和典委員長(栃木)ら3名が参加した。冒頭、飯塚委員長から学校現場の実情を踏まえた挨拶があり、その後、参加者それぞれから「導入された端末の補償についての指針について」、「ICT支援員をはじめとする人員配置の拡大について」、「端末を有効に活用するための研修について」、「校則の地域間の格差について」、「土曜課外や高体連等をはじめとする本来の業務以外の仕事にかかる時間の現状について」、「特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒への対応及び責任について」等の意見・要望を行った。国民民主党からは要請項目について、さらに掘り下げた具体的な質問が多くなされた。それぞれの質問に対し、学校現場の実情を丁寧に説明するとともに、関連する項目の意見交換を行い、要請を終了した。

#### <社会民主党要請>

社会民主党本部において、要請活動を行った。社民党からは総務企画局長中島修氏に対応いただいた。要望書と2023(令和5)年度高校・中等教育学校及び特別支援学校教育予算の増額・充実に関する要望書を手交し、教員の魅力向上・教育の質の向上を図るための待遇改善、ICT支援員や教員業務支援員等の配置促進、学校における働き方改革と教員の多岐にわたる業務を考慮した教職員定数の改善等について、学校現場の実態を十分考慮した施策の早期実現を要望した。

#### (10) 公務員連絡会が人事院に「2022年人事院勧告に関わる要求書」を提出(6月20日(月))

公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、川本人事院総裁との交渉を実施し、「2022年人事院勧告に関わる要求書」を提出した。本年の給与改定勧告に当たっては、公務員連絡会との交渉・協議、合意に基づき行うことを求めるとともに、適切な労働条件等の改善などを求めて、交渉を強化していくこととしました。

#### (11) 公務員連絡会が2022年人勸期要求に関わる人事院交渉を実施(7月13日(水))

公務員連絡会幹事クラス交渉委員は、2022年人勸期要求に関わり、大滝人事院職員団体審議官との交渉を実施しました。交渉では、在宅勤務に関わる手当や物価高により、生活は厳しくなっている中で組合員の生活は大変苦しくなっていることから、月例給・一時金の引き上げ、燃料高騰による各種手当の引き上げを求めました。

#### (12) 公務員連絡会が「2022年人勸期要求 人事院職員福祉局長、給与局長と書記長クラス交渉」を実施(7月26日(火))

公務員連絡会書記長クラス交渉委員は、7月26日、人事院の柴崎職員福祉局長、佐々木給与局長との交渉を実施し、2022年人勸期要求に対する現段階における回答を引き出した。冒頭、森永事務局長が現時点での検討状況について回答を求めたのに対し、柴崎職員福祉局長は①長時間労働の是正②柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討③仕事と生活の両立支援④ハラスメント防止等対策⑤非常勤職員制度等や処遇改善について⑥高齢者雇用施策について等の回答がありました。

#### (13) 公務員連絡会が人勸期要求を巡り人事院交渉を実施(8月1日(月))

公務員連絡会書記長クラス交渉委員は、2022年人勸期要求を巡り、人事院給与局長と2度目の交渉を実施しました。公務員連絡会は、「勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることを考えているとのことだが、唐突な提案であり、標準者の支給割合の一部を使って優秀者に回すことは認められない。再考を求める。支給月数について、民間の考課査定割合に応じて期末・勤勉に配分してきた経過ではあるが、支給月数の引上げ分の一部を用いて上位の成績区分に係る原資に配分することは、最近の物価上昇等の影響は世代を問わず、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、懸命に

職務に従事している職員の労苦に報いる観点からも月例給で指摘したことと同様に問題である。」と強く要請し、交渉を終了しました。

- (14) 公務員連絡会が人勤期要求を巡り人事院と交渉し、最終回答を引き出す（8月4日（木））
- 公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、人勤期要求を巡り、川本人事院総裁との最終交渉を実施しました。人事院から、民間給与との比較について、月例給の民間給与との較差は、0.2%台前半となる見込みである。特別給は、0.10月分の引上げとなる見込みである。引上げ分は、今年度については、12月期の勤勉手当に配分することとする。来年度以降については、6月期及び12月期が均等になるよう配分することとする。なお、勤務実績をより適切に反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部（0.02月分）を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図る。俸給表の改定については、行政職俸給表（一）について、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引き上げることとする。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行う。テレワークに関する給与面での対応については、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討する。能率的で活力ある公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与面においても、社会と公務の変化に応じた給与制度のアップデートに向けて取り組んでいくなど回答がありました。公務員連絡会は、「第7波と言われる新型コロナウイルス感染症における最大の感染拡大の波が訪れている中で、職員は国民の安心・安全のため、高い使命感と責任をもって懸命の奮闘を続けている。そのような中で、人事院におかれては、職員の給与や勤務条件の確保に向けて、より一層の努力をお願いします。」と強く要請し、交渉を終了しました。

## 2. 2022人事院勧告

今次勧告は、月例給について、民間給与との較差921円（0.23%）であり、この差を埋めるために、初任給および30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率0.3%）することとなりました。また、期末勤勉手当においては、国家公務員の期末手当および勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていたため、昨年8月から本年7月までの1年間における民間との支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分としました。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当へ配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当に配当し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるようにすることとしました。

月例給に関しては、若年層の処遇改善はわれわれも要求してきた内容であり、また公務における人材確保や非常勤職員の待遇改善にも寄与することから、一定の評価ができます。しかしながら、俸給表全体を改定するための較差に至らなかったとはいえ、我々が求めた全世代への配慮の面からは決して満足のいくものではありません。一時金に関しては、3年ぶりに支給月数増となることは、コロナ禍前の水準の回復には至らないものの、組合員の期待に一定程度応えたものと考えます。しかしながら、上位の成績区分に係る原資に配分する点については、交渉を通じて各期ともに0.01月分の最小単位に止めさせたものの、最近の物価上昇等の世代を問わない影響、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大のもと、懸命に職務に従事している職員の実情から考えると納得いく回答ではありませんでした。

### 2022 人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は、8月8日、国会と内閣に対して、「初任給の引上げ」「30歳台半ばまでの月例給引上げ」「一時金0.10月分引上げ」「給与制度のアップデートに向けての取り組み推進」「勤務間インターバルの確保等の柔軟な働き方の検討」「長時間勤務の是正」などを柱とする勧告並びに意見の申出を行った。今次勧告では、民間給与との比較について、月例給は、0.23%、特別給は0.10月分の引上げとなり、3年ぶりに月例給、特別給とも引上げとなった。

われわれ日高教は、公務員連絡会に結集するなか、円安やウクライナ情勢による急激かつ広範囲な物価上昇やコロナ禍からの回復の観点から、月例給については引上げ、一時金について

は支給月数の引上げを求めてきた。民間実勢の反映をふまえ、第7波と言われる新型コロナウイルス感染症における最大の感染拡大の波が訪れているなかで、職員は国民の安全・安心のため、高い使命感と責任をもって懸命の奮闘を続けている。月例給については、30歳台半ばまでの職員を対象としており、全世代への配慮の面からは決して満足のいくものではない。

一時金については民間賞与の客観的な支給実態にもとづくものではあり、3年ぶりに支給月数増となることは、コロナ禍前の水準の回復には至らないものの、われわれの期待に一定程度応えたものと受けとめたい。しかし、引上げ分をすべて勤勉手当に充てることは、育児休業中の職員に対する配慮がない点で適切とは言えない。

人材の確保において、採用試験の実施時期の前倒し等の見直しについて言及されている。教員採用試験においても大量退職や受験者数の減少により倍率が低下しており、教員の質の確保が課題となっている。特に、高校の教科「情報」の教員については、令和7年度大学入学共通テストの実施にともない人材の確保が急務となっている。

人材の確保の面で懸念となっているのが、公務員の長時間勤務の是正であり、客観的記録を基礎とした長時間勤務の適切な管理はさらに必要である。加えて、長時間勤務につながらない「働き方改革」をさらに実効あるものにしていかなければならない。今年度実施されている教員勤務実態調査の結果を注視しつつ、仕事と家庭の両立支援及びハラスメントの防止対策も徹底し、教員が魅力ある職業となるよう、文部科学省をはじめ関係府省及び政党等に適切な職場環境の整備を引き続き求めていく必要がある。

あわせて、教育公務員を含む地方公務員についての各人事委員会勧告等に向けて、国と地方の違いや勤務実態、教職員の勤務の特殊性に応じた勧告となるよう取り組みを強化していく。加えて、全国人事委員会連合会に対し、賃金センサスにおける高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての学校関係職員の職責に見合った給与水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらには、学校現場における業務の改善に向けた実効性ある取り組みを、各人事委員会の勧告等において人事管理上の課題として言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求める。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する団体として、その専門性に立脚した給与体系の実現に鋭意取り組んできた。引き続き、公務労協に結集する全国の仲間及び各単組とともに、長時間労働の是正及び主体的な人事委員会勧告の実現に向けて、取り組みを強化していく。

2022年8月8日

日本高等学校教職員組合

### 3. 人事院勧告の取り扱いをめぐる動向

#### (1) 公務労協地公部会が総務大臣へ要望書を提出（8月9日(火)）

公務労協地方公務員部会は、人事院勧告・報告後、各人事委員会が勧告作業に取りかかることを受け、武田総務大臣に対して「2022年地方公務員給与の改定等に関わる申入れ」を行いました。

#### (2) 公務労協地公部会が全人連へ要望書を提出（8月18日(木)）

公務労協地方公務員部会は、人事院勧告・報告後、各人事委員会が勧告作業に取りかかることを受け、全国人事委員会連合会に対して「2022年給与勧告等に関する要請」を行いました。

#### (3) 公務員連絡会が内閣人事局人事政策統括官と交渉（10月4日(火)）

公務員連絡会は、本年の人事院勧告・報告の取扱いに関する政府の検討状況を質すため、内閣人事局交渉を実施しました。公務員連絡会は書記長クラス交渉委員が出席し、内閣人事局は窪田人事政策統括官らが対応しました。

#### (4) 公務員連絡会が国家公務員制度担当大臣と交渉（10月5日(水)）

公務員連絡会の委員長クラス交渉委員は、河野国家公務員制度担当大臣と交渉し、本年の人事院勧告の取扱いに関する政府の検討状況を質しました。国家公務員の給与の取扱いにつ

いては、人事院勧告制度尊重の基本姿勢の下、検討を続けた結果、勧告どおり、令和4年度の給与改定を行うことを決定する方向です。その上で、給与改定に係る法律案についても決定することとなると回答がありました。

(5) 公務労協地公部会が公務員部長と交渉し、給与改定等の最終回答を引き出す  
(10月5日(水))

公務労協地方公務員部会は、地方公務員給与の改定等に関わり、総務大臣に提出した申入書に対する最終回答を引き出すため、総務省交渉を実施しました。地方公務員部会からは伊藤企画調整委員代表(自治労書記長)ら書記長クラス交渉委員が出席し、総務省からは大沢公務員部長らが対応しました。

(6) 政府が国家公務員給与改定取扱い方針等を閣議決定(10月7日(金))

政府は、第2回給与関係閣僚会議及び閣議を開催し、国家公務員の給与について、人事院勧告どおり若年層の給与引き上げおよび期末勤勉手当の0.1月引上げ等「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を決定しました。

## II 県人事委員会勧告と給与改定について

### 1. 第1回県教委交渉(4月26日(火))

福島高教組は、4月26日(火)に高校及び特別支援学校における教育環境の整備、教職員の給与・諸手当の改善、教育予算の拡充、GIGAスクールの様々な対応などを求め、2022年度第1回県教委交渉を実施しました。今回の交渉は、新型コロナウイルス感染が拡大していることを受け、県教委側からビデオ会議システムのGoogle MeetによるWebでの交渉の実施を提案されました。検討の結果、福島高教組はこれを了承し、初のWebでの交渉となりました。方法として、県教委側は県庁西庁舎3F教育委員室、福島高教組は高校会館3F会議室からそれぞれが参加し、2会場をビデオ会議システムのGoogle Meetで通信を行い実施しました。なお、交渉に参加した福島高教組の先生方は、次の通りです。(敬称略)

永井 國之(岩瀬農業)	由田 桂一(平工業)	羽田 真幸(福島東)
遠藤 将太(福島商業)	福島 健一(会津)	大槻 成志(小高産業技術)
小桧山 淳(本部)		

#### 要 望 書

1. 「県立高等学校改革前期実施計画」および「後期計画」の実施にあたっては、以下の事項について留意すること。
  - (1) 学校現場・地域等への丁寧な説明を継続的に行い、理解を得るとともに、当該校の教職員に実施に向けた細案を早期に提示すること。
  - (2) 当該校の担当教職員との連携を密にし、多忙化につながらないよう現場の意見を最優先とし、統合前統合後においても十分な加配を行うなど、積極的な人的支援を行うこと。
  - (3) 統合を受け入れる学校において校舎・実習施設等への十分な予算措置および環境整備を図ること。その際、学校現場の考えを尊重し、統合後の教育活動に支障が出ないよう校舎・施設整備計画を策定すること。
  - (4) 統合により校舎・実習施設等の使用がなくなる学校、特に「校舎方式」による統合が進められる学校において、最終使用年度まで十分な予算措置および環境整備を確保するとともに、教職員の十分な加配措置を講じること。
  - (5) 「県立高等学校改革後期実施計画」の実施にあたっては、前期実施計画における課題を踏まえた十分な配慮を行い、当該校や地域にその進捗状況を早期に周知すること。
2. 高校及び特別支援学校における教育の振興と充実を図るため、以下の事項について一層の改善を図ること。
  - (1) 多様な教育的ニーズへの対応、感染症拡大予防対策、ICT機器の円滑な活用等、県内すべての地域における教育の質保証の観点から、高校においては、全日制30人、定時制20人編制とするとともに、学校現場における校務量の増加に鑑み、教職員定数の抜本的改善を図ること。

- (2) 県内すべての高校及び特別支援学校に対して、学校現場の実態を踏まえた、十分な加配措置及び継続的な予算措置を講じること。特に、1 学年 1 学級の高校、ふたば未来学園高校、小高産業技術高校について、十分配慮すること。
  - (3) 養護教諭や学校司書について全校に常勤の職員として配置すること。特に養護教諭においては実状に応じた複数配置を図ること。
  - (4) いじめ・不登校など課題の多い高校に、副校長や教頭の複数配置を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの学校への配置を図ること。
  - (5) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習支援員、部活動指導員等、外部人材との連携にあたっては、学校の実状に応じた配置拡充を図ること。なお、職責や業務にふさわしい待遇を確保し、要望のある学校に確実な配置を図ること。
  - (6) ICT 環境整備を担当する教員の負担軽減のため、学校における環境整備の初期対応を行う GIGA スクールサポーター及び日常的な教員の ICT 活用の支援を行う ICT 支援員の全公立学校 1 校 1 人の常勤での配置を実現すること。当面、4 校 1 人の配置を早期に実現すること。
  - (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止における消毒作業や、授業以外の諸業務を補助的に行う教員業務支援員の全公立学校配置を早期に実現し、教職員の負担軽減につながるよう業務を明確化するとともに、全公立学校で業務内容について共通の認識をはかれるよう支援すること。また、新型コロナウイルス感染症収束後も配置を維持すること。
3. 特別支援教育の環境整備のため、以下の事項について留意すること。
- (1) 教室数の不足を解消するため、早急に施設・設備の拡充を図ること。
  - (2) 高校の施設等を活用した新たな特別支援学校の設置に際しては、当該校や地域に早期に内容を提示するとともに、課題等を十分に協議すること。
  - (3) 児童生徒数の増加に対応しながら生徒引率等の出張旅費や教育活動に必要な需用費等について予算の確保に努めること。
  - (4) 就労支援員の全校配置など、在籍生徒の正規雇用の確保に向けた実効ある具体策を講じること。
  - (5) 高校における通級指導やインクルーシブ教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教職員の指導・育成にあたる特別支援学校籍教職員の高校への配置拡充など、適切な対応策を講じること。
  - (6) 医療的ケアが必要な児童生徒が増加している状況に対応するため、学校看護師を要望のある学校に配置すること。あわせて、医療的ケアについては、看護師等医療従事者による対応を原則とすること。
  - (7) 教職員が認定特定行為業務従事者として、やむを得ず医療的ケアを実施する場合には、その業務の特殊性等をふまえた特殊勤務手当を支給すること。
  - (8) 国が検討している特別支援学校設置基準に基づいた県の設置基準を検討し、早期に実現すること。
4. 児童生徒に充実した教育環境を保障するため、以下の事項について改善を図ること。
- (1) 老朽化した校舎や実験・実習棟の改修・改築を促進すること。
  - (2) 「新しい生活様式」もふまえ、健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化を進めること。  
特にトイレの洋式・乾式化やバリアフリースイールの設置を促進すること。
  - (3) 普通教室以外にも冷房の設置を促進するとともに、冷暖房に係る予算を確保すること。
  - (4) 実習設備の充実と適切な更新を図るとともに、実験実習費の増額等必要な予算を確保すること。
  - (5) 学校現場の実態に即したものとなるよう、旅費及び需用費、図書費等の増額を図ること。
  - (6) 新学習指導要領に対応した授業実践を行うため「GIGA スクール構想」に沿った ICT 機器の充実及び Wi-Fi の整備、授業で十分に活用できるソフトウェア等の整備、ICT 機器を授業で利用しやすい環境の整備を図ること。
  - (7) 授業における ICT 化の先進事例を各学校へ共有するとともに、教員の研修する機会を積極的に設けられるようにすること。

5. 教職員の勤務の特殊性、職務の専門性等を踏まえた給与となるよう、以下の事項について実現を図ること。
  - (1) 月例給並びに期末・勤勉手当について、生活を維持・改善できる支給水準の確保を図ること。特に、30歳台から40歳台前半層の支給水準の確保を堅持すること。
  - (2) 40歳台から50歳台後半層の給与について、職務と職責に応じた支給水準となるよう改善を図ること。
  - (3) 児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化が進む学校現場の実態に鑑み、特別支援教育担当教員の給料の調整額及び調整数について、現行水準の引き上げを図ること。
  - (4) 義務教育等教員特別手当について人材確保法の趣旨を十分に尊重し、率と額について現行水準を堅持すること。
  - (5) 産業教育手当、定時制通信教育手当について職務の専門性・困難性等を考慮し現行水準の引き上げを図ること。
6. 人事評価制度の実施にあたっては、成果と課題について不断の検証と見直しを図るとともに、能力・実績等を適正に評価するよう、管理職を指導すること。また、人事評価結果の給与反映については、超過勤務の抜本的解消を前提とし、公務貢献の適用勤務年数の増設や年数を早めるなど、改善を図ること。
7. 障がいを持つ教職員が、業務に支障なく、安心して勤務することができるような人員配置や環境整備を図ること。
8. 雇用と年金の確実な接続のため、高齢期雇用について、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立および同法令和5年4月1日施行にともない、条例を制定する際には、以下の事項について留意すること。
  - (1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。
  - (2) 退職手当については60歳に達した日後の最も高い給与月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給もあわせて確実に行うこと。
  - (3) 高齢者部分休業制度において、加齢による諸事情等でも取得ができるように要件を緩和し、当該教職員がワーク・ライフ・バランスに応じた勤務ができるような制度設計を行うこと。
  - (4) 定年引上げによる新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に採用を進めること。
  - (5) 定年引上げに関する条例を制定する際には、われわれと話し合いの場を持つこと。
9. 次の諸手当等に関して以下の事項について改善を図ること。
  - (1) 通勤手当等について、以下の改善を図ること。
    - ①自動車等交通用具使用職員の通勤手当の引き上げを図ること。
    - ②高速自動車国道等利用職員及び新幹線等利用職員の認定基準について、遠距離通勤者の健康や費用負担等を考慮し、通勤実態に即したものとなるよう、基準の緩和及び明確化を図ること。
  - (2) 部活動指導業務手当について、1時間当たり1,200円への支給額増額と平日の指導分も支給対象とするなど、支給対象の拡大を図ること。あわせて、教職員が個人負担している指導に必要な資格取得および指導に関わる需用費 に対し、費用弁償を行うこと。
  - (3) 単身赴任手当について支給要件の改善を図るとともに、単身赴任となる新採用者への手当支給を実現すること。
  - (4) 退職手当の見直しが行われる際には、われわれと話し合いの場を持つこと。
10. 実習教員の部活動等における単独での指導及び引率について、運用面での諸課題を明らかにし解消するとともに、要件緩和を図ること。
11. 計画的かつ継続的な教員採用を実施するとともに、「情報」教員の積極的な採用を図ること。
12. 臨時的任用・任期付任用・会計年度任用職員の処遇改善を図ること。特に会計年度任用職員における無給休暇の有給化や期末勤勉手当の支給実現を図ること。
13. 教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保するため、校務の削減と業務の効率化を一層推進し、教職員の多忙化解消及び勤務環境の以下の事項について改善を図ること。
  - (1) 「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の学校現場における具体的な運用方法を明示し、

教職員の働き方について、実効ある改善策を講じること。

- ①各学校で生じている業務の偏りが解消できるような具体的方法を明示し、管理職を指導すること。
  - ②労働安全衛生法および人事院規則を踏まえ、教職員の勤務時間の状況に関する事項を適切に記録させること。
  - ③表面上の時間外勤務時間削減とならないよう管理職を指導するとともに、勤怠管理システム等を活用した持ち帰り業務の実態を把握すること。
  - ④全ての業務を正規の勤務時間内に終わらせるよう、教員 1 週当たりの受け持ち授業数を 15 コマまでとすること。
  - ⑤業務削減や業務効率向上につながる具体的な方策や工程表の例などを明示すること。その際、教職員の新たな多忙化につながらないように配慮すること。あわせて、時間外勤務時間月 45 時間を超える教職員をゼロにすること。
  - ⑥全県統一様式の校務処理システム導入による担当等教職員の負担増加や混乱が生じないよう、人員配置や研修等の十分な対応を図ること。
  - ⑦部活動のあり方について、教職員の負担軽減に資するよう改善策を検討するとともに、教職員・保護者・生徒に提示し、練習時間の上限及び休養日が徹底されるよう確認・指導すること。あわせて、関係団体との協議をさらに進め、各種大会の精選を実現し、その成果を公表すること。
- (2) 変形労働時間制の導入にあたっては、「一年単位の変形労働時間制」の導入ができる環境にあるか検証すること。あわせて、導入の際にはわれわれの意見を十分にふまえたものとする。
14. 教職員が心身の健康の保持・増進を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、メンタルヘルス対策の一層の充実に努めるとともに、個々の教職員の状況に十分配慮した勤務環境となるよう、管理職を指導すること。
15. 教員免許については、更新講習における受講対象者の負担軽減を図るため、受講機会や受講期間の拡大、費用負担の軽減等に向けた取り組みを図ること。また、有効期間及び更新手続きが廃止となった場合に研修記録等を作成する際には、研修の結果等で教職員の人事評価やそれに伴う給与への反映は行わないようにすること。
16. 休暇・休業制度に関して以下の事項について改善を図ること。
- (1) 休暇・休業が取得しやすい環境整備を図ること。特に育児のための短時間勤務制度や育児休暇、育児休業について環境整備を図ること。
  - (2) 子育て休暇や介護休暇の趣旨と内容を周知し、特に子育て休暇の取得要件をより具体化するよう努めること。
  - (3) 介護休暇の期間延長と取得要件の更なる緩和を図ること。
  - (4) 家族のための看護休暇の新設を図ること。
  - (5) 夏季休暇の日数増と取得時期の弾力的運用を図ること。
  - (6) 病気休暇の同一疾病の場合、復職後に 1 年間勤務した後、同一疾病による病気休暇再取得できる現在の運用基準について、復職後 1 年間勤務する要件の緩和を図ること。
  - (7) 「育児休業制度等の改正」および「不妊治療休暇の新設」に関する措置については、国家公務員において措置される制度を最低とし、条例の策定の際にはわれわれと十分に協議すること。
17. セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等の新たな防止策を提案・推進するとともにプライバシーに配慮した相談体制の充実に努めること。

## 2. 県人事委員会への要請（9月14日（水））

福島高教組は、本県教職員のあるべき給与・処遇の実現をめざして、県人事委員会に対して8月30日（火）に下記要望書を提出し、9月14日（水）、今次人事院勧告等を踏まえた県人事委員会要請を行いました。福島高教組からは永井國之執行委員長（岩瀬農業）と小桧山淳書記長（本部）の2名が出席し、県人事委員会事務局からは鈴木勉事務局長らが対応しました。なお、要望事項は、次の通りです。

<資料2>

要望書

1. 賃金要求について

(1) 月例給与について

2022年の給与改定勧告に当たっては、教職員の月例給与の水準の維持を最低とし、公平・公正で客観的な官民比較に基づいて行うこと。

(2) 一時金について

一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、教職員の生活を守る支給月数を確保すること。

(3) 諸手当について

社会経済情勢の変化、教職員の職務や生活実態を踏まえて改善することとし、次の通りすすめること。

①借家・借間に係る住居手当及び単身赴任等職員の留守家族に係る住居手当について、引き上げを図ること。

②通勤手当の引き上げとともに、高速自動車国道等利用職員及び新幹線等利用職員の認定基準について、遠距離通勤者の健康や費用負担等を考慮し、通勤実態に即したものとなるよう、基準の緩和を図ること。特に、高速自動車国道等利用職員に対する運用規則の基準見直しを図ること。

③部活動指導業務手当の改善並びに、自動車等交通用具使用職員が週休日に部活動指導を行った場合、自己負担となっている交通費等について、新たな制度を創設すること。

④単身赴任手当について、支給要件の改善を図るとともに、単身赴任となる新採用者への手当支給を実現すること。

⑤テレワークを行う場合に支給する新たな手当支給を実現すること。

(4) 再任用職員制度及び待遇改善について

①雇用と年金の確実な接続のため、国家公務員の定年引き上げの内容をふまえ、学校現場の実態に即した高齢期雇用制度の構築を図ること。

②希望者全員の任用を実現するよう指導すること。

③再任用職員の給与制度について、その経済的負担、定年前職員との均衡を考慮して改善すること。

(5) 地方公務員の定年引き上げにともなう高齢期雇用について

①60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえて、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。

②退職手当については60歳に達した日後の一番高い給料月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給も併せて確実にすること。

③高齢者部分休業制度において、加齢による諸事情等でも取得ができるように要件を緩和し、当該教職員がワーク・ライフ・バランスに応じた勤務ができるような制度設計を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公務職場の実態を踏まえた感染防止や安全確保を強化するとともに、関連業務をはじめとする給与・労働条件を改善すること。

(1) 感染により重症化することが指摘されている基礎疾患を有する教職員については、職員本人の意向を尊重し、在宅勤務の従事や感染リスクの低い業務に従事させるなどの措置を講じるよう指導すること。

(2) 妊娠している職員に対しては、産前・産後休暇を拡充すること。また、「医師等による指導を受けて職員が請求」との要件を省略し、当該職員の意思を前提として、在宅勤務を命じるようにすること。なお、当該職場において、他の職員の理解を得るよう努めること。

3. 労働諸条件の改善について

(1) 労働時間の短縮について

公務職場におけるワーク・ライフ・バランスを実現するため、「働き方改革」等を次の通り進

めること。

- ① 所定勤務時間の短縮を実効あるものとするため、教職員の超過勤務の是正に向け、勧告において「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」をふまえて、具体的に言及すること。
  - ② ICTや勤怠管理解析ソフト等を活用した客観的で厳格な勤務時間管理を正しく行うよう措置するなど、超過勤務の縮減に向けた取り組みについて、人事委員会として積極的に役割を果たすこと。あわせて、管理職への指導も徹底すること。
  - ③ 新型コロナウイルス感染拡大にともなう大幅な超勤増加をはじめ超過勤務の実績等を検証するとともに、これをふまえ必要な対策を講じること。
  - ④ 公務において、「勤務間インターバル」を確保するよう指導すること。
  - ⑤ 人事委員会においても、県立学校教職員における勤務実態調査を実施し、その結果を公表し改善に関する具体的な提言を行うこと。
- (2) 休業制度について  
仕事と子育て・介護の両立支援を実現するため、次の通り進めること。
- ① 家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休暇の期間延長と取得要件の緩和、家族のための看護休暇の新設を図るなど、介護休業制度を整備すること。
  - ② 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、新設を含め改善を図るとともに、育児休業、育児のための短時間勤務制度や育児休暇等を取得しやすい環境の整備を図ること。また、育児休業について、男性および女性教職員の取得促進がさらに図られるよう条件整備に努めること。
- (3) 障害者雇用について  
障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう、人事委員会としての役割を適切に果たすこと。
- (4) 教職員の採用等の推進について
- ① 女性教職員の採用・登用・職域拡大の着実な推進に向け、積極的な役割を果たすこと。
  - ② 教員採用試験の実施時期について、検討を図ること。
- (5) 福利厚生施策の充実について
- ① 心の健康づくりについては、勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むこととし、ストレスチェックや「教職員の心の健康づくりのための手引き」等に基づく施策の着実な推進に向けて必要な対応を図ること。
  - ② ハラスメントの防止については、令和2年4月1日に公布、6月1日に施行された人事院規則10-16に基づいた対策を着実に推進すること。特に、パワー・ハラスメント対策については、取り組み状況を把握し、必要な指導を行うこと。
  - ③ 苦情相談、紛争解決における人事委員会の役割を着実に果たすこと。

#### 4. 非常勤職員等の制度及び待遇改善について

- (1) 臨時的任用・任期付任用制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。
- (2) 同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇原則に基づき、非常勤職員等の給与を引き上げること。また、非常勤職員の着実な待遇の改善について一層努力すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、非常勤職員への雇用・待遇等への影響についての実態等を把握し必要な対応を図ること。
- (4) 非常勤職員の休暇制度等については、常勤職員との均等待遇を図るため、無給休暇の有給化等を進めること。

### 3. 県人事委員会勧告・報告（10月5日（水））

県人事委員会は、県議会及び県知事に対し、10月5日（水）、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

#### 職員の給与等に関する勧告・報告の概要（福島県人事委員会）〈抜粋〉

##### I 職員の給与に関する勧告

##### 1 民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員の給与と民間給与(企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内の784の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した175事業所の給与)の調査を実施した結果、職員の給与と民間給与との較差等は次のとおり。

(1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較 差 (b)-(a)
366,864円	367,647円	<b>783円(0.21%)</b>

(2) 特別給(ボーナス)

職員の年間支給月数(a)	民間の年間支給割合(b)	差 (b)-(a)
4.25月	4.35月	<b>0.10月</b>

※ 民間の年間支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給の割合。

2 本年の給与の改定等

(1) 月例給 給料表について

職員の給与が民間給与を下回ったため、初任給を中心に若年層に重点を置いて給料表の引上げ改定。

(2) 特別給(期末・勤勉手当)について

年間支給月数を0.1月分引上げ(4.25月分→4.35月分) ※期末手当が0.5月、勤勉手当が0.5月となり期末手当の引上げ実現。

(一般の職員の場合の支給月数)

〈表2〉	6 月 期	12 月 期	合 計
4年度 期末手当	1.175月(支給済み)	<u>1.225月(現行1.175月)</u>	<u>2.40月(現行2.35月)</u>
勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.00月(現行0.95月)	1.95月(現行1.90月)
5年度 期末手当	1.200月	1.200月	2.40月
以降 勤勉手当	0.975月	0.975月	1.95月

(3) 実施時期

- ・月例給は令和4年4月1日
- ・特別給は令和4年12月1日

3 その他の課題

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤事情等を踏まえ、手当額について検討が必要。

Ⅱ 人事管理の課題に関する報告

人事管理の課題に関する報告

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

若年人口の減少や民間の採用動向等を背景に受験者数が減少傾向にあり、引き続き、試験制度の見直しや採用募集活動の強化に取り組む必要。また、働き方改革や業務効率化を進め、受験者に県の魅力や仕事のやりがいを効果的に発信していくことが必要である。また、障がい者雇用の促進のため、適正な選考の実施とともに、障がいに応じた合理的配慮等が重要である。

(2) 人材の育成

質の高い行政サービスを提供していくためには、職員の意識改革や能力の向上に積極的に取り組むことが必要である。また、全ての職員が受講しやすい多様な研修機会の確保や、管理職員の業務指導力・組織マネジメント力を伸長する研修等の充実とともに、十分なコミュニケーションに基づく適正な人事評価により職員的能力・意欲の向上を図る必要がある。

女性職員の登用を一層進めるため、働きやすい環境の整備とともに、長期的なキャリア形成を意識した人事管理による育成が必要である。

## 2 勤務環境の整備

### (1) 長時間労働の是正

超過勤務の削減に向け、管理職員の意識向上と業務管理の徹底、デジタル変革（DX）の推進などの取組を着実に推進するとともに、これらの取組によってもなお、改善が図られない場合には、任命権者において業務量に応じた組織体制や職員配置などの検討が必要である。また、新型コロナウイルス対応業務では、長期化により影響を受ける職場の負担軽減も考慮しつつ、引き続き、適時適切な対応が必要である。

### (2) 教職員の多忙化解消

部活動の地域移行など新たな取組を掲げた「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」を着実に推進することが必要である。

### (3) 仕事と生活の両立支援

男性職員の育児休業取得を一層促進するため、順次改善が図られている各種支援制度の分かりやすい周知や、育児休業等をより取得しやすい環境づくりに取り組む必要がある。また、年次有給休暇の計画的な取得が可能となる環境づくりが必要である。

### (4) 多様で柔軟な働き方の推進

テレワーク等の働き方は、災害時等における業務継続のほか、職員のワーク・ライフ・バランス等の観点からも有効であり、定着に向けた課題の整理・検討が必要である。

### (5) 心身の健康保持

職員の心身の不調を未然に防止するため、ストレスチェックの有効活用や各種相談窓口の周知のほか、長時間勤務者の医師による面接指導を踏まえた職場での対応が必要である。また、定年引上げによる高齢期職員の増加も踏まえた職員の健康管理が必要である。

### (6) ハラスメントの防止

職員一人一人の状況を把握し、人権意識を高める取組の強化や相談しやすい環境の整備が必要である。

## 3 公務員倫理の徹底

職員の倫理意識の向上を図り、不祥事の発生原因等の分析や風通しの良い職場づくりが必要である。

## 4 定年引上げへの対応

令和5年度からの定年引上げの円滑な実施に向け、速やかに制度を整備し、対象職員に情報提供・意思確認を行う必要がある。また、運用面では、高齢期職員の知識・経験の活用、定年引上げ期間中の継続的な職員採用等に特に留意する必要がある。

## 4. 第2回県教委交渉（11月2日（水）・21日（月））

福島高教組は、11月2日（水）と21日（月）の両日、県人事委員会勧告・報告の取扱いを含めた教職員の待遇等の改善に関する確定交渉を行いました。交渉にあたり福島高教組は、震災及びコロナ禍の教育環境改善、教職員の生活を維持・改善できる給与水準の確保等、17項目にわたる要望を行いました。

11月2日（水）の提示交渉では、福島高教組から永井國之執行委員長（岩瀬農業）をはじめ7名が出席、県教委から本田伸雄政策監をはじめ29名が対応しました。続く21日（月）の確定交渉では、福島高教組から永井國之執行委員長をはじめ11名が出席、県教委から本田伸雄政策監をはじめ27名が対応しました。今回の交渉では、定年延長の条例制定に係る交渉も合わせて行ったことから、11月21日（月）の確定交渉が例年の90分から120分へと30分延長となりました。なお、交渉に参加した福島高教組の先生方は、次の通りです。（敬称略）

### 《提示交渉》

永井 國之（岩瀬農業）  
鈴木 知洋（ふたば未来）  
小松山 淳（本部）

佐久間辰彦（光南）  
大槻 成志（小高産業技術）

原田 大輔（南会津）  
羽根真実子（だて支援）

### 《確定交渉》

永井 國之（岩瀬農業）  
福島 健一（会津）

大和田真以（船引）  
原田 大輔（南会津）

齋藤 純一（船引）  
佐川 英太（磐城農業）

羽根真実子（だて支援）  
佐瀬 善美（本 部）

鈴木 知洋（ふたば未来）  
小松山 淳（本 部）

大槻 成志（小高産業技術）

#### 給与・勤務条件の改善及び教育予算の拡充等に関する要望

貴職におかれましては、本県教育の再建に向けたご尽力に敬意を表します。また、日ごろより福島高教組の運動に対するご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は収束の目途が立たず、学校現場では、感染防止対策に伴う業務量や時間外勤務の増加により、その勤務環境は依然として厳しい状況に置かれています。長引くコロナ禍において、教職員が地域や保護者、子どもたちの期待に応え、より質の高い教育を確実に提供していくためには、教職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。また、本県においては、東日本大震災から11年が経過する中、児童生徒の教育環境を整備し、学校現場の第一線で奮闘する教職員の勤務環境を改善することは喫緊の課題です。福島県が多くの困難を乗り越えていくためには、本県教育の持続的発展を成し遂げ、たくましく有為な人材を育成していくことが必要です。私たち県民の手で未来を切り開くためにも、下記の要望事項の実現にご尽力いただきますよう要望致します。

#### 記

1. 「県立高等学校改革前期実施計画」および「後期計画」の実施にあたっては、以下の事項について留意すること。
  - (1) 学校現場・地域等への丁寧な説明を継続的に行い、理解を得るとともに、当該校の教職員に実施に向けた細案を早期に提示すること。
  - (2) 当該校の担当教職員との連携を密にし、多忙化に繋がらないよう現場の意見を最優先とし、統合前統合後においても十分な加配を行うなど、積極的な人的支援を行うこと。
  - (3) 統合を受け入れる学校において校舎・実習施設等への十分な予算措置および環境整備を図ること。その際、学校現場の考えを尊重し、統合後の教育活動に支障が出ないよう校舎・施設整備計画を策定すること。
  - (4) 統合により校舎・実習施設等の使用がなくなる学校、特に「校舎方式」による統合が進められる学校において、最終使用年度まで十分な予算措置および環境整備を確保するとともに、教職員の十分な加配措置を講じること。
  - (5) 「県立高等学校改革後期実施計画」の実施にあたっては、前期実施計画における課題を踏まえた十分な配慮を行い、当該校や地域にその進捗状況を早期に周知すること。
2. 高校及び特別支援学校における教育の振興と充実を図るため、以下の事項について一層の改善を図ること。
  - (1) 多様な教育的ニーズへの対応、感染症拡大予防対策、ICT機器の円滑な活用等、県内すべての地域における教育の質保証の観点から、高校においては、全日制30人、定時制20人編制とするとともに、学校現場における校務量の増加に鑑み、教職員定数の抜本的改善を図ること。
  - (2) 県内すべての高校及び特別支援学校に対して、学校現場の実態を踏まえた、十分な加配措置及び継続的な予算措置を講じること。特に、1学年1学級の高校、ふたば未来学園高校、小高産業技術高校について、十分配慮すること。
  - (3) 養護教諭や学校司書について全校に常勤の職員として配置すること。特に養護教諭においては実状に応じた複数配置を図ること。
  - (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習支援員、部活動指導員等、外部人材との連携にあたっては、学校の実状に応じた配置拡充を図ること。なお、職責や業務にふさわしい待遇を確保し、要望のある学校に確実な配置を図ること。
  - (5) ICT環境整備を担当する教員の負担軽減のため、学校における環境整備の初期対応を行うGIGAスクールサポーター及び日常的な教員のICT活用の支援を行うICT支援員の全公立学校1校1人の常勤での配置を実現すること。当面、4校1人の配置を早期に実現すること。
  - (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止における消毒作業や、授業以外の諸業務を補助的に行う教員業務支援員の全公立学校配置を早期に実現し、教職員の負担軽減につながるよう

に業務を明確化するとともに、全公立学校で業務内容について共通の認識をはかれるよう支援すること。また、新型コロナウイルス感染症収束後も配置を維持すること。

3. 特別支援教育の環境整備のため、以下の事項について留意すること。
  - (1) 教室数の不足を解消するため、早急に施設・設備の拡充を図ること。
  - (2) 高校の施設等を活用した新たな特別支援学校の設置に際しては、当該校や地域に早期に内容を提示するとともに、課題等を十分に協議すること。
  - (3) 児童生徒数の増加に対応しながら生徒引率等の出張旅費や教育活動に必要な需用費等について予算の確保に努めること。
  - (4) 就労支援員の全校配置など、在籍生徒の正規雇用の確保に向けた実効ある具体策を講じること。
  - (5) 高校における通級指導やインクルーシブ教育を充実させる観点から、特別な支援が必要な生徒の指導と、教職員の指導・育成にあたる特別支援学校籍教職員の高校への配置拡充など、適切な対応策を講じること。
  - (6) 医療的ケアが必要な児童生徒が増加している状況に対応するため、学校看護師を要望のある学校に配置すること。あわせて、医療的ケアについては、看護師等医療従事者による対応を原則とすること。
  - (7) 教職員が認定特定行為業務従事者として、やむを得ず医療的ケアを実施する場合には、その業務の特殊性等を踏まえた特殊勤務手当を支給すること。
4. 児童生徒に充実した教育環境を保障するため、以下の事項について改善を図ること。
  - (1) 老朽化した校舎や実験・実習棟の改修・改築を促進すること。
  - (2) 「新しい生活様式」もふまえ、健やかに学習できる衛生環境の整備やバリアフリー化を進めること。特にトイレの洋式・乾式化やバリアフリースイールの設置を促進すること。
  - (3) 普通教室以外にも冷房の設置を促進するとともに、冷暖房に係る予算を確保すること。
  - (4) 実習設備の充実と適切な更新を図るとともに、実験実習費の増額等必要な予算を確保すること。
  - (5) 学校現場の実態に即したものとなるよう、旅費及び需用費、図書費等の増額を図ること。
  - (6) 新学習指導要領に対応した授業実践を行うため「GIGAスクール構想」に沿ったICT機器の充実授業で十分に活用できるソフトウェア等の整備、ICT機器を授業で利用しやすい環境の整備を図ること。
  - (7) 授業におけるICT化の先進事例を各学校へ共有するとともに、教員の研修する機会を積極的に設けられるようにすること。
5. 教職員の勤務の特殊性、職務の専門性等を踏まえた給与となるよう、以下の事項について実現を図ること。
  - (1) 月例給並びに期末・勤勉手当について、生活を維持・改善できる支給水準の確保を図ること。特に、30歳台から40歳台前半層の支給水準の確保を堅持すること。
  - (2) 40歳台から50歳台後半層の給与について、職務と職責に応じた支給水準となるよう改善を図ること。
  - (3) 児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化が進む学校現場の実態に鑑み、特別支援教育担当教員の給料の調整額及び調整数について、現行水準の引き上げを図ること。
  - (4) 義務教育等教員特別手当について、人材確保法の趣旨を十分に尊重し、率と額について現行水準を堅持すること。
  - (5) 産業教育手当、定時制通信教育手当について、職務の専門性・困難性等を考慮し、現行水準の引き上げを図ること。
6. 人事評価制度の実施にあたっては、成果と課題について不断の検証と見直しを図るとともに、能力・実績等を適正に評価するよう、管理職を指導すること。また、人事評価結果の給

与反映については、超過勤務の抜本的解消を前提とし、公務貢献の適用勤務年数の増設や年数を早めるなど、改善を図ること。

7. 障がいを持つ教職員が、業務に支障なく、安心して勤務することができるような人員配置や環境整備を図ること。
8. 雇用と年金の確実な接続のため、高齢期雇用について、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立および同法令和5年4月1日施行にともない、条例を制定する際には、以下の事項について留意すること。
  - (1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。
  - (2) 退職手当については60歳に達した日後の最も高い給与月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給もあわせて確実に行うこと。
  - (3) 高齢者部分休業制度において、加齢による諸事情等でも取得ができるように要件を緩和し、当該教職員がワーク・ライフ・バランスに応じた勤務ができるような制度設計を行うこと。
  - (4) 定年引上げによる新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に採用を進めること。
  - (5) 定年引上げに関する条例を制定する際には、われわれと別日程による交渉を設定すること。
9. 次の諸手当等に関して以下の事項について改善を図ること。
  - (1) 通勤手当等について、以下の改善を図ること。
    - ①自動車等交通用具使用職員の通勤手当の引き上げを図ること。
    - ②高速自動車国道等利用職員及び新幹線等利用職員の認定基準について、遠距離通勤者の健康や費用負担等を考慮し、通勤実態に即したものとなるよう、基準の緩和及び明確化を図ること。特に、高速自動車国道等利用職員に対する運用規則の基準見直しを図ること。
  - (2) 部活動指導業務手当について、1時間当たり1,200円への支給額増額と平日の指導分も支給対象とするなど、支給対象の拡大を図ること。あわせて、教職員が個人負担している指導に必要な資格取得および指導に関わる需用費に対し、費用弁償を行うこと。
  - (3) 単身赴任手当について、支給要件の改善を図るとともに、単身赴任となる新採用者への手当支給を実現すること。
  - (4) 在宅勤務における制度設計を行い、在宅勤務に関する手当の新設を検討すること。
  - (5) 退職手当の見直しが行われる際には、われわれと話し合いの場を持つこと。
10. 実習教員の部活動等における単独での指導及び引率について、運用面での諸課題を明らかにし解消するとともに、要件緩和を図ること。
11. 計画的かつ継続的な教員採用を実施すると共に、「情報」教員の積極的な採用を図ること。
12. 臨時的任用・任期付任用・会計年度任用職員の処遇改善を図ること。特に会計年度任用職員における無給休暇の有給化や期末勤勉手当の支給実現を図ること。
13. 教職員が児童生徒一人一人と向き合う時間を十分に確保するため、校務の削減と業務の効率化を一層推進し、教職員の多忙化解消及び勤務環境の以下の事項について改善を図ること。
  - (1) 「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の学校現場における具体的な運用方法を明示し、教職員の働き方について、実効ある改善策を講じること。
    - ①各学校で生じている業務の偏りが解消できるような具体的方法を明示し、管理職を指導すること。

- ②労働安全衛生法および人事院規則を踏まえ、教職員の勤務時間の状況に関する事項を適切に記録させること。
  - ③表面上の時間外勤務時間削減とならないよう管理職を指導するとともに、勤怠管理システム等を活用した持ち帰り業務の実態を把握すること。
  - ④全ての業務を正規の勤務時間内に終わられるよう、教員1週当たりの受け持ち授業数を15コマまでとすること。
  - ⑤本質的な業務削減や業務効率向上につながる具体的な方策や工程表の例などを明示すること。その際、教職員の新たな多忙化につながらないように配慮すること。あわせて、時間外勤務時間月45時間を超える教職員をゼロにすること。
  - ⑥全県統一様式の校務処理システム導入による担当等教職員の負担増加や混乱が生じないように、人員配置や研修等の十分な対応を図ること。
  - ⑦学校現場の多忙化解消の観点から、高等学校においては1学年4学級以上、特別支援学校においては学校規模を問わず、副校長ならびに教頭の複数配置を図ること。
  - ⑧部活動のあり方について、教職員の負担軽減に資するよう改善策を検討するとともに、教職員・保護者・生徒に提示し、練習時間の上限及び休養日が徹底されるよう確認・指導すること。あわせて、関係団体との協議をさらに進め、各種大会の精選を実現し、その成果を公表すること。
- (2) 変形労働時間制の導入にあたっては、「一年単位の変形労働時間制」の導入ができる環境にあるか検証すること。あわせて、導入の際にはわれわれの意見を十分にふまえたものとする。

14. 教職員が心身の健康の保持・増進を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、メンタルヘルス対策の一層の充実に努めるとともに、個々の教職員の状況に十分配慮した勤務環境となるよう、管理職を指導すること。

15. 教員免許更新制の発展的解消に伴う新たな研修制度においては、研修の機会拡充を図るとともに、教職員のさらなる負担とならない制度を構築されたい。研修記録等を作成する際には、研修の結果等で教職員の人事評価やそれに伴う給与への反映は行わないようにすること。

16. 休暇・休業制度に関して以下の事項について改善を図ること。

- (1) 休暇・休業が取得しやすい環境整備を図ること。特に育児のための短時間勤務制度や育児休暇、育児休業について環境整備を図ること。
- (2) 子育て休暇や介護休暇の趣旨と内容を周知し、特に子育て休暇の取得要件をより具体化するよう努めること。
- (3) 介護休暇の期間延長と取得要件の更なる緩和を図ること。
- (4) 家族のための看護休暇の新設を図ること。
- (5) 夏季休暇の日数増と取得時期の弾力的運用を図ること。
- (6) 病気休暇の同一疾病の場合、復職後に1年間勤務した後、同一疾病による病気休暇再取得できる現在の運用基準について、復職後1年間勤務する要件の緩和を図ること。

17. セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント等の新たな防止策を提案・推進するとともにプライバシーに配慮した相談体制の充実に努めること。

政策官一括回答の内容について

(定年延長については、2身分と権利を図る運動・IV公務員制度改革を巡る動向と取り組み・1定年引上げをめぐる動向に掲載)

皆様には、震災以降、様々な困難を乗り越えられ、教育活動に尽力していただき、また、令和元年度の台風19号、2021年および2022年の福島県沖地震、今般の新型コロナウイルス感染症対策など、献身的にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

〈表2〉		6 月 期	12 月 期	合 計
4 年度	期末手当 勤勉手当	1.175月(支給済み) 0.95 月(支給済み)	<u>1.225月(現行1.175 月)</u> 1.00 月(現行 0.95 月)	<u>2.40月(現行2.35月)</u> 1.95 月(現行 1.90 月)
5 年度 以 降	期末手当 勤勉手当	1.200月 0.975 月	1.200月 0.975 月	2.40月 1.95 月

まず、県人事委員会から勧告または報告された事項についてですが、県としては、人事委員会勧告制度は公務員における労働基本権制約の代償措置として尊重すべきものと、基本姿勢に立ちながら、国や他の都道府県、経済情勢を勘案しながら検討してまいりました。その結果、県人事委員会勧告通り実施したいと考えており、給与関係の改正案をお示しします。

はじめに、令和4年4月の官民格差に基づく給与改定であります。給料表につきましては人事委員会勧告による給料表の通り、改正することといたします。この改正は、令和4年4月1日から実施することといたします。

次に期末勤勉手当であります。令和4年12月期の支給割合につきましては、再任用職員以外の職員における期末手当の支給割合を1.225月分、勤勉手当の支給割合を1.0月分とし、特定幹部職員における期末手当の支給割合を1.025月分、勤勉手当の支給割合を1.2月分とします。

また、再任用職員における期末手当の支給割合を0.7月分、勤勉手当の支給割合を0.475月分とし、特定幹部職員における期末手当の支給割合を0.6月分、勤勉手当の支給割合を0.575月分とします。この改正は、令和4年12月1日から実施することといたします。

続きまして、令和5年6月期及び12月期の支給割合につきましては、再任用職員以外の職員における6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、特定幹部職員の期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分とします。

また、再任用職員における期末手当の支給割合をそれぞれ0.67月分、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とし、特定幹部職員の期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分、勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とします。この改正は、令和5年4月1日から実施することとします。

	月 例 給		期 末 ・ 勤 勉 手 当				
	本 県	国	本 県				国
			期末手当	勤勉手当	合計	前年比増減	
令和4	783円(0.21%)	921円(0.23%)	2.40	1.95	4.35	0.10	4.40
令和3	改定なし △76円	改定なし△19円	2.35	1.90	4.25	△	4.30
令和2	改定なし 164円	改定なし △164円	2.50	1.90	4.40	△	4.45
令和元	272円	387円	2.55	1.90	4.45	0.05	4.50
平成30	321円	655円	2.55	1.85	4.40	0.05	4.45
平成29	297円	631円	2.55	1.80	4.35	0.10	4.40
平成28	193円	70円	2.55	1.70	4.25	0.10	4.30
平成27	632円	1,469円	2.55	1.60	4.15	0.10	4.20
平成26	619円	1,090円	2.55	1.50	4.05	0.15	4.10
平成25	改定なし 60円	76円	2.55	1.35	3.90	0.00	3.95
平成24	改定なし 98円	△ 273円 (△	2.55	1.35	3.90	0.00	3.95
平成23	△ 897円 (△	△ 899円 (△	2.55	1.35	3.90	0.00	3.95

○宿日直手当につきましては、県人事委員会勧告において、宿日直勤務対象職員の給与の状況をふまえて改定することと勧告があったことをふまえて、一般の宿日直勤務に係る手当額を勤務1回につき、5,400円を5,500円に、5時間未満の日直勤務に係る手当額を勤務1回につき2,700円を2,750円に改正することとします。この改正は、令和4年4月1日から実施することとします。

○借家・借間に係る住居手当および当該手当に連動する単身赴任等職員の留守家族に係る住居手当につきましては、管理職員公舎を除く平均公舎入居料を当該手当に係る基礎控除額の算定基礎とすることとしており、令和4年4月1日現在で9,100円程度となっている旨、人事委員会から連絡を受けており、引き続き状況の推移を見守りつつ、状況に応じて対応してまいります。

○通勤手当につきましては、これから改正案をお配りします。(別紙1)

交通用具使用職員の通勤手当につきましては、昨年11月から本年10月までの1年間のガソリンの平均価格に基づき、改訂する従来のルールにより行うことが適当であると考えておりますので、自転車を除く自動車等交通用具使用職員の手当額及び原動機付自転車等の使用職員の手当額を別紙の通り改正し、令和5年4月1日より実施することとします。

○通勤手当に関しまして、勧告以外の改定であります。高速自動車国道等利用職員に係る、いわゆる7日ルールの特例について、これから資料をお配りします。(別紙2)

学校現場の特殊性を踏まえ、高速自動車国道等を利用しない日数の算定について、夏季休暇取得期間中である7月から9月までの間においては、当該3か月の平均により算定するなどの取り扱いとします。対象とする職員は、7月から9月までの間、引き続き学校に勤務し、高速自動車国道等を利用により通勤する教育職員とします。この改正は、令和5年4月1日から実施することとします。

○子育て休暇に関しましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間のある子について、子育て休暇が取得できるよう、知事部局の動向を踏まえ、対応してまいります。この改正は、令和5年4月1日から実施することを見込んでおります。

## 通勤手当の改定について(案)

別紙 1

### 1 改定内容

#### 【自動車等交通用具(自動車)使用職員】

(単位:円)

片道の通勤距離	現行手当額	改定手当額	手当増減額
4km未満	2,600	2,900	300
4km以上6km未満	3,900	4,400	500
6km以上8km未満	5,300	5,800	500
8km以上10km未満	6,600	7,300	700
10km以上12km未満	7,900	8,700	800
12km以上14km未満	9,200	10,200	1,000
14km以上16km未満	10,500	11,600	1,100
16km以上18km未満	11,900	13,100	1,200
18km以上20km未満	13,200	14,600	1,400
20km以上22km未満	14,500	16,000	1,500
22km以上24km未満	15,800	17,500	1,700
24km以上26km未満	17,100	18,900	1,800
26km以上28km未満	18,500	20,400	1,900
28km以上30km未満	19,800	21,900	2,100
30km以上32km未満	21,100	23,300	2,200
32km以上34km未満	22,400	24,800	2,400
34km以上36km未満	23,700	26,200	2,500
36km以上38km未満	25,100	27,700	2,600
38km以上40km未満	26,400	29,200	2,800
40km以上45km未満	29,300	32,400	3,100
45km以上50km未満	32,100	35,700	3,600
50km以上55km未満	34,900	38,800	3,900
55km以上60km未満	37,300	41,800	4,500
60km以上65km未満	39,400	44,100	4,700
65km以上70km未満	42,500	47,500	5,000
70km以上75km未満	45,500	50,900	5,400
75km以上80km未満	48,500	54,300	5,800
80km以上85km未満	51,600	57,700	6,100
85km以上90km未満	54,600	61,100	6,500
90km以上95km未満	57,600	64,500	6,900
95km以上	60,700	67,900	7,200

#### 【バイク使用職員】

・自動車使用職員に係る手当額の2分の1の額(100円未満切上げ)。2,000円を下回る場合は2,000円。

#### 【自転車使用職員】

・現行どおり。(2,000円)

### 2 改定時期

令和5年4月1日

# 通勤手当（高速自動車国道等利用）に係る 「7日ルール」の特例について（案）

## 1 趣旨

高速自動車国道等（以下「高速道路」という。）の利用実績を事後的に確認し、通勤手当を減額調整するいわゆる「7日ルール」について、学校現場の特殊性を踏まえ、特例を設ける。

## 2 特例の内容

夏季休暇取得期間である7月から9月までの3箇月間について、平均1箇月当たりの高速道路を利用しない日数が7日を超えていなければ、当該3箇月に係る手当額については、7日ルールによる減額調整を行わない。

※ 当該日数が、7日を超えている場合は、これまでどおり、7日ルールによる減額調整（それぞれの月の高速道路の利用実績による減額調整）を行う。

※ 当該3箇月間のうち、初日から末日までの全日数を通勤しない月があった場合は除く。

## 3 適用対象

7月から9月の間、引き続き学校に勤務し、高速道路を利用して通勤する教育職員（教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表、高等学校教育職給料表適用職員）

## 4 適用時期

令和5年4月1日

交渉の結果、県人事委員会勧告・報告の取り扱いを含めた給与・手当については、民間調査の客観的な支給実態に基づくものではありませんが、期末勤勉手当の引き上げに関しては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下でも、子どもたちの学びの保障のため職務に奮闘してきた教職員の努力が報われる結果となりました。しかしながら、ウクライナ侵攻や原油高、止まらない物価上昇を鑑みたときに、月例給の若年層のみの引上げは遺憾であります。

先行きの見えないなか、新型コロナ対応に加え、新学習指導要領の実施や急ピッチで進むGIGAスクール構想等、業務量が増大し、業務内容の質も変化するなかで、教職員の必死の奮闘が続いています。使用者である任命権者として、給与改定に伴い教職員の士気の確保を図るためにも、謝意と激励の意思を明らかにすべきではないかと考えます。今後も上部団体と共に賃金アップのために働きかけを行ってまいります。

一方で、通勤手当の引上げや通勤手当（高速自動車国道等利用職員）に係る「7日ルール」の特例、子育て休暇取得の要件緩和（子が18歳までに要件緩和）に加え、定年引上げにおける福島高教組の要望事項が数多く採用されるなど、われわれ教職員にとってメリットが大きいものが例年以上に複数提示されました。定年引上げに関する運用面については、勉強会を通じて細部を確認する必要がありますが、総合的に判断した結果、今年度は妥結することとなり、2022年度の県教委交渉を終えました。

### Ⅲ 2023春闘への取り組み

#### 1. 生活実態・勤務実態調査の実施

##### (1) 日高教「2023年度給与・勤務条件改善要求のための調査」を実施

福島高教組は、日高教に結集する中、2023春闘における日高教独自要求を決定するため、10月下旬に300名の組合員を対象とした「2023年度給与・勤務条件改善要求のための調査」を実施しました（回答数183名）。

#### 2. 2023春闘への取り組み

##### (1) 2022民間春闘の状況（2022年3月18日（金））

2022 春闘は、2月の要求提出以降、厳しい交渉環境の中で各労使が真摯に交渉を重ね、18日のヤマ場を含む第1 先行組合の回答ゾーンである今週（14～18日）の回答集計が終わりました。平均賃金方式で回答を引き出した組合の組合員加重平均は、6,581円・2.14%（昨年同期比1,018円増・0.33ポイント増）でした。

##### (2) 2023春闘における取り組み

###### ①公務労協地方公務員部会が全国人事委員会連合会に要請（2023年2月8日（月））

2月8日、公務労協地方公務員部会は、全国人事委員会連合会（全人連）に対して、2023年度地方公務員の賃金・労働条件等に関する要請を行い、要請書に対する回答を引き出した。全人連への要請は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、要請書の送付という形で行われた。地方公務員部会は要請書において、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安による物価高騰が、職員の生活に大きく影響している中、厳しい勤務環境においても、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供するためには賃金・労働条件の改善・確保が不可欠であり、各人事委員会が労働基本権制約の代償機関の立場から、職員の利益保護の役割・使命を十分認識し、要求事項の実現に向け、最大限の努力をするよう要請しました。

###### ②公務員連絡会が国家公務員制度大臣に2023春季要求書を提出（2023年2月20日（月））

公務員連絡会は、委員長クラス交渉委員が河野国家公務員制度担当大臣に要求書を提出しました。要求書では、賃金の積極的な引上げ、超過勤務の更なる縮減と適切な人員の確保、非常勤職員等の処遇改善などを求めました。

###### ③公務員連絡会が人事院に2023春季要求書を提出（2023年2月22日（水））

公務員連絡会は、委員長クラス交渉委員が川本人事院総裁に要求書を提出しました。要求書では、賃金の積極的な引上げ、超過勤務の更なる縮減と適切な人員の確保、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のあり方、非常勤職員等の処遇改善などを求めました。

#### ④公務労協地公部会が総務大臣に2023春季要求書を提出（2023年2月24日（金））

公務労協地公部会は、金子総務大臣に対して、春季要求書を提出し、3月下旬には誠意ある回答を示すよう求めました。要請では、「この間の物価高に、賃金の上昇が追いつかない状況が続いている。連合の2023春闘はすでに開始されているが、連合は、この春闘を「人への投資」「各産業の底上げ・底支え」と位置付け、定昇相当分を含めた賃上げ5%を目標に掲げ、闘いをスタートさせた。地方公務員部会としても、連合に結集し、2023春闘を全力で取組を進めるとともに、より質の高い地域公共サービスを提供するため、日々懸命に努力している職員の待遇改善等を目指して取組を進めている。本日提出した賃金、労働条件の改善をはじめとする諸要求の実現に向け、最大限の努力を求めると述べました。

#### ⑤公務員連絡会が2022春季要求について国家公務員制度大臣、人事院総裁と最終交渉（3月22日（水）、23日（木））

福島高教組は、日高教、公務員連絡会に結集する中、2023春季段階の最終交渉を行い、国家公務員制度担当大臣から、春の段階における最終的な回答を引き出しました。

#### 政府の2023春季要求に対する回答

- 長時間労働の是正に関して、皆様から関係各方面に対して、国会質問通告の早期化を働きかけていただいたとのことで、大変ありがたく思います。国会に対しては、質問通告の早期化に引き続きご協力をお願いするとともに、政府側として、国会対応業務の効率化を進めてまいります。  
今後とも、優秀な人材の確保のために長時間労働を是正し、国家公務員の働き方改革を実現するため、様々な取組を進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いします。
- 令和5年度の給与については、人事院勧告を踏まえ、国政全般の観点から検討を行い、方針を決定したいと考えています。その際には、皆様とも十分に意見交換を行いたいと考えます。
- 非常勤職員の処遇改善については、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とするよう、各府省申合せの改正を行いました。引き続き、適正な処遇が確保されるよう、関係機関とも連携して、必要な取組を進めてまいりたいと考えています。
- 自律的労使関係制度については、多岐にわたる課題があることから、皆様と誠実に意見交換しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えています。
- 最後になりますが、今後とも職員団体とは誠意を持った話し合いによる一層の意思疎通に努めてまいります。

## I 2023年度人事への取り組み

2022年度人事異動期にあたり、福島高教組は、本部と支部において、次のような人事に関する運動を展開してきました。

### 1. 本部の取り組み

#### (1)「2023年度人事に関する希望調査」を実施（10月24日（月）～28日（金））

不当人事を排除し、組合員のキャリアプランに基づく異動を推進するため、「2023年度人事に関する希望調査」を全組合員対象に実施するとともに、各分会、支部に人事対策委員会の設置を指示しました。

#### (2) 第1回支部長会の開催（11月5日（土））

福島高教組は、Zoomによるリモート開催において、第1回支部長会を開催しました。会議では、人事対策の基本方針を確認した後、組合員の人事希望個票を集約した「人事に関する調査一覧」に基づき、通勤事情などを含めた個別の異動希望状況について確認を行いました。

最後に、組合員の希望実現のため、県教委と県高等学校長協会専門部会長及び支部長への要請行動実施を申し合わせました。

(3) 「人事異動等の勤務条件に関する要望書」を県教委へ提出（12月1日（木））

福島高教組は、県教委に対して「人事異動等の勤務条件に関する要望書」を提出し、組合員のキャリアプランに基づく異動の実現と勤務条件等の整備に努力するよう要請しました。

(4) 県高等学校長協会に対する人事異動要請を実施

福島高教組は、県高等学校長協会の各部会長に対し、組合員より提出された異動希望一覧表を持参し、組合員のキャリアプランに基づく異動の実現等に努力するよう要請しました。要請には永井國之執行委員長（岩瀬農業）、小桧山淳書記長（本部）が赴きました。

○県会長（鈴木 芳人校長・安 積）：11月18日（金）

○普通部会長（菊池 直之校長・橘 ）：11月30日（水）

○工業部会長（鈴木 康隆校長・福島工業）：11月30日（水）

○農業部会長（安田 修久校長・福島明成）：11月21日（月）

○商業部会長（松浦 冬樹校長・福島商業）：11月30日（水）

(5) 人事異動に関する県教委要請を実施（12月9日（木））

福島高教組は、第6回執行委員会開催後、福島市「県庁」において、2023年度人事異動に関する県教委要請を実施しました。福島高教組から、永井國之執行委員長（岩瀬農業）をはじめ6名が出席し、県教委からは、高校教育課より3名が対応しました。なお、要請に参加した福島高教組の先生方は、次の通りです。（敬称略）

永井 國之（岩瀬農業） 佐瀬 善美（喜多方桐桜） 鈴木 知洋（ふたば未来）

原田 大輔（南会津） 佐久間辰彦（光 南） 小桧山 淳（本 部）

1. 民主的な人事行政の確立を図ること。運用にあたって以下の事項に配慮されたい。
  - (1) 異動希望について校長段階で止め置くことなく、県教委へ提出するよう指導すること。
  - (2) 異動の経過等について、管理職から教職員に対する丁寧な説明を行うこと。また、希望以外の異動や現任校への残留等の場合、早期に本人へ周知し、十分な理解を得ること。
  - (3) 初任や若年・永年の異動対象者について、本人のキャリアプランを尊重するとともに、校長から適切に説明を行い理解に努めること。特に、若年者の異動に関しては、本人のライフプランも十分に理解したうえで人事異動を行うように努めること。
  - (4) 異動促進のために、相双地区や中山間地域の異動に関しては、異動回数を問わず、原則2地域完了とされたい。
  - (5) 平成20年度以前採用者における旧基準の準用については、教職員の生活設計を踏まえ、弾力的な適用を図ること。
2. 学級減、募集停止等に伴う過員解消人事にあたっては、早期の周知に努めるとともに、異動対象者については、生活に不利益が生じないように本人のキャリアプランに基づく人事の優先を図られたい。
3. 高校と特別支援学校間など学校種別間の交流については、人事異動実施要項において定められた期間に基づき、特段の配慮を図ること。
4. 教職員の健康等を考慮し、遠距離通勤や別居となる異動は避けること。やむを得ず、遠距離通勤や別居が生じた場合、3年で解消するよう努めること。特に下記の事例等について留意されたい。
5. 病気治療や家族介護等の特別な事情がある場合、勤務条件や職場環境等の改善を図ること。
6. 東日本大震災および原発事故に伴う家族との別居や遠距離通勤が、未だ継続している教職員について、その解消と負担軽減に特段の配慮を図り、最優先の対応をすること。
7. 初任や若年・永年の異動対象者について、本人の希望や教育的効果を考慮した弾力的な運用を図ること。
  - (1) 学級担任等の継続を希望する場合、現任校での勤務継続に配慮すること。

- (2) 定年退職まで残余2年程度の場合、本人の希望を考慮し、現任校での勤務継続に配慮すること。
- (3) 定年引上げ対象となる教職員の人事異動についての取り扱いを早期に提示すること。
- (4) 育児休業や休職期間等にある教職員について、本人の希望等を考慮し、人事異動の弾力的な運用を図ること。
- (5) 若年教職員の生活設計を考慮した人事異動を図ること。
- 8. 校務運営の活性化と教職員の意欲向上を図るため、各学校における教職員の年齢や男女構成、講師等の適正な割合に配慮されたい。また、新規採用者について、小規模校への複数配置や連年での配置、同一教科の複数・連続配置を行わないこと。
- 9. 県立学校人事異動公募選考制度の公正な運用に努めること。また、人事異動公募選考制度によって異動した教員については、「求める教員像」等を踏まえた勤務実績・評価を本人に適切に伝えるなどの対応を図られたい。さらに、実習教員についても人事異動公募選考制度の対象とすること。

## 2. 支部の取り組み

### (1) 支部による地区校長会に対する要請

11月下旬から各支部段階において、支部長を中心に、組合員より提出された異動希望一覧を踏まえ、県校長協会支部長に対する要請行動を行いました。

#### ① 県北支部〈遠藤 将太支部長・福島商業〉

11月29日(火)：佐藤 弘樹校長(県北支部・福島)

#### ② 県中支部〈三浦 勲支部長・田 村〉・県南支部〈佐久間辰彦支部長・光 南〉

11月28日(月)：鈴木 芳人校長(県南支部・安積)

#### ③ 会津支部〈福島 健一支部長・会 津〉

12月1日(木)：鈴木 義祐校長(会津支部・会津)

#### ④ いわき支部〈草野 智教支部長・いわき湯本〉

11月30日(水)：柳沼 英樹校長(いわき支部・磐城)

#### ⑤ 相双支部〈大槻 成志支部長・小高産業技術〉

11月30日(水)：瓜生 康弘校長(相双支部・相馬)

## 3. 令和5年度人事異動について

### 1. 校長・副校長・教頭について

〈表1〉令和5年度県立学校教職員人事異動表

(福島県教育委員会資料より)

異動種別 職・種別 学校種別	退 職							採 用 等							転 補							総 計
	校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 諭 等	事 務 職 員 等	計	校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 諭 等	事 務 職 員 等	計	校 長	副 校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 諭 等	事 務 職 員 等	計	
中 学 校	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	5	2	7	10
高 等 学 校	15	0	3	0	120	17	155	5	4	17	0	58	7	91	26	2	46	0	546	97	717	963
特別支援学校	5	0	2	0	31	5	43	2	3	7	0	46	5	63	5	0	11	0	187	18	221	327
計	20 (±0)	0 (±0)	5 (-1)	0 (±0)	152 (6)	22 (-3)	199 (2)	7 (-5)	7 (2)	25 (-1)	0 (-2)	105 (3)	12 (-1)	156 (-4)	31 (-9)	2 (2)	57 (-7)	0 (±0)	738 (-31)	117 (-34)	945 (-79)	1300 (-81)

(注) 1 ( )内は前年度比。

2 教諭等には、教諭・養護教諭・実習助手等・技能員・寄宿舎指導員を含む。

3 事務職員等には、事務職員・船舶職員・学校栄養職員・運転手・ポイラー技士・用務員・調理員を含む。

### (1) 概況

校長新任は4名(前年度12名)で、教頭から2名(同5名)、教育庁等から2名(同7名)でした。また、副校長新任は7名(うち高校4名、特別支援学校2名)、教頭新任は15名(前年度26名)で、教諭から10名(同15名)、教育庁等から5名(同11名)となっています。福島高教組は、従来、学校現場を優先した管理職の登用を求めてきました。今年度、教頭の学校現場からの管理職登用率は66.6%(前年度58.0%)となりました。

## (2) 校長の勤務年数

校長の転任については、転任21名（教育庁・小中学校等からの転任10名を除く）のうち、同一校2年勤務が10名、3年勤務が3名、副校長からの昇任が4名でした。退職校長20名のうち、2年勤務が13名で全体の65.0%（前年度55.0%）、3年勤務が6名で全体の30.0%（同40.0%）、4年勤務が0名となっています。

管理職には、各学校の実態を踏まえたリーダーシップの発揮が求められます。教育実践には一定の年数が必要であるとともに、人事刷新の観点からも適正な勤務年数が求められます。

## 2. 教諭等について

### (1) 退職について

高等学校では、教諭108名（養護教諭含む）、実習教員12名で、寄宿舎指導員は0名でした。また特別支援学校では、教諭30名（養護教諭含む）、実習教員1名で、寄宿舎指導員は0名でした（表2）。

校種	職区分	退職			新採用		
		4年度	3年度	2年度	5年度	4年度	3年度
高 校	教 諭	108	100	97	49	48	39
	実教・寄宿舎指導員	12	11	11	9	10	7
特別支援学校	教 諭	30	34	32	43	42	48
	実教・寄宿舎指導員	1	1	0	3	2	1

は、教諭30名（養護教諭含む）、実習教員1名で、寄宿舎指導員は0名でした（表2）。

### (2) 新採用について

高等学校における教諭等の新採用者数は、教諭49名、実習助手9名、寄宿舎指導員0名でした。光南、相馬総合、原町の3名をはじめとする計11校で新採用教諭の複数配置がありました。特別支援学校では、教諭43名、実習助手2名、寄宿舎指導員1名となっています（表2）（表3）。新採用教員の複数配置については、初任者研修等に伴う影響や担任経験等の校務分掌上の課題が懸念されます。このことから、福島高教組は、以前から一貫して「新採用教員の適正配置」を求めてきました。

〈表3〉 特別支援学校・新任者の配置

校名（群・障がい）	令和5年度		令和4年度	
	教 諭	実教・寄宿舎指導員	教 諭	寄宿舎指導員
視覚支援（Ⅱ・視覚）	1	2	0	—
大笹生支援（Ⅰ・知的）	6	—	4	—
だて支援	1	—	0	—
聴覚支援（Ⅱ・聴覚）	1	—	1	1
郡山支援（Ⅱ・肢体）	4	—	6	1
あぶくま支援（Ⅰ・知的）	4	—	7	—
須賀川支援（Ⅱ・病弱）	2	—	0	—
たむら支援（Ⅰ・知的）	0	—	2	—
西郷支援（Ⅰ・知的）	7	—	4	—
石川支援（Ⅰ・知的）	2	—	2	—
会津支援（Ⅰ・知的）	6	—	2	—
猪苗代支援（Ⅰ・知的）	0	—	1	—
平支援（Ⅱ・肢体）	3	1	3	—
いわき支援（Ⅰ・知的）	6	—	6	—
富岡支援（Ⅰ・知的）	0	—	2	—
相馬支援（Ⅰ・知的）	0	—	2	—
計	43	3	42	2

### (3) 異動件数等とこれまでの取り組み

高等学校における教諭等の転任総数は、545件（前年度556件）でした。また、特別支援学校における教諭等の転任総数は187件（同203件）となりました。福島高教組組合員の異動件数（学校間での異動）は102件（同90件）でした。

福島高教組は、昨年度第75回定期大会及び第156回定期中央委員会における決定に基づき、「勤務経験の公平化」や「遠距離通勤や単身赴任・別居の解消」「希望交流と円滑な人事交流の推進」に取り組んできました。

組合員の『人事に関する調書』に基づき、各支部や分会と連携し、異動に伴う勤務条件の改善を県教委・校長会等に対し要請してきました。その結果、福島高教組に提出された異動希望68件（現任校への残留希望含む）の達成率は77.9%（前年度68.3%）となりました。

単身赴任及び遠距離通勤等、困難な事案については、福島高教組の要望に基づく改善が図られてきました。

#### (4) 学校群間、地区間の異動の概況

高等学校教諭等（養護教諭、実習教員を含む）の学校群・地区間の異動状況は〈表4〉の通りです。永年を中心に異動対象者の懸案事項について、異動希望達成率は前年を大きく上回りました。教科の専門性や、全県的な学級数減に伴う過員解消等により達成できなかった事案があり、次年度も重要課題として取り組みを継続していきます。

〈表4〉 高校教諭等の地区間の異動状況

(単位:人)

	県北から	県中から	県南から	会津から	いわきから	相双から	合計	地区外から	
県北へ	138	11	10	7	7	11	184	46	(25.0%)
県中へ	18	50	24	22	8	5	127	77	(60.6%)
県南へ	8	22	84	6	11	4	135	51	(37.8%)
会津へ	11	10	12	99	13	5	150	51	(34.0%)
いわきへ	7	2	7	11	49	7	83	34	(41.0%)
相双へ	7	3	5	4	9	6	34	28	(82.4%)
合計	189	98	142	149	97	38	713		
地区外へ	51	48	58	50	48	32			
	(27.0%)	(49.0%)	(40.8%)	(33.6%)	(49.5%)	(84.2%)			

※特別支援学校及び中高との交流等、統合校内の所属異動を含めない。

高等学校教諭の地区ごとの転出入の集計結果は〈表5〉の通りです。

〈表5〉 高校教諭等の地区ごとの転出入 (単位:人)

地区	転入	転出	差分	4年度
県北	46	51	-5	9
県中	77	48	29	8
県南	51	58	-7	2
会津	51	50	1	-19
いわき	34	48	-14	10
相双	28	32	-4	-10

### 3. 再任用について

再任用者数は、高等学校において、教諭207名（前年度155名）、実習助手29名（同22名）となりました。また、特別支援学校においては、教諭35名、実習助手0名となりました。

雇用と年金の確実な接続を図るべく、希望に基づく雇用継続とともに、職責に見合った適正な給与水準の確保について引き続き要望していきます。

### 4. 令和6年度人事異動に向けた課題について

#### (1) 全県的な過員解消人事

多くの学校で学級数減や統廃合に伴う過員解消人事が続くことが予想されます。過員解消の異動対象者について、本人の希望に基づく異動の実現を求めてまいります。

#### (2) 遠距離通勤の解消

新基準の異動要件（3地域異動）を達成するために、遠距離通勤の増加が懸念されます。しかしながら、長年にわたる遠距離通勤は心身に大きな負担をかけることとなります。解消に向け、最優先での対応を求めてまいります。

#### (3) ライフプラン・キャリアアップに配慮した「計画人事」を

県教委は「計画人事」を基本姿勢としており、教職員のライフプラン・キャリアアップに配慮した「計画的」な異動が求められます。しかしながら、新採用者の出身地域配置、若年者の同地域異動などが見受けられ、課題となっています。合わせて、3地域異動のあり方については、校務運営上の課題も指摘されており、成果と課題の検証を求めていく必要があります。

## II 職場民主化への取り組み

### 1. 職場民主化調査の実施

#### (1) 職場民主化調査結果について

今回の調査は、第75回定期大会の決定に基づき、昨年12月から組合員を対象に80分会の県立学校（高校並びに特別支援学校）で実施し、80分会中77分会（96.25%）（昨年85分会中84

分会（98.8%）から回答がありました。この結果、延べ数にして校長77名、副校長6名、教頭117名について評価集計を行いました。

併せて、施設・設備など教育環境の整備、学校事務上の課題、人事評価制度の課題、外部人材との関係等についても意見集約を行いました。

〈資料13〉

●調査方法

1 回答数 ○対象 県立学校 80 分会 ○回答 77 分会（内訳〔のべ数〕…校長 77 名、副校長 6 名、教頭 117 名）

2 調査内容

○「福島県立学校職員等の勤務評定実施要項」の評定要素等を考慮し作成

（校長10項目、教頭5項目、100点満点に換算。事務長に関しては総合評価1項目で100点満点）

A 大変良い 80～100点 B 良い 70～79点 C 普通（よく分からない） 50～69点

D 良くない 35～49点 E 極めて良くない 35点未満 の5段階で区分しました。

3 「特記事項」「職場の問題・その他」について自由記述で回答を求めました。

**校長評価** 評価A校長は6名（12.0%）

I 総合評価（校長）

1 「A～E・5段階分布」は、〈資料1〉の通りです。50名の校長（評価者3名以上）のうち、最高85.3点（前年度96.7点）、最低42.0点（前年度45.3点）、平均点は、70.2点（評価者3名以上）でした。

2 「A・B評価の校長」は25名（50.0%）（前年度34名、64.0%）。

3 D・E評価の校長は2名。

II 校長評価の概況

〈リーダーシップの適正〉

校長のリーダーシップのもと、教職員が安心して教育活動に専念できるよう、民主的で活気ある職場環境づくりが強く望まれます。「強いリーダーシップ」と「高圧的な態度」、「温厚な姿勢」と「決断力の欠如」など、リーダーシップに対する評価は受け止める教職員により様々と言えます。また、人事評価に対する不安の声や、「人事異動について職員の身になって取り組んでいない」、「教職員の資質・適性を活かした校務分掌を行ってほしい」などの指摘も見られました。

教職員にとっては、勤務環境や校務分掌の適正化による多忙化の解消に対して、校長のリーダーシップを期待する傾向が見受けられます。豊富な教職経験や高い見識に基づいた、適切かつ具体的な指導・助言が管理職に求められます。

〈日常のコミュニケーションと信頼関係の重要性〉

校長には、教職員との日常からのコミュニケーションを大切に、安心して勤務できる職場環境づくりが求められます。学校が直面する教育諸課題への認識を教職員と共有するためにも、教育活動に高い関心を持ち、積極的に評価する姿勢が求められます。また、教職員の健康面や、出張・研修・年休等への配慮のほか、日頃からの行動・言動や倫理観など、校長に相応しい「品位」や「人間性」も求められます。

〈運営方針の明確化〉

「本校の今後を見据えたビジョンが見えない」、「学校改革に対する意識が低い」など、校長としてのリーダーシップを発揮していないとの指摘が散見されます。一方、学校の運営ビジ

〈資料1〉校長評価集計結果（評価者が3名以上）

① 50分会（校長50名）

※評価者3名以上

（単位：人）

	A	B	C	D	E	合計
県北	0	7	2	0	0	9
県中	2	4	6	1	0	13
県南	1	2	2	0	0	5
会津	2	1	5	0	0	8
いわき	1	2	7	1	0	11
相双	0	3	1	0	0	4
計	6	19	23	2	0	50
率（%）	12.0%	38.0%	46.0%	4.0%	0.0%	100.0%

② 参考：過去5年間の評価集計結果（評価者3名以上）の推移  
（単位：%）

年度	A	B	C	D	E
2017	20.6	44.0	28.0	2.0	0.0
2018	34.8	26.1	34.8	4.3	0.0
2019	28.3	43.4	28.3	0.0	0.0
2020	18.0	48.0	32.0	2.0	0.0
2021	22.6	41.5	32.1	3.8	0.0

ョンを明確にし、教職員に示すなど、校長が自身の教育理念を正しく伝えるべく努力していると評価する声も挙げられました。教職員を信頼し、教育諸課題の改善に向けて努力する姿勢に期待が寄せられています。

### 〈サービス管理の在り方について〉

説明責任やサービス管理への配慮などから、外部評価を意識しすぎるとの意見が見られます。また、教職員の不祥事根絶を強く訴えるあまり、教職員に対する不信感と受け止められるような発言や、管理強化につながる懸念も指摘されました。事故等の絶無は当然ですが、教職員の萎縮や「指示待ち」を招かず、活力ある学校づくりのための配慮が必要です。

## 副校長・教頭評価 評価Aの副校長・教頭は26名(31.3%)

### I 総合評価(副校長・教頭)

- 「A～E・5段階分布」は、〈資料2〉の通りです。83名の副校長・教頭(評価者3名以上)のうち、最高100点(前年度98.0点)、最低37.3点(同40.0点)、平均点は、73.1点(評価者3名以上)でした。
- 「A・B評価の副校長・教頭」は50名(60.2%)(同60名、63.8%)。
- D評価の教頭は4名(前年度5名)でした。  
E評価の教頭は0名(前年度0名)でした。

### II 教頭評価の概況

#### 〈教頭自身の教育ビジョンの積極的発信を求める声も〉

今回の調査からは、教頭について「自分の仕事で精一杯の様子である」、「校務分掌の調整ができていない」等の評価が見られました。校長に対し学校や教職員の業務の進捗状況を伝達し、必要な調整を行うことも教頭の重要な役割です。校長-教職員及び教職員間の意見調整など、教頭には多面的な調整能力が求められますが、過度に自身を抑制する態度が、教職員にとって「消極的」と映る傾向が見られます。校長不在時のリーダーシップや、生徒指導等において、教頭自身が積極的に教育理念を述べることも求められます。

一方、教職員の話に耳を傾けなかったり、感情的な態度や精神的打撃を与える発言で教職員を萎縮させたりする事例も挙げられました。教頭は、校長以上に教職員との直接的な接点が多く、同じ指導や助言も、伝え方や状況で「受け止め方」が異なります。

#### 〈日常のコミュニケーションと信頼関係の重要性〉

校長同様、教職員との日常からのコミュニケーションを大切に、安心して勤務できる職場環境づくりが求められます。また、複数教頭配置校における教頭間の関係を望む声や、教職員の健康面、出張・研修・年休等への配慮を求める意見が見られました。個々の教職員の能力を一層引き出すためにも、教頭には日ごろからの丁寧なコミュニケーションが重要になります。

#### 〈資料2〉副校長・教頭評価集計結果(評価者が3名以上)

- ① 50分會(副校長4名・教頭79名) ※評価者3名以上  
(単位:人)

	A	B	C	D	E	合計
県北	5	4	6	0	0	15
県中	5	6	10	1	0	22
県南	4	3	1	1	0	9
会津	4	3	5	0	0	12
いわき	6	4	6	1	0	17
相双	2	4	1	1	0	8
計	26	24	29	4	0	83
率(%)	31.3%	28.9%	34.9%	4.8%	0.0%	100.0%

- ② 参考:過去5年間の評価集計結果(評価者3名以上)の推移  
(単位:%)

年度	A	B	C	D	E
2017	20.5	25.6	37.2	9.0	7.7
2018	29.4	29.4	30.9	8.8	1.5
2019	44.7	29.4	24.7	1.2	0.0
2020	31.0	33.3	35.7	0.0	0.0
2021	40.4	23.4	30.9	5.3	0.0

#### 〈資料3〉事務長評価集計結果(評価者が3名以上)

- ① 50分會(事務長50名) ※評価者3名以上  
(単位:人)

	A	B	C	D	E	合計
県北	3	5	1	0	0	9
県中	5	4	4	0	0	13
県南	2	1	2	0	0	5
会津	5	2	1	0	0	8
いわき	6	1	4	0	0	11
相双	1	1	1	1	0	4
計	22	14	13	1	0	50
率(%)	44.0%	28.0%	26.0%	2.0%	0.0%	100.0%

- ② 参考:過去5年間の評価集計結果(評価者3名以上)の推移  
(単位:%)

年度	A	B	C	D	E
2021	39.6	35.8	22.6	1.9	0.0

## 事務長評価 評価Aの事務長は21名 (39.6%)

### I 総合評価 (事務長)

- 1 「A～E・5段階分布」は50名の事務長 (評価者3名以上) のうち、最高97.5点 (前年度100点)、最低37.3点 (前年度46.7)、平均点74.5点 (前年度74.8点)
- 2 「A・B評価の事務長」は36名 (前年度40名)
- 3 D評価の事務長は1名 (前年度1名)。E評価の事務長は0名 (前年度1名)。

### II 事務長評価の概況

2021年度より新たに事務長評価を実施し2年目となりました。A・Bの評価が全体の72.0%と評価が高く、教職員・生徒が充実した学校生活を送れるように業務を行っている事務長が多いです。しかしながら、「外部の業者に威圧的な態度をとる」「教育現場を理解せずに独断で動いている」「本来口を出すべきでない学校業務にも細かく言われる」「普段の行動や言動からきちんと仕事をしているように思えない」「威圧的な言動をとる、パワハラ被害にあった」等の評価が見受けられました。学校現場の中で勤務する事務長として、教職員・生徒を第一に考え、しっかりと校長・教頭・教職員とコミュニケーションをとりながら円滑に業務を進めることが重要です。

### 職場の課題・その他

#### 〈コミュニケーションで「活力ある風通しの良い職場」を〉

学級数の削減や校務分掌の不均衡によって、特定の個人に校務負担が集中している実態が多数報告されました。複雑かつ多様化する教育諸課題への対応がマンパワーだけで求められることに憂慮を抱かざるを得ません。

多忙な勤務でコミュニケーションが十分に図られず、職場が潤いを失っているとの指摘があります。コミュニケーション不全是、メンタルヘルスにも影響を及ぼします。教育課題の改善、働きやすく活力ある職場づくりには、管理職のマネジメントだけでなく、教職員一人ひとりの意識と取り組みが不可欠です。

### 総括

今回調査においても、管理職に関する特記事項が数多く寄せられたほか、職場の問題点等に関する記載も多く寄せられ、学校現場が抱える課題等を集約することができました。

職場における問題点の早期発見と解消は、教職員の勤務環境改善に資するだけでなく、生徒への教育活動にも大きく影響します。民主的で活力ある職場環境づくりに向け、今後も継続的な調査と結果の検証が必要です。先生方の積極的な意見発信をお願いいたします

## (2) 職場民主化調査に関する県教委要請を実施 (2月6日 (月))

福島高教組は、民主的で活力ある職場づくりを通じた、高校・特別支援教育の充実と振興を目的として、「職場民主化調査 (管理職評価)」を実施しております。今年度も定期大会での決定に基づき、全組合員を対象に調査を実施しました。集計結果を2月6日 (月) に、永井國之執行委員長 (岩瀬農業) と小桧山淳書記長 (本部) が県教委へ提出・説明し、対応を要請しました。県教委からは、高校教育課の中村充幸主幹、太田隆明主任管理主事、坂本圭介管理主事、特別支援教育課の齋藤茂子主幹兼副課長、大橋隆史主任管理主事、職員課の高橋敏幸主幹兼副課長、渡辺隆博主任管理主事がそれぞれ対応しました。また、教育長、理事兼政策官、教育次長、庁参事はじめ、各課課長および主幹へ資料を提出しました。

## III 専門部の活動について

### 1. 専門部委員会の開催 (6月18日 (土) 19日 (日))

福島高教組は、リモートにて専門部委員会を開催しました。本委員会は、定期大会と各支部総会を受けて、各専門部における今年度の活動を協議する目的で開催され、「実習教員部」「女性部」「青年部」「特別支援教育部」の4専門部で実施され、各支部の専門部役員を中心に21名が出席しました。2022年度より、合同での開催を行わず、4専門部それぞれに委員会を行いました。日時および出席者は〈資料14〉をご覧ください。各委員会では、昨年度の総括と今年度の活動目標や具体的な取り組み、要望事項等について協議を行いました。専門部委員会の議事内容、

記録等は福島高教組Webサイトに掲載しています。なお、各部の執行部担当・支部担当で参加された先生方は、次の通りです。(敬称略)

〈資料14〉 専門部委員会の各部担当・出席者

6月18日(土) 10:00~12:00 特別支援教育部 出席者

	役職等	氏名	分会名
県中	特別教育支援部	滝田 隆介	聴覚支援
相双	特別支援副部長	西山 博文	相馬
執行部	執行副委員長	齋藤 純一	船引
執行部	執行委員	羽根 真実子	だて支援
執行部	執行委員	蓮岡 美由紀	猪苗代支援
執行部	執行委員	山田 敦子	相馬支援
執行部	書記長	小桧山 淳	本部

支部専門部役員 特別支援教育部

支部	役職等	氏名	分会名
県中	特別教育支援部	滝田隆介	聴覚支援
いわき	特別支援	蓬田真由美	いわき支援
相双	特別支援部長	山田 敦子	相馬支援
相双	特別支援副部長	西山 博文	相馬

6月18日(土) 13:30~15:30 実習教員部 出席者

	役職等	氏名	分会名
県北	実習部	角田 浩斗	二本松工業
県南	支部実習職員部長	嶋田徳栄	白河実業
相双	相双支部長	大槻 成志	小高産業技術
執行部	執行副委員長	佐瀬 善美	喜多方桐桜
執行部	執行委員	原田 大輔	南会津
執行部	書記長	小桧山淳	本部

支部専門部役員 実習教員部

支部	役職等	氏名	分会名
県北	実習部	角田浩斗	二本松工
県中	実習教員部長	長谷部真理	清陵情報
県南	実習職員部長	嶋田 徳栄	白河実業
県南	実習職員副部長	古山優香里	光南
会津	実習部	大森 賢治	会津農林
いわき	実習職員部長	大塚 秋典	平工業
相双	実習教員部長	安藤 伸一	小高産業技術
相双	実習教員副部長	木幡 美希	相馬総合

6月19日(日) 10:00~12:00 女性部 出席者

	役職等	氏名	分会名
会津	支部女性部長	今野 美幸	若松商業
いわき	女性部会長	長田 佳代	いわき湯本
相双	女性部長	高篠 敦子	相馬総合
執行部	執行委員長	永井 國之	岩瀬農業
執行部	執行委員	大和田 真以	船引
執行部	執行委員	羽根 真実子	だて支援
執行部	書記長	小桧山 淳	本部

支部専門部役員 女性部

支部	役職等	氏名	分会名
県中	女性部長	工藤さやか	小野
県南	女性部長	阿部 知美	塙工
県南	女性副部長	鈴木 晴子	白河旭
会津	女性部	今野 美幸	若松商業
いわき	女性部長	長田 佳代	いわき湯本(遠野)
相双	女性部長	高篠 敦子	相馬総合(新地)
相双	女性副部長	菊池 あかね	相馬総合

6月19日(日) 13:00~15:00 青年部 出席者

	役職等	氏名	分会名
県中	青年部長	齋藤勇樹	岩瀬農業
県南	支部青年部長	今村和喜	白河実業
会津	会津支部書記長	中里 充	若松商業
相双	青年部長	古川 高清	小高産業技術
相双	青年副部長	小針 伸吾	原町
執行部	執行委員長	永井 國之	岩瀬農業
執行部	執行副委員長	由田 桂一	平工業
執行部	執行委員	菅野 光	平商業
執行部	書記長	小桧山 淳	本部

支部専門部役員 青年部

支部	役職等	氏名	分会名
県北	青年部	佐藤裕次	二本松工
県中	青年部長	齋藤勇樹	岩瀬農業
県南	青年部長	今村 和喜	白河実業
県南	青年副部長	星 雄介	白河旭
いわき	青年部長	竹内 雄二	平商業
相双	青年部長	古川 高清	小高産業技術
相双	青年副部長	小針 伸吾	原町

## 2. 日高教専門部合同集会・専門部要請への参加

(1) 日高教専門部合同集会への参加(7月23日(土))

福島高教組は、日高教に結集する中、東京「日高教本部」をメインにWeb開催された第33回専

門部合同集会に参加しました。9専門部に72名の組合員が集まり、盛大に開催されました。開会行事の後、各専門部に分かれて分科会が開催され、協議や情報交換を行いました。なお、担当した先生方は、次の通りです。(敬称略)

【女性部】大和田 真以(船 引)  
【特別支援教育部】山田 敦子(相馬支援)  
【青年部】菅野 光(平商業) 【実習教員部】原田 大輔(南会津)  
【定通部】永井 國之(岩瀬農業) 【事務現業部】小桧山 淳(本部)

(2) 日高教専門部要請へ参加(7月26日(火))

福島高教組は、日高教に結集する中、東京都内において文部科学省、総務省への要請を行いました。要請後、専門部ごとに総括を行い、集会の成果を各単組の取り組みに活かすことを確認し、終了しました。

尚、担当した先生方は次の通りです。(敬称略)

【女性部】羽根 真実子(だて支援)  
【特別支援教育部】蓮岡 美由紀(猪苗代支援)  
【青年部】佐川 英太(磐城農業) 【実習教員部】原田 大輔(南会津)  
【定通部】永井 國之(岩瀬農業) 【事務現業部】小桧山 淳(本部)

〈資料5〉

要 望 書<抜粋>

女性部〈重点要望事項〉

1. 男女ともに子育てを行いやすい環境構築のため、以下のように図られたい。
- 2) 「子の看護休暇」については、対象となる子の年齢を中学校修了時まで引き上げるとともに子の数に応じた日数増及び取得要件を緩和されたい。
3. 育児に関する諸制度を以下のように整備されたい。
  - 1) 「育児のための短時間勤務制度」や「育児休暇」、「育児休業」等が取得しやすい環境整備を図られたい。

養護教員部〈重点要望事項〉

1. 多様化する児童生徒への対応を行うため、学校規模にかかわらず養護教諭の複数配置とされたい。
3. 多様な児童生徒への対応のため、スクールカウンセラーの配置拡充や配置時間の増加、独立した教育相談室の設置を図られたい。

実習教員部〈重点要望事項〉

1. 実習教員の配置については、専門性を十分考慮し、学校の実情に応じて適正に配置するとともに、学級数減等を理由として安易に削減することのないよう、各自治体を指導されたい。
7. 専門性の高い知識・技能を絶えず向上させ、実践的指導力を高めるためにも、実習教員の研修機会の拡充を図られたい。また、研修を受講した際は認定講習の単位とされたい。

学校図書館部〈重点要望事項〉

1. 学校司書について、専任及び有資格者の正規職員を全校に配置されたい。
- 3) 学校規模に関わらず、すべての学校において学校司書が配置されるよう、教職員定数法を改正されたい。
2. 学校図書館法第5条にもとづき置かれた司書教諭においては、学校現場での運用等の実態を調査し、職責が十分果たされていない現状があるなら、司書教諭の在り方について再検討されたい。

特別支援教育部〈重点要望事項〉

2. 教職員の配置拡充を図られたい。
  - 1) 学校の実情に即した教職員数となるよう増員を図られたい。

3. 児童生徒の増加に対応するとともに、障がいの重度・重複化、多様化する児童生徒の安全・安心を確保するため、施設・設備の改善と充実を進められたい。特に、教室不足の解消及び職員室の拡充、教室や寄宿舎、トイレ等への空調設備の整備を早急にされたい。

#### 事務職員部〈重点要望事項〉

##### 【文科省要請】

6. 県立学校における就学支援金及び特別支援学校における就学奨励費に関わる事務処理の負担軽減を図られたい。

##### 【総務省要請】

2. 学校事務職員の超過勤務縮減及び超過勤務手当の完全支給を図るよう各自治体を指導されたい。  
8. 臨時的任用・会計年度任用職員の処遇改善を図られたい。

#### 現業職員部〈重点要望事項〉

##### 【文科省要請】

1. 教育環境の整備・充実や施設の安全確保等を担う極めて重要な職種として、待遇や勤務条件を改善するよう各自治体を指導するとともに、次期定数法に位置づけられたい。

##### 【総務省要請】

1. 教育環境の整備・充実や施設の安全確保等を担う極めて重要な職種として、待遇や勤務条件を改善するよう各自治体を指導するとともに、次期定数法に位置づけるよう文部科学省に要請されたい。  
9. 臨時的任用・会計年度任用職員の待遇・勤務条件の改善と雇用の安定を図られたい。

#### 青年部〈重点要望事項〉

2. 加配等により高校標準法にもとづく定数以上の実配置がなされるための予算措置を行うとともに、定数内での常勤講師配置割合が10%を超えることがないよう各自治体を指導されたい。  
9. 人材確保の観点及び若手教職員の経済的負担軽減のため、教育職に就いたときの奨学金返還特別免除制度の復元を図られたい。

#### 定通部〈重点要望事項〉

2. 定時制通信教育手当については、勤務の特殊性や職務の困難性を考慮するとともに、人材確保の観点から、支給水準を引き上げるよう各自治体を指導されたい。あわせて、義務教育等教員特別手当の併給調整を撤廃されたい。  
3. 通信制のスクーリングが十分に機能するよう、協力校の施設・設備などの充実を図られたい。

### 3. 専門部県教委要請の実施

#### (1) 専門部県教委要請

福島高教組は、実習教員部・女性部・青年部・特別支援教育部は、10月12日（水）、福島市「県庁」において、各専門部における諸課題の改善をめざし、県教委に対する要請行動を実施しました。

要請の冒頭、永井國之執行委員長が挨拶に立ち、「この度、実習教員部、女性部、青年部、特別支援教育部の4つの専門部の先生方から学校現場の状況をまとめてきており、その内容をお伝えさせていただきます。今後の教育施策に少しでも役立てていただければと思います。今後の教育力の向上に向けて改善をお願いいたします。」と述べました。なお、重点項目と要請の内容、出席者は以下の通りです。

実習教員部	：原田 大輔（南会津）	大槻 成志（小高産業技術）
女性部	：大和田真以（船引）	小桧山 淳（本部）
青年部	：永井 國之（岩瀬農業）	福島 健一（会津）
特別支援教育部	：蓮岡美由紀（猪苗代支援）	佐瀬 善美（喜多方桐桜）

## 〈資料16〉要望書

### 実習教員部

1. 「実習講師、主任実習講師及び実習教諭並びに主任寄宿舍指導員の任用基準」(平成 23 年 9 月 15 日付教育長決裁)の周知を図るとともに、経験年数を緩和するなど、2 級格付けについて要件の改善を図ること。
2. 教育職員免許法認定講習の受講機会を確保するため、各大学や隣県の教育委員会との連携を図り、認定講習の積極的な開設を働きかけること。
3. 実習教員の部活動等における単独での指導及び引率について、年度初めの周知を徹底し、運用面での諸課題を解消すること。
4. 学校現場の実態に即した実習設備の充実と適切な更新、施設・設備の点検・補修に努めること。あわせて、労働安全衛生法等を遵守し実習の安全・安心を確保すること。加えて、実験実習費の増額など必要な予算を確保すること。
  - (1) 全ての実験・実習室へ冷房を設置し、運用に必要な冷房費を確保すること。
  - (2) 全ての実験・実習室で WiFi が受信できるエリアを整備し、生徒が実験・実習でインターネットを使えない状況を解消すること。
  - (3) 労働安全基準法など各種法令に則り、実験実習で発生する有害な気体が室内に充満しないよう、局所換気装置(ドラフトチャンバー)と排ガス洗浄装置(スクラバー)を各学校に整備すること。
5. 専門的な知識や技能等を習得するため、実習教員の専門性に応じた実践的な研修や講習会等の機会を拡充すること。また、受講しやすい環境の整備に努めること。
  - (1) 県教委主催とする教育センター研修などに農工等の専門的な研修を増設すること。
  - (2) 県校長会主催の専門研修への参加者を増員するとともに、研修に関わる旅費の確保を行うこと。
  - (3) 特別な支援を必要とする生徒への対応を学ぶ研修の機会を設けること。
6. 実習教員の職務・職責を踏まえた、校務分掌配置に留意するとともに、実習教員に対する差別的な言動・配置等が生じないよう、管理職を含めた全職員を指導すること。
  - (1) 資格取得のための放課後補習等が実習助手のみの対応とならないよう改善すること。
  - (2) 実習教員が、意欲をもって業務を行えるような校務分掌配置となるように、管理職を指導すること。
7. 実習助手等の勤務実績を加味する教員採用制度を導入すること。
  - (1) 正規に採用された実習教員が教員採用試験を受験する場合、他受験者と比較して免除科目を設けること。
8. 期限付実習助手の採用について、専門教育の充実や生徒の安全管理の観点から、専門性を重視した採用を実施すること。
9. 退職時点における職務の級が 2 級の実習教員が再任用となる場合、再任用職員 2 級の給料が支給されるよう検討すること。

### 女性部

1. 休養室や更衣室等の整備、冷暖房の適切な使用など、職場環境の改善を図ること。
2. 短時間勤務制度や育児休暇、育児休業、介護休暇等が取得しやすい環境整備を図ること。育児休業及び介護休暇については、男性教職員も取得しやすい職場環境の整備を図ること。
3. 妊娠中の教職員を支援するため、妊娠障害休暇をはじめとする休暇制度の拡充を図ること。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止における対応について周知徹底を図ること。
4. 産前産後休暇や育児休業取得に対し、代替教職員の完全配置実現を図ること。また、安心して出産育児が行える環境整備を図ること。
5. 育児休業後の教職員について、学校全体での支援体制の改善を図ること。
6. 介護休暇の期間延長と取得要件の緩和を図ること。
7. 子育て休暇の取得要件の改善を図ること。また、取得しやすい環境整備を図ること。
8. 家族のための看護休暇の新設を図ること。
9. 男性・女性ともに、不妊治療に係る助成制度について拡充および周知徹底を図ること。
10. 地区間の人事異動において、家庭環境とライフステージに配慮した異動の実現を図ること。また、異動希望調査及び異動にかかわる運用については、われわれと十分に交渉・協議されたい。

11. セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの新たな防止策を提案・推進するとともに、プライバシーに配慮した相談体制の充実を図ること。
12. 男女共同参画推進行動計画に明記した目標値である女性教職員採用割合 50%の早期実現を図ること。また、女性教職員の管理職登用がより推進されるよう、勤務環境の改善を図ること。

### **青年部**

1. 部活動指導業務手当については、次のように改善されたい。
  - (1) 休日出勤に見合う額への増額及び地域のボランティア活動に対する生徒引率等に支給が可能となるよう支給要件の緩和を図ること。
  - (2) 週休日の指導については、通勤手当に見合う交通費相当額の支給を図ること。
  - (3) 部活動指導業務手当について、週休日の指導に関して 1 時間当たりの支給額増額と平日の指導分も支給対象とするなど、支給対象の拡大を図ること。
2. 加配等により高校標準法に基づく定数以上の実配置がなされるよう予算措置を行うとともに、定数内での常勤講師割合が 10%を超えることのないようにすること。
3. 教員採用において採用者数を増やすとともに、選考に当たっては講師経験等の勤務実績を加味すること。
4. 地区間の人事異動において、家庭環境とライフステージに配慮した異動の実現を図ること。また、異動希望調査及び異動にかかわる運用については、われわれと十分に協議されたい。
5. 教員免許更新制の発展的解消に伴う新たな研修制度においては、研修の機会拡充を図るとともに、教職員のさらなる負担とならない制度を構築されたい。また、悉皆研修等において、多忙化につながらないような計画とされたい。
6. 高校及び特別支援学校における教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、ICT 支援員及び部活動指導員の配置と勤務時間の拡充を行うための財源を確保されたい。
7. セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントなど各種ハラスメントの防止に向けた対策を推進されたい。特に、管理職に対する研修を徹底するとともに、プライバシーに配慮した相談や苦情への対策を拡充されたい。
8. 会計年度任用職員・臨時的任用職員の処遇を改善するとともに、雇用の安定を図られたい。

### **特別支援教育部**

1. 休憩時間の確保もままならない勤務実態を鑑み、学校の実情に即した教職員数となるよう増員を図られたい。
2. 特別支援学校における教育の質の保障及び安全・安心の確保のため、早急に施設・設備の拡充を図ること。あわせて、体温調節が困難な児童生徒が在籍していることに鑑み、教室以外の施設・設備へもエアコン設置を図ること。
3. 高校の施設等を活用した新たな特別支援学校の設置や高校における通級指導に際しては、学校関係者に早期に内容を提示するとともに、課題等を十分に協議すること。
4. 生徒引率等の出張旅費や教育活動に必要な需用費等について、十分な予算の確保に努めること。
5. 特別支援学校への就労支援員配置など、正規雇用の確保に向けた実効ある具体策を講じること。あわせて、就職後も引き続き支援できる環境整備を図ること。
6. 特別支援教育担当教員の職務の専門性と勤務の特殊性に鑑み、給料の調整額及び調整数について、引き上げを図ること。
7. 専門性を考慮した教諭ならびに実習教員の採用・配置を図るとともに、特別支援学校等に勤務する教員の専門免許状(特別支援学校教諭免許状)の取得率を高めるため、認定講習等の拡充を図ること。
8. 教員の負担軽減のため、日常的な教員の ICT 活用の支援を行う ICT 支援員の 1 校 1 人の常勤での配置を実現すること。
9. 医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍していることを鑑み、学校看護師の常勤化、特別支援教育コーディネーターや作業療法士、理学療法士などの専門職員、スクール・サポート・スタッフの配置・拡充を図ること。

10. 人事異動において、遠距離通勤や単身赴任の解消に努めるとともに、高校・特別支援学校間での人事交流が意義あるものとなるよう、取り組みを図ること。

## IV 公務員制度改革を巡る動向と取り組み

### 1. 定年引上げをめぐる動向

(1) 2021年度第2回県教委交渉を実施（2021年11月4日(木)・18日(木)）

福島高教組は、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」及び「地方公務員法の一部を改正する法律案」が2021年6月4日(金)に可決・成立したことを受けて、福島県地方公務員の定年引上げに関する条例制定に向けた要望を2021年度第2回県教委交渉内で実施しました。内容は以下の通りです。

8. 雇用と年金の確実な接続のため、高齢期雇用について、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立および同法令和5年4月1日施行にともない、条例を制定する際には、以下の事項について留意すること。

- (1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。
- (2) 退職手当については60歳に達した日後の最も高い給与月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給もあわせて確実にを行うこと。
- (3) 60歳以降に早期退職をし、定年前再任用短時間勤務を選択した教職員が家庭状況等の変化によりフルタイム再任用勤務への復帰を希望した場合には、フルタイム勤務への復帰が可能となるようにすること。
- (4) 高齢者部分休業制度を確実に採用し、同休業制度を当該教職員が積極的に活用できるよう制度設計を行うこと。
- (5) 定年引上げによる新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に採用を進めること。
- (6) 定年引上げに関する条例を制定する際には、われわれと話し合いの場を持つこと。

(2) 2022年度第1回県教委交渉を実施（4月26日(水)）

福島高教組は、福島県地方公務員の定年引上げに関する条例制定に向けた要望を2021年度第2回県教委交渉内で実施しました。内容は以下の通りです。

8. 雇用と年金の確実な接続のため、高齢期雇用について、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立および同法令和5年4月1日施行にともない、条例を制定する際には、以下の事項について留意すること。

- (1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。
- (2) 退職手当については60歳に達した日後の最も高い給与月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給もあわせて確実にを行うこと。
- (3) 高齢者部分休業制度において、加齢による諸事情等でも取得ができるように要件を緩和し、当該教職員がワーク・ライフ・バランスに応じた勤務ができるような制度設計を行うこと。
- (4) 定年引上げによる新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に採用を進めること。
- (5) 定年引上げに関する条例を制定する際には、われわれと話し合いの場を持つこと。

(3) 多忙化解消及び定年引上げに関する県教委との第1回勉強会について（8月4日(木)）

福島高教組は、福島県地方公務員の定年引上げに関する条例制定や多忙化解消に向けた意見交換会に永井國之執行委員長（岩瀬農業）と小松山淳書記長（本部）が出席し、以下の内容確認と要望を行いました。

#### 1 定年延長について

(1) 定年延長全般について

福島県の教職員に関する定年延長および退職手当に関する条例について、国家公務員で示された内容と準拠する形になるのでしょうか。また、国家公務員の定年延長等と相違する点があれば教えていただけるとお願いいたします。

① 定年の引上げについて

国家公務員と同様に引き上げを行いますか。また、新たに70歳の特例定年を設定する予定はありますか。

② 管理監督職勤務上限年齢制について

国家公務員と同様に、60歳で役職定年とするのでしょうか。また、管理監督職勤務上限年齢の例外を条例で定めることは考えているのでしょうか。定めるのであれば、どのような場合を想定していますか。（市町村立学校では、再任用の校長職が存在する）

③ 定年前再任用短時間勤務制について

60歳以降に退職し、一定の期間を置いた後、定年前再任用短時間勤務職員として勤務することは国家公務員でも認められていますが、福島県でも可能でしょうか。また、一定の期間は最短でどのくらいの期間と考えていますか。

④ 給料月額7割措置について

ア 給料月額7割措置に関しては、遺漏なく適用されるよう留意いただきたい。と総務省の質疑応答集に記載されていますが、福島県も同様に7割措置でよろしいのでしょうか。もしくは7割を越す措置を検討しているのでしょうか。

イ 60歳超の職員の給与水準について、60歳以下職員と同様に人事委員会勧告等による給与の増減の適用を受けるのでしょうか。

⑤ 退職手当に関する特例措置について

定年延長になった場合に、従前の通り60歳で退職を望んでいる教職員もいるのが実態としてあります。60歳で退職しても、今まで通りに退職手当を支給してもらえるのか不安に考えている教職員が多数おります。国家公務員の退職手当だと、60歳時点での退職手当の額は変わらず、定年延長分は上乘せして支給となっていますが、福島県ではどのような検討状況でしょうか。

⑥ 情報提供・意思確認制度

現段階で、定年延長に関する具体的な内容が現場に周知されておりません。早期に定年延長および退職手当等の詳細を提示願いたいのですが、いかがでしょうか。本県の条例案は12月の県議会で提出されるという情報をつかんでおり、他県よりも遅い状況も見られます。現場に不安や混乱が生じないためにも、情報開示の時期については早期に示していただきたいと考えます。

⑦ 暫定再任用措置について

定年の引上げにより、現行の再任用制度が廃止されるが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けるようになりましたが、年度ごとにフルタイム、パートタイムを選べるのが国家公務員では可能ですが、福島県も同様にすることでよろしいのでしょうか。また、暫定再任用において、給与手当等の待遇を定年引上げ対象者と同様にすることに関して、検討されていますか。

⑧ 高齢者部分休業について

加齢への考慮が国家公務員には認められていますが、福島県の検討状況はいかがのでしょうか。

(2) 再任用教員パートタイム職員について

現在の再任用職員パートタイム勤務は4週77時間30分で1週19時20分となっております。地方公務員等共済組合法および健康保険法の改正法が令和4年10月1日から施行され、週20時間、6月以上の勤務実績があれば、共済組合および互助会の会員とすることができます。現在の時間だとでは、適用外となってしまいます。国家公務員の再任用職員は、1週間当たりの勤務時間は15時間30分から31時間までの範囲で各省庁の長が定めることとなっています。福島県では、再任用職員パートタイムの勤務時間延長について、検討されているのでしょうか。

(3) 定年延長対象者の人事異動について

定年延長になった際の人事異動のルール等の検討状況について教えてください。

(4) 給与基準に応じた職責の基準設定について

定年延長の導入スケジュールの制度上、令和6年度から13年度までの8年間は、フルタイム勤務の教諭には、60歳以下の給与基準10割の職員と61歳以上の7割職員と定年退職した暫定再任用職員の3つの異なる給与基準の職員がいることとなります。給与基準に準じた職責の基準などが、設定されるのでしょうか。

(5) 役職定年制に該当する職員の60歳以降の勤務について

役職定年制は管理職手当支給対象者に対する制度ですが、管理職が定年延長となり、教諭になった際に主任手当を支給する職に任命することの是非を伺いたいとありますが、いかがでしょうか。

(6) 60歳超の職員の昇給制度について

55歳超の職員については、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑えるため、平成26年よりに決定された給与制度の総合的見直しにより、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好である場合のみ昇給することとされています。60歳超の職員にも同様に適用されるのでしょうか。

(7) 諸手当について

60歳超の7割措置職員について、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿日直手当及び寒冷地手当の支給適用となるのでしょうか。もし、適用されるのであれば、どの手当でしょうか。

(8) 特別支援教育に関わる問題について

特別支援教育においては、特に知的障がい生徒は、体が大きい生徒が多く、精神面の不安定さから暴れてパニックを起こしたり走り出したりする生徒も多く、それを静止する場面が多く見られますが、年齢が上がるにつれて、それに対応できないことも想定されるため、60歳定年の現在でも早期退職される先生が多くいらっしゃる中、60歳を超えて同様の業務をこなすのは不安であります。こういった配慮について、県教委は何か方策等を考えているのでしょうか。

(4) 定年引上げに関する県教委との第2回勉強会（4単組合同）について（10月25日(火)）

福島高教組は、福島県地方公務員の定年引上げに関する条例制定に向けた第2回勉強会について、永井國之執行委員長（岩瀬農業）と小桧山淳書記長（本部）が出席しました。今回は4単組（福島高教組、福島県立高教組、県教組、福事労）合同での開催となりました。冒頭、県教委からの定年延長に関する提案事項があり、その提示内容を受けて意見交換を行いました。福島高教組は、高齢者部分休業制度を担当し、細部を県教委に確認しました。

(5) 2022年度第2回県教委交渉を実施（11月2日(水)、11月21日(月)）

福島高教組は、福島県地方公務員の定年引上げに関する条例制定に向けた要望を2022年度第2回県教委交渉内で実施しました。今回の交渉では、定年引上げの条例制定に係る交渉も合わせて行ったことから、11月21日(月)の確定交渉が例年の90分から120分と30分延長となりました。

（資料）定年引上げに関する要望事項

8. 雇用と年金の確実な接続のため、高齢期雇用について、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立および同法令和5年4月1日施行にともない、条例を制定する際には、以下の事項について留意すること。

(1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえ、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとすること。

(2) 退職手当については60歳に達した日後の最も高い給与月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給もあわせて確実にを行うこと。

(3) 高齢者部分休業制度において、加齢による諸事情等でも取得ができるように要件を緩和し、当該教職員がワーク・ライフ・バランスに応じた勤務ができるような制度設計を行うこと。

(4) 定年引上げによる新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に採用を進めること。

(5) 定年引上げに関する条例を制定する際には、われわれと別日程による交渉を設定すること。

県からの回答について

政策官より一括回答

○定年引上げに係る条例、規則に関する実施案について、資料を配付します（別紙1）

定年引上げに関する退職手当につきましては、実際に退職する時点の支給率により、国から示されている方法によって算定した退職手当が現行の定年年齢で退職するとして算定した退職手当額を比較し、多い方の手当額を支給することとします。

○事務職員等の再任用の勤務形態について1/2勤務、震災の対応のため導入している4/5勤務、年休支給開始年度までの期間に係るフルタイム勤務に加え、新たに3/5勤務を導入することとします。対応時期は、令和6年4月1日となります。

高校教育課から運用に関する方針の説明

○定年引上げに関わる方針について（高校教育課）（別紙2）

1から5は資料の通りです。6についてですが、60歳以上の管理監督職については、教諭への降任となるのが基本的な方針です。しかしながら、本県の年齢別教職員の偏りなどの課題から、もし仮に60歳超の管理職のすべてが教諭に降任してしまうと、欠員を補充することが困難になることも想定されます。そのため、本県では特定管理監督職群の特例任用を導入し、必要に応じて役職定年対象の管理職の一部を、選考により管理職に留任する予定です。校長、副校長、教頭を1つの群としてくる予定ですが、当面は校長のみを特例任用の対象とする予定です。ただし、特例任用については、欠員の補充が困難な場合のみ管理職に留任することを認められるものであり、必ず毎年あるものではありません。

7についてですが、条例改正の趣旨を踏まえ、教諭に加え、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員を対象として設定します。しかし、希望される方のすべてが配置されるとは限りません。特に、少人数の職種につきましては、配置が難しい場合が多いことを含め、事前の説明が必要です。8から10につきましては資料の通りです。11についてですが、同一校に8年以上勤務した者を異動対象とする、教職員人事異動実施要項で示した異動方針を継続する方向で検討しています。12についてですが、情報提供および意思確認の時期は1月から2月となる予定です。情報提供の方法につきましては、現時点では、オンラインによる説明を想定しています。13についてですが、従来の再任用制度と同様の仕組みで運用を予定しています。14、15につきましては資料の通りです。

（6）定年引上げに関する県教委との第3回勉強会について（12月12日(月)）

福島高教組は、福島県地方公務員の定年引上げに関する向けた第3回勉強会に参加し、定年引上げの運用に関する事項を中心に確認と要望を行いました。出席者と要望内容は以下の通りです。

出席者 小松山 淳（本部） 佐川 英太（磐城農業）  
齋藤 亮（郡山商業） 木村 勝幸（郡山北工業）

1 定年延長に関する60歳以後の待遇や勤務条件について

- (1) 実習教諭、主任実習講師、主任寄宿舎指導員について、職名が60歳以降に変更されることはあるのでしょうか。もし、その場合、それぞれどのような職名になりますか。
- (2) 定年延長により、給与基準に準じた職責などが設定される予定はあるのでしょうか。
- (3) 60歳を超えた保健体育教員や実習に携わる教員、特別支援学校で勤務する教員など、身体的な衰えにより従来どおりの業務の遂行が難しくなる場合、一定の配慮の予定はあるのでしょうか。
- (4) 定年引上げにより、60歳を超えても現場で活躍していくことになるが、現在定められている55歳以降の昇給停止について見直す考えはあるのか、現時点での考えを伺います。
- (5) 給料月額7割措置の対象とならない（10割）職員は条例で定めることとなっているが期付任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員（非常勤講師）という理解でよろしいでしょうか。また、教職員において、これらの職以外で対象とならない職はあるか伺います。

2 管理監督職について

- (1) 国において特定管理監督職群は最長5年延期が可能であるとしていますが、国に準拠する方向かということに対して、検討中と回答がありましたが、現在の検討状況について教えてください。
- (2) 管理職が降任先として教諭になった場合、主任手当を支給する職に就くことはあるのでしょうか。
- (3) 管理監督職勤務上限年齢調整額は導入され、国と同じ運用となるのでしょうか。また、管理監督職群の特例任用において、特例任用された管理職は給料月額7割措置の対象となるとい

う理解でよろしいか伺います。

### 3 再任用制度について

- (1) 60歳以降に退職し、一定の期間をおいた後、定年前再任用短時間勤務職員として勤務する際、一定の期間について定めがあるのか。あるとすれば最短でどの程度の期間を考えているのでしょうか。
- (2) 再任用短時間勤務についてですが、1/2勤務の場合、健康保険加入ができないため、代替措置として3/5勤務を令和6年4月1日より導入することが確定交渉時に示されました。現在導入されている4/5勤務に関しては、上記勤務形態のほかに、週31時間の勤務形態が令和5年度までの限定的な運用で、業務上必要な場合にのみ実施されている（教育庁等及び県立学校事務系職員のみ）とありますが、3/5勤務も限定的な運用となるのでしょうか。また、4/5勤務の限定的な運用についてですが、「限定的な運用」の文言を削除することは考えているのでしょうか。
- (3) 現在の再任用の年次有給休暇の繰越しについて、定年退職後引き続き再任用される場合、定年前に付与された当該年の年次有給休暇が引き継がれますが、これに関しては、新しい再任用制度においてもそのまま引き継がれるということでしょうか。
- (4) 総務省発行の質疑応答集第7版では、「定年前再任用短時間勤務制は、60歳に到達した後、短時間勤務職員となることを希望して退職した定年前の常勤職員を再び採用するものであり、短時間勤務の職に定年前再任用されることを希望して退職することとなる者の期待を保護する必要があることから、国家公務員においては、人事院規則 8-21 第3条により、任命権者は定年前再任用を行うに当たり、あらかじめ希望者に職務内容等を明示し、同意を得なければならないとされている。」とあります。福島県の場合において上記の場合の対応についてどのように考えているのでしょうか。

4 高齢者部分休業制度については加齢による取得が認められた場合、実際にはどのように運用していくのでしょうか。具体的な内容を教えてください。

5 退職手当についてですが、国では退職手当の支給率は現行通り、勤続年数35年以上は一定のまま変わらないとしているが、福島でも同様か伺います。

### 6 情報提供・意思確認制度

- (1) 定年延長に関する条例が県議会で可決された後、今回の内容については、分かりやすいパンフレットや動画を早期に作成していただきたいと考えますが、現時点での考えを伺います。
- (2) 定年延長については、特に50歳代の教職員が非常に多くの不安を抱えていると現場からの意見を聞くと感じています。特に、今後説明会を開催していくと想定されますが、従来のように59歳のみではなく、もう少し年齢を拡大して、人生設計を考える機会となるようにして欲しいと考えますが、現時点での考えを伺います。
- (3) 情報提供・意思確認制度の具体的な手続きについては条例で定めることとなっているが、手続きに向けてのスケジュールや手続きの詳細について確認したいのですが、検討状況を伺います。

## 定年引上げに係る条例、規則に関する実施（案）

### （定年の段階的引き上げ）

- 1 定年の年齢については、令和5年度より、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げます。

### （役職定年制の導入）

- 2 管理監督職の上限年齢については、60歳とします。60歳の誕生日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の職に降任及び降給を伴う異動を行います。

### （特定管理監督職群の特例任用制度）

- 3 特定管理監督職群の特例任用制度を導入します。具体的には、校長、副校長、教頭を1つの群として扱う方向で調整しています。

### （管理監督職に準ずる職）

- 4 主幹教諭を管理監督職に準ずる職とします。

### （定年前再任用短時間勤務制度）

- 5 60歳に達した日以後、定年前に退職した職員が、定年退職日相当日までの間において短時間勤務を希望する場合、選考により採用する制度を設定します。

### （高齢者部分休業制度）

- 6 高齢者部分休業が取得できる年齢を50歳からとします。

### （給与）

- 7 給与については、60歳を超える職員の給料月額は、基本的に60歳前の7割水準に設定します。

### （退職手当）

- 8 退職手当については、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当面の間、「定年」を理由とする退職と同様に、退職手当を算定します。

・給料月額の7割措置に伴い給料月額が減額される場合、ピーク時特例（「給料月額の減額改定以外の理由」により給料月額が減額されたことがある場合、退職手当が大きく下がらないようにするための、退職手当の基本額にかかる特例）を適用します。

## 定年引上げに係る方針について（案）

	検討項目	現段階での方向性
1	定年	国と同様に段階的に65歳とする
2	管理監督職の上限年齢	60歳
3	管理監督職の範囲	校長、副校長、教頭、事務長、（船長）
4	管理監督職に準ずる職	主幹教諭
5	降任後の職種	教諭、養護教諭、事務職は知事部局に準じる、 （航海士）
6	管理監督職勤務上限年齢制の 例外措置	管理監督職群の特例任用を行う
7	定年前再任用短時間勤務制の導入	導入する （実習船では短時間勤務導入は不可能）
8	高齢者部分休業制度	知事部局に合わせ、加齢による取得を認める
9	給与	60歳前の7割水準に設定
10	退職手当	○60歳以後、非違によることなく退職した者に対しては定年退職者と同様に算定する ○ピーク時特例あり
11	中長期的な人事管理 異動方針	本制度及び人事異動方針を踏まえ、人事異動実施要項及びその運用について検討を進めている
12	情報提供・意思確認制度	12月議会後、まず校長に情報提供、その後対象教員に情報提供及び意思確認の予定
13	暫定再任用制度	65歳に達するまで暫定的に現在と同様の再任用制度を継続
14	令和 6 年度新規採用の方針	（県立学校） 令和5年度と同程度、一定数を新規で採用予定 （教育総務） 知事部局に準じるが、抑制しすぎないような配慮が必要
15	60歳以上の職員の教育委員会への配置	配置しない方向で検討中

# 国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

## (令和3年通常国会)

令和3年4月 内閣人事局

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の「意見の申出」（平成30年8月）に鑑み、国家公務員の定年を引き上げる。

### 1. 定年の段階的引上げ

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。

(ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める)

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止

(定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)

### 2. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

- ① 組織活力を維持するため、管理監督職（指定職及び俸給の特別調整額適用官職等）の職員は、60歳（事務次官等は62歳）の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間に、管理監督職以外の官職に異動させる。
- ② 役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設ける。

### 3. 60歳に達した職員の給与

人事院の「意見の申出」に基づき、当分の間、職員の俸給月額を、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日（特定日）以後、その者に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に7割を乗じて得た額とする。

(役職定年により降任、降給を伴う異動をした職員の俸給月額は、異動前の俸給月額の7割水準)

(※) 検討条項として、政府は、①60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院において公布後速やかに行われる昇任・昇格の基準、昇給の基準、俸給表などについての検討の状況を踏まえ、定年引上げ完成の前（令和13年3月31日まで）に所要の措置を順次講ずること、②公布後速やかに評語の区分など人事評価について検討を行い、施行日までに所要の措置を講ずること、を規定

### 4. 高齢期における多様な職業生活設計の支援

- ① 60歳以後定年前に退職した者の退職手当  
60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。
- ② 定年前再任用短時間勤務制の導入  
60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、本人の希望により、短時間勤務の官職に採用（任期は65歳まで）することができる制度を設ける。

### 5. その他

- ・ 検察官、防衛省の事務官等についても、同様に定年の引上げ等を行う。
- ・ 施行日：令和5年4月1日

## 2. 働き方改革を巡る動向

### (1) 教職員多忙化解消アクションプランⅡ改訂版が発出（2022年2月5日、福島県教育委員会）

福島県教育委員会より多忙化アクションプランⅡ改訂版が発出されました。主な内容としては、アクションプランⅡの内容に、モニタリング校支援事業の推進、県教育委員会が発信するメールの見直し、県立学校への留守番電話の設置が追加されました。また、Q&Aも追加で発出されました。

### (2) 多忙化解消に関する県教委との8月勉強会について（8月4日(木)）

福島高教組は、多忙化解消に向けた意見交換会に永井國之執行委員長（岩瀬農業）と小松山淳書記長（本部）が出席し、以下の内容確認と要望を行いました。

#### 2 働き方改革について

##### (1) 働き方改革全般について

多忙化解消アクションプランⅡ改訂版を令和4年2月10日に発出していただきましたが、令和4年7月に実施した福島高教組組合員による働き方改革アンケートの内容を見ますと、業務が以前より増えているという件が数多く出ております。この意見に対して、県教委として具体的な対策を明示していただきたいと考えますがいかがでしょうか。下記に具体例を記述いたします。（以下略）

##### (2) 抜本的な働き方改革についての提案

私たち福島高教組では、定期的にアンケートを実施しております。その中で、働き方改革で「早く帰りましょう」という管理職からの言葉は多くなりましたが、学校の業務量は増えるばかりで削減されておりません。いわゆる「ビルド&ビルド」の状態です。県教委でも、多忙化解消アクションプランや取り組み事例集を発行していただき、働き方改革に尽力されていることは十分に承知しております。しかしながら、一向に働き方改革が進んでおらず、業務が増えているのが現状です。近年、働き方改革の一環として民間企業のコンサルタントと業務提携を行う教育委員会が増えてきました。福島県でも、民間企業の力を用いて抜本的な働き方改革を県教委主導で行ってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

### (3) 令和4年度教員の勤務実態調査結果の公表（9月26日）

福島県教育委員会は、2022年6月27日から7月3日の期間で行われた勤務実態調査の結果を公表しました。調査結果としては、中学校では改善しているものの、小学校では下げ止まり、高校では大きく悪化しています。「月80時間超の時間外勤務を行っている教員の割合」を0%にできたのは、小学校の養護教諭と、特別支援学校の校長及び養護教諭のみとなっています。また、令和4年度の「月45時間超の時間外勤務を行っている教員の割合」は、全ての校種で改善している職種が見られるが、逆に増加している職種も多いです。

福島高教組では、皆様からの多忙な例をアンケートや調査で把握し、それを基に各種省庁要請、国会議員要請、県議団要請、県教委交渉、県教委との勉強会を通じて要請を行っております。また、多忙化解消につながる成功例、新たな提案等も県教委に行っております。現場で生徒のために必死で勤務する教職員の多忙化解消に向き得て、今後も力を入れて取り組んでまいります。

## V 教育改革を巡る動向と取り組み

### 1. 改革前期実施計画巡る動向

(1) 統合校名の公表 (2022年5月13日(金))

県教委は、2022年度に統合する5校の新校名を公表しました。

○ 福島県立梁川高等学校と福島県立保原高等学校の統合校 だて	【新校名】 福島県立伊達高等学校 [令和5年度(2023年度)開校予定]
○ 福島県立二本松工業高等学校と福島県立安達東高等学校の統合校 にほんまつじつぎょう	【新校名】 福島県立二本松実業高等学校 [令和5年度(2023年度)開校予定]
○ 福島県立白河実業高等学校と福島県立塙工業高等学校の統合校 しらかわじつぎょう	【新校名】 福島県立白河実業高等学校 [令和5年度(2023年度)開校予定]
○ 福島県立耶麻農業高等学校と福島県立会津農林高等学校の統合校 あいづのうりん	【新校名】 福島県立会津農林高等学校 [令和5年度(2023年度)開校予定]
○ 福島県立田島高等学校と福島県立南会津高等学校の統合校 みなみあいづ	【新校名】 福島県立南会津高等学校 [令和5年度(2023年度)開校予定]

2019年度からの5年間で全日制・定時制合わせて25校を13校に統合・再編するとともに、分校2校を募集停止とする方針が示されました。年度ごとの統合・学科再編と募集停止の状況は次の表1の通りです(数字はクラス数)。

表1 年度ごとの統合・学科再編と募集停止の状況

「県立高等学校改革前期実施計画」(福島県教育庁高校教育課県立高校改革室)を参考に作成

2022年度統合校の新校名は2021年1月14日(木)県教委発表

2023年度統合校の新校名は2022年5月13日(金)県教委発表

年度	統合	募集停止
2020年度		安積高校御館校(普通1) 修明高校鮫川校(普通1)
2021年度	喜多方・喜多方東統合校(普通5) 新校名:福島県立喜多方高等学校	喜多方(普通4) 喜多方東(普通2)
	小名浜・いわき海星統合校(普通1商業1水産3) 新校名:小名浜海星高等学校	小名浜(普通1・商業1) いわき海星(水産4)
2022年度	保原・福島中央統合校(定時制夕間部定時制、普通1) 新校名:ふくしま新世高等学校	保原・定時制(普通1) 福島中央(普通1)
	須賀川・長沼統合校(普通6)新校名:須賀川創英館高等学校	須賀川(普通4・商業1)長沼(普通2)
	大沼・坂下統合校(普通4)新校名:会津西陵高等学校	大沼(普通3)坂下(普通2)
	湯本・遠野統合校(普通6)新校名:いわき湯本高等学校	湯本(普通6)遠野(普通2)
2023年度	相馬東・新地統合校(総合5)新校名:相馬総合高等学校	相馬東(総合4)新地(普通2)
	梁川・保原統合校(普通6)新校名:伊達高等学校	梁川(普通2)保原(普通4・商業1)
	二本松工業・安達東統合校(工業3・家庭1) 新校名:二本松実業高等学校	二本松工業(工業3)安達東(総合2)
	白河実業・塙工業統合校(工業5・商業1) 新校名:白河実業高等学校	白河実業(農業1・工業4・商業1)塙工業(工業2)
	耶麻農業・会津農林統合校(農業4)新校名:会津農林高等学校	耶麻農業(農業1・家庭1) 会津農林(農業3)
田島・南会津統合校(総合3)新校名:南会津高等学校	田島(普通2)南会津(普通2)	
	<学科再編>修明(文理1・農業3・商業1) ※白河実業の農業1を集約	

さらに、社会のニーズや進路希望に応じた特色化を図るため、全日制課程の高校を以下のように位置付け、それぞれの学校において、生徒の学びのニーズや進路希望に応じた教育活動を展開することとなります（表2 数字は2023年度までのクラス数）。

表2 県立高等学校改革前期計画最終年度（2023年度）における各地区の高等学校の配置

	県北	県中	県南	会津	いわき	相双
進路指導拠点校 (4校)	福島(7) 普通科単位制	安積(7) 普通科単位制		会津(6) 普通科単位制	磐城(7) 普通科単位制	
進学指導重点校 (16校)	橘(6) 福島西(5) 福島東(6)	安積黎明(7) 郡山東(6) 郡山(6)	須賀川桐陽(6) 白河(6) 白河旭(4)	葵(5) 会津学鳳(5) 喜多方(5)	磐城桜が丘(6) いわき光洋(5)	相馬(4) 原町(4)
キャリア指導推進校 (21校)	福島北(4) 福島南(4) 伊達(6) 安達(4)	本宮(3) あさか開成(4) 須賀川創英館(6) 石川(2)	田村(5) 船引(3) 小野(2) 光南(5)	会津西陵(4) 南会津(3)	いわき湯本(6) いわき総合(5) 勿来(2) 好間(2) 四倉(2)	ふたば未来学園(4) 相馬総合(5)
職業教育推進校 (21校)	福島商業(6) 福島明成(6) 福島工業(6) 二本松実業(6)	郡山商業(6) 郡山北工業(7) 清陵情報(6) 岩瀬農業(6)	白河実業(6) 修明(5)	若松商業(4) 会津工業(5) 喜多方桐桜(4) 会津農林(4)	平商業(4) 小名浜海星高校(5) 磐城農業(4) 平工業(6) 勿来工業(4)	相馬農業(3) 小高産業技術(5)
地域協働推進校 (6校)	川俣(1)	湖南(1)		猪苗代(1) 西会津(1) 川口(1) 只見(1)		
定時制・通信制課程	福島工業(定)(1) ふくしま新世(1)	郡山萌世(定) (昼3・夜1)	白河第二(1)	会津第二(1)	いわき翠の杜 (昼2・夜1)	
郡山萌世(通)(400名)						

なお、相双地区で休校等の双葉・浪江・浪江津島校・富岡・双葉翔陽・相馬農業飯館校については、今後の地域の復興の進展、住民の帰還状況、小中学校の再開状況を考慮しながら、今後のあり方を検討するとされました。

以上を踏まえ、福島高教組では、県教委との交渉において、統廃合対象校における具体的な計画の明確化と早期の周知、新統合校に対する十分な予算措置、教育環境の整備とともに、統合により使用されなくなる校舎や実習設備等についても、生徒が在籍する間は十分な教育環境の確保を求めています。

## (2) 県立高等学校改革懇談会について

### ○第1回県立高等学校改革懇談会（小野・船引）

日時：2022年6月6日（月）14：00～15：30 場所：小野高等学校 視聴覚室

### ○田島高校と南会津高校の統合に関する地域懇談会

日時：2022年6月14日（火）18：00～19：30 場所：南会津町南郷体育館

### ○第1回県立高等学校改革懇談会（小野・船引）

日時：2022年7月19日（火）14：00～15：30 場所：船引高等学校

### ○第1回県立高等学校改革懇談会（いわき総合・好間）

日時：2022年7月21日（木）15：00～16：30 場所：いわき総合高等学校

### ○第1回県立高等学校改革懇談会（平商業・四倉）

日時：2022年7月25日（月）15：00～16：30 場所：平商業高等学校

### ○第1回県立高等学校改革懇談会（石川）

日時：2022年7月27日（水）14：00～15：30 場所：石川高等学校

- 第1回県立高等学校改革懇談会（福島西・福島北）  
日 時：2022年8月4日（木）14：30～16：00 場 所：福島西高等学校
- 第2回県立高等学校改革懇談会（小野・船引）  
日 時：2022年10月20日（木）14：00～15：30 場 所：船引高等学校
- 第2回県立高等学校改革懇談会（いわき総合・好間）  
日 時：2022年11月28日（月）15：00～16：30 場 所：好間高等学校
- 第2回県立高等学校改革懇談会（平商業・四倉）  
日 時：2022年1月10日（火）15：00～16：30 場 所：四倉高等学校
- 第3回県立高等学校改革懇談会（小野・船引）  
日 時：2023年1月19日（木）14：00～15：30 場 所：小野高等学校
- 第2回県立高等学校改革懇談会（福島西・福島北）  
日 時：2023年1月30日（月）14：00～15：30 場 所：福島北高等学校

## 2. 特別支援学校新設・併設を巡る動向

平成29年度に公表された「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」（以下参照）について、9月定例会県議会における一般質問に対し、伊達地区は伊達市保原町の旧保原小跡地、安達地区は小中学部を、二本松市安達ヶ原の旧県建設技術学園跡地、高等部を本宮市の本宮高校、南会津地区は田島高校に新設すると県教委から回答がありました。

「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」（福島県教育委員会平成29年12月15日）

- ・伊達地区：知的障害、95名程度、30学級程度（通常・重複学級併せて）  
→ 2022年4月まで支援学校開校
- ・安達地区：知的障害、75名程度、25学級程度（通常・重複学級併せて）  
→ 2025（令和7）年度開校予定  
二本松校舎（小中学部）（二本松建設技術学院跡地新設）  
本宮校舎（高等部）（本宮高校一部を改築・増築。本宮高校と高等部が併設する。）
- ・南会津地区：35名程度、12学級程度（通常・重複学級併せて）  
→ 2026（令和8）年度開校予定。詳細は未発表。  
参考：福島県教育委員会 特別支援教育課webサイト  
第二次 福島県県立特別支援学校全体整備計画

## 3. 中高一貫校新設を巡る動向

県教委では、2003年（平成15年）3月、本県における中高一貫教育導入に関する「中高一貫教育実施計画」を公表し、中高一貫教育を推進してきました。この度、県立高等学校改革基本計画、県立高等学校改革前期実施計画を踏まえ、2019～2028年度を計画期間とする「中高一貫教育後期実施計画」を策定しました。今回、新たな併設型中高一貫校として中通りに「（仮称）福島県立安積中学・高等学校」の2025年（令和7年度）開校予定が公表されました。2021年5月27日に県教委から、福島県立安積中学校・高等学校（仮称）整備に関する基本計画が発出され、令和7年度に開校予定であることが示されました。概要は以下の通りです。（福島県教育委員会高校改革室のページより引用）

- 1 福島県立安積中学校・高等学校（仮称）の概要  
開校予定年度 令和7年度 設置場所 福島県立安積高等学校（郡山市開成）  
生徒募集定員 中学校 60名（2学級） 通学区域 県下一円
- 2 教育内容等
  - ① 生徒の高い志を実現する質の高い学力を育成し、進学指導拠点校として、県全体の学力向上を牽引する教育内容とする。
  - ② 中高一貫教育校として、6年間を見通した系統的な指導により、高いレベルの進路実現に向け主体的に学ぶ生徒を育成する。
  - ③ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業※における課題研究を軸とした産学官連携、地域との共創等を特色とする取組や、文化活動を尊ぶ郡山市の立地を活かした教育内容とする。 ※安積高等学校は、第2期（令和元～5年度）の指定を受け、理数系教育等に関する教

育課程の研究開発を進めている。

- ④ 教育の柱として、STEAM 教育※の推進を掲げ、創造性、表現力、課題解決力等を育成する。  
 ※科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、哲学、芸術、歴史などの教養 (Art・リベラルアーツ)、数学 (Mathematics) の諸領域・各教科等を横断しながら、実社会での課題発見・解決に必要な本質を見抜き考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育。

### 3 施設整備計画

(1) 整備方針 中学校の専用施設のほか、高等学校との共用施設を整備する中高一貫棟を新設。(既存の高等学校校舎、体育館、グラウンドは継続して使用する。)

- ① 主体的、対話的で深い学びを実現するための施設・・・例：多目的スペース、少人数教室  
 ② 中学生と高校生が共に学ぶ環境を実現するための施設・・・例：図書館、大講義室  
 ③ 中高一貫教育を一層充実するための施設・・・例：中高合同職員室

(2) 整備構想(想定) 建設場所 安積高等学校敷地内、現在の校舎東側(図書館及び駐輪場のある場所) 建設地面積 約 2,450 m<sup>2</sup> 施設規模 地上 3階建て、延べ面積 4,200 m<sup>2</sup>程度

#### (3) 年次整備計画

令和3～4年度 基本・実施設計                      令和4～5年度 既存施設解体・改修工事  
 令和5～6年度 中高一貫棟新築工事

## 4. 普通科改革を巡る動向

(1) 県立学校普通科18校にコース制を導入(2021年6月30日)

県教委は2022年度から、県立高校改革の一環として福島や安積など県立高普通科の18校にコース制を導入する。「医学」「保健・医療」「教育」「福祉」の4コースで、各分野への進学や就職を希望する生徒の意識向上を図るとともに、医師や看護師をはじめとする医療、福祉関係や教員など、県内で不足している人材の確保につなげることを2021年6月30日に公表しました。

	コース名	コースの概要	導入年度・導入校	
			2022年度	2023年度
①	医学	・体験実習や医療従事者の講演会等を通して、医師としての人間性を醸成する。 ・医学部進学に特化した学習指導、進路指導の充実を図る	福島 安積 会津 磐城	
②	保健・医療	・体験実習や講演会等を通し、医師、歯科医師、薬剤師、看護職、理学療法士など幅広く医療従事者としての人間性を醸成する。 ・保健医療系進学に向けた学習指導、進路指導の充実を図る。	橘 安積黎明 須賀川創英館 いわき湯本	白河 喜多方 相馬 原町
③	教育	・体験実習や講演会等を通し、教員をはじめとした教育に関わる職業への理解や使命感を醸成する。 ・教員養成学部などへの進学に向けた学習指導、進路指導の充実を図る。	橘 安積黎明	福島東 郡山 葵 磐城桜が丘 相馬 原町
④	福祉	・介護や福祉など福祉関連の基礎・基本を学習するとともに、福祉施設での実習等を通して地域との関わりを深め、福祉社会で活躍できる生徒の育成を目指す。 ・介護や福祉などの福祉系への進学対策を推進する。	会津西陵	勿来

(2) 進学指導拠点校への普通科単位制の導入（2021年10月15日）

2022（令和4）年度入学生より、福島・安積・会津・磐城の4校において、生徒の学習ニーズに応じて、探究型や課題解決型学習による、主体的で質の高い深い学びができるよう、進学指導拠点校に単位制が導入されます。喜多方高校では2021（令和3）年度よりすでに単位制が導入されています。

(3) 教育課程編成に基づくコース制を導入（2022年1月24日）

県教委は、統合校の普通科において、幅広い進路希望と学びのニーズに応えるため、教育課程編成に基づくコース制を導入することを発表しました。対象校は以下の通りです。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
喜多方	須賀川創英館、会津西陵、いわき湯本	梁川・保原統合校

## 5. 改革後期実施計画巡る動向

(1) 県立高等学校改革後期実施計画発表（2022年1月24日）

県教委は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度の後半5年間の後期実施計画を発表しました。後期実施計画により、再編整備の基本方針に基づく取り組み内容（抜粋）は以下の通りです。

○望ましい学校規模を1学年4～6学級とし、3学級以下の学校について再編整備を推進します。
○ 東日本大震災・原子力災害からの復興途上にある相双地区の高等学校においては、1学年3学級以下であっても例外的に再編整備の対象外とする場合があります。
○ 特別支援学校を併設する1学年3学級以下の高等学校については、インクルーシブ教育システムの推進を図る観点から、再編整備について個別に検討します。
○ 都市部の高等学校にあっても、都市部における生徒減の状況や地域バランス等を考慮し、計画的に再編整備を進めます。学校の再編整備によって、遠距離通学や自宅外からの通学となる生徒に対しては、負担軽減の措置を検討します。
○ 後期実施計画の最終年度である令和10年度までの生徒の志願動向や、地域の中学校卒業見込者数の推移等を考慮しながら、高等学校の再編整備を検討します。

令和10年度までの統合対象校及び1学年1学級規模の本校は以下の通りです

学校名	令和3年度の学科と1学年当たりの学級数		統合校の学科・学級数		1学年1学級規模の本校
福島西	普通4、 デザイン科学1	5	探究(仮称)1, デザイン科学1, 総 合4	6	(対象校) 石川
福島北	総合	4	総合	4	*すでに1学年1学級規模の本校となっている学校
船引	普通	3			
小野	総合	2	商業4, 情報1	5	
平商業	商業	4			
四倉	普通	2	総合	6	川俣・湖南・猪苗代 西会津・川口・只見
いわき 総合	総合	5			
好間	普通	2			

令和10年度までに学級減となる学校は以下の通りです

(表内の数字は学級数を表します。令和10年度までの統合対象校は含みません。)

学校名	学科	R5年度 予定	後期計画	学校名	学科	R5年度 予定	後期計画
			R10年度				R10年度
福島	普通	7	6	光南	総合	5	4
福島商業	商業	6	5	白河	普通	5	4
福島工業	工業	6	5	会津	普通	6	5
安積	普通	7	6	葵	普通	5	4
安積黎明	普通	7	6	会津学鳳	総合	5	4
郡山北工業	工業	7	6	会津工業	工業	5	4
須賀川桐陽	普通	5	4	磐城	普通	7	6
石川	普通	2	1	相馬農業	農業	3	2
田村	普通	4	3	小高産業技術	商業	2	1

郡山、修明はクラス数現状維持のまま、学科改変が行われます。

(2) 後期計画における高校改革懇談会について

- 第1回県立高等学校改革懇談会 (小野・船引)  
日 時：2022年7月19日 (火) 14:00~15:30 場 所：船引高等学校 大会議室
- 第1回県立高等学校改革懇談会 (いわき総合・好間)  
日 時：2022年7月21日 (木) 15:00~16:30 場 所：いわき総合高等学校 会議室
- 第1回県立高等学校改革懇談会 (平商業・四倉)  
日 時：2022年7月25日 (月) 15:00~16:30 場 所：平商業高等学校 平商の社会館
- 第1回県立高等学校改革懇談会 (石川)  
日 時：2022年7月27日 (水) 14:00~15:30 場 所：石川高等学校 会議室
- 第1回県立高等学校改革懇談会 (福島西・福島北)  
日 時：2022年8月4日 (木) 14:30~16:00 場 所：福島西高等学校 生徒ホール

県立高等学校改革後期実施計画最終年度 (令和10年度) における各地区の高等学校の配置

令和10年度の県立高等学校数 (休校含む)  
**全日制70校、定時制6校、通信制1校**  
(令和5年度 全日制74校、定時制6校、通信制1校)

※ 学校の位置づけごとに学校番号順に掲載。  
校名の後の丸数字は、1学年の学級数 (予定)。  
【 】は統合校の開校予定年度。

**会津地区**

- 【進学指導拠点校】 会津⑤
- 【進学指導重点校】 葵④、会津学鳳④
- 喜多方⑥ [R3]
- 【キャリア指導推進校】 会津西陵④ [R4]
- 田島・南会津統合校③ [R5]
- 【地域協働推進校】 猪苗代①、西会津①
- 川口①、只見①
- 【職業教育推進校】 若松商業④、会津工業④
- 喜多方桐桜④
- 【定時制・通信制高校】 耶麻農業・会津農林統合校④ [R5]
- 会津第二 (定時制 夜①)

**県北地区**

- 【進学指導拠点校】 福島⑥
- 【進学指導重点校】 橘⑥、福島西・福島北統合校⑥ [R9]
- 福島東⑥
- 【キャリア指導推進校】 福島南④、梁川・保原統合校⑥ [R5]
- 安達④、本宮③
- 【地域協働推進校】 川俣①
- 【職業教育推進校】 福島商業⑤、福島明成⑤
- 福島工業⑤
- 二本松工業・安達東統合校④ [R5]
- 福島工業 (定時制 夜①)
- 【定時制・通信制高校】 ふくしま新世 (定時制 夜①) [R4]

**相双地区**

- 【進学指導重点校】 相馬④、原町④
- 【キャリア指導推進校】 ふたば未来学園④
- 相馬総合⑤ [R4]
- 【職業教育推進校】 相馬農業②
- 小高産業技術④
- 【双葉・浪江・浪江津島・富岡・双葉翔陽  
相馬農業飯館は休校。】

**県中地区**

- 【進学指導拠点校】 安積⑥
- 【進学指導重点校】 安積黎明⑥、郡山東⑥
- 郡山⑥、須賀川桐陽⑤
- 【キャリア指導推進校】 あさか開成④
- 須賀川創英館⑥ [R4]
- 田村④、船引・小野統合校④ [R8]
- 【地域協働推進校】 湖南①、石川①
- 【職業教育推進校】 郡山商業⑥、郡山北工業⑥
- 清陵情報⑥、岩瀬農業⑥
- 【定時制・通信制高校】 郡山萌世 (定時制 昼③・夜①) (通信制)

**いわき地区**

- 【進学指導拠点校】 磐城⑥
- 【進学指導重点校】 磐城桜が丘⑥
- いわき光洋⑤
- 【キャリア指導推進校】 いわき総合・好間統合校⑥ [R7]
- いわき湯本⑥ [R4]
- 勿来②
- 【職業教育推進校】 平工業⑥、平商業・四倉統合校⑤ [R8]
- 小名浜海星⑤ [R3]
- 磐城農業④、勿来工業④
- 【定時制・通信制高校】 いわき翠の杜 (定時制 昼②・夜①)

**県南地区**

- 【進学指導重点校】 白河⑥、白河旭④
- 【キャリア指導推進校】 光南④
- 【職業教育推進校】 白河実業・塙工業統合校⑥ [R5]
- 修明⑤
- 【定時制・通信制高校】 白河第二 (定時制 夜①)

### 3、教育財政の確立をはかる運動

#### I 文教予算拡大への取り組み

##### 1. 日高教秋季独自要請行動を実施（11月8日（火））

日高教は、次年度予算編成期を目前に控え、教職員の待遇及び勤務条件等の改善等をめざして、中央委員・中央執行部などを中心とした13名による「日高教秋季独自要請行動」を実施しました。福島高教組からは、永井國之執行委員長（岩瀬農業）、佐瀬善美執行副委員長（日高教書記長）、小楡山淳書記長（本部）、鈴木知洋書記次長（ふたば未来学園）が参加しました。関係各省に対する主な要請内容と回答は、次の通りです。

#### 〈資料5〉

日高教は、11月8日、9日、令和5（2023）年度政府予算編成期を目前に控え、教育環境の充実、教職員の待遇及び勤務条件等の改善等をめざして、中央委員・中央執行部・各県教財部長を中心とした21名による「日高教秋季独自要請行動」を実施した。8日は文部科学省・総務省・財務省を各省にて、9日は厚生労働省をリモートにて実施し、各県の状況を踏まえた要請を行った。

また、8日に各単組において各県選出国會議員要請行動も実施した。関係各省の主な要請内容及び回答は以下の通り。

#### <文科省要請>

文科省からは、初等中等教育局財務課給与予算・総括係長、初等中等教育局財務課定数企画係長、総合教育政策局教育人材政策課教職員研修係長、総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室地域学校協働事業係主任、初等中等教育局初等中等教育企画課調査係長の5名が参加した。冒頭、団長の小野山享宏執行委員長（島根）より、「教育現場は疲弊し、かつコロナ禍の3年間で教育改革が停滞していたが、学びを止めないように現場も進めているので、必要な予算措置のための議論を深めていきたい」との挨拶があった。

日高教：2. 令和5（2023）年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

（1）少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1学級あたりの標準生徒数を全日制課程30人、定時制課程20人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、1人あたりの担当授業時数が、週15時間以下になるよう、取り組まれたい。

文科省：小学校35人を令和3年度から進めている。きめ細やかな指導をしていくために、小学校段階はもとより、中学校、高等学校についても必要性があり改善を図れるよう取り組んでいく。小学校高学年や中学校では、新たに国の標準よりも先行して地方で進めている自治体もある。現場からの意見が大きいところであり、文部科学省としてしっかり取り組んでいく。また、授業時数の上限については学習指導要領で授業時数が決まっており、平均授業時数は小学校24.6時間、中学校18.0時間、高校15.5時間となっている。学習指導要領との関係もあり一律にならすことは困難である。しかし、授業時数は最も重要なものと認識しており、校務分掌などの偏りがないように全体を見ながら対応していただきたい。

日高教：高校の現状では40人学級で担任をしており、18時間の授業時数だけでなく、早朝補習や放課後の課外、部活動指導等を行っている。加えて、特別な支援を要する生徒を含む多様な生徒の増加、スマホトラブルなどの生徒指導も増加しており、教員の多忙化は解消されておらず、現場では限界がきている。高校まで30人学級となるよう財務省

に働きかけていただきたい。また、都市部定時制では40人の学級もあり、不登校など複雑な背景を持つ生徒が多いことも考慮し、今後の施策を検討されたい。

日高教：2. 令和5(2023)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(10)「新たな教師の学び」を支える研修体制の実現に向けて、Web等を積極的に活用し、柔軟な方法で研修を受講できる予算を確保されたい。あわせて、研修についてはICT使用を含めた教科指導、総合的な探究の時間、校務運営、多忙化解消、保護者対応、特別な支援を必要とする児童生徒への指導等、教職員が求める内容に合致するよう研修の種類を細分化し、教職員が抱える問題に応じた多種多様な学びの場を設けられたい。加えて、教職員の負担が重くならないよう、配慮されたい。

文科省：新しい学びの姿として、学ぶ内容や量が増加かつ細分化されている。予算編成では、教員研修プラットフォームやオンライン研修など効果的・効率的に研修できるように要求している。教育コンテンツの内容として、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」にて、ICTやデータ利活用、特別な配慮・支援を必要とする児童生徒などがある。コンテンツの内容としても喫緊の課題として取り組んでいく。加えて、安全教育など新たな課題に対応する研修も予算措置していく。

日高教：新たな学びとしてWeb研修の充実などもあるが、高校の内容も充実していただきたい。教職員の求める内容として、生徒指導や保護者対応、教科指導などといった研修がWebで短時間に受講でき、自動的に集計されキャリアの積み重ねになることは負担ではない。一方、意図しない研修の受講が未だ存在し、事例として学校安全の係となり、意図せず参加する研修がある。新たな役割への研修は学校任せとなっており、教員間での偏りがある。新しい仕事に負担感があるため、金・物・人を均等にし、教員の負担軽減に向けて配慮されたい。現状、教員数は増えていないが、現場への業務は増えている認識であるため、自主的に学ぶことで負担感が減り、管理職からの指導が役立つシステム作りを実現されたい。

日高教：3. 令和5(2023)年度の地方財政計画に係る地方財政措置に関わっては、高等学校費及び特別支援学校費について、次の事項を反映されたい。

(2) 生徒経費における特別支援教育支援員、部活動指導員に係る経費において、一層の拡充を図られたい。また、高等学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT支援員、地域連携コーディネーター、スクールロイヤーなどを新規に積算対象とされたい。

文科省：児童生徒を取り巻くさまざまな課題に対応するため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置により相談体制の充実を図ることが重要であると考えている。そのため、概算要求において高等学校への配置拡充を要求した。引き続き教育相談体制の充実に向けて必要な支援の充実を努める。また、地域連携コーディネーターは地域学校協働活動推進委員として国の補助金を1/3とし支援している。県が負担する2/3についても、地方交付税の補助金負担としているため、新たに反映することは困難である。地域学校協働活動推進委員については、高校においてもコミュニティースクールなど地域との連携が重要となってきたと認識しており、地域と学校を繋ぐ重要な役割である。概算要求において、大幅に予算を増やし高校・特別支援学校に新たに1,000人配置するよう要求している。

日高教：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、いじめや子どもの貧困、虐

待など学校で対応が困難な課題解決のために配置されているが、学校によっては月に2回程度であり、切迫した問題を抱えた子どもがカウンセリングを受けられていない。カウンセリングにより裕福な家庭でなく、ひとりで精神科に通院することが困難な生徒も学校へ通う気力や生きる気力を持つことができ、有効性を感じている。一方で、順番待ちで子どもに我慢してもらっている現状もある。多様化している子どもの対応には常駐が必要である。担任は生徒数が少なければ一人ひとりにより丁寧に対応できるため、外部人材を活用し教員をサポートできる体制としていただきたい。また、地域連携コーディネーターについては、各校にいるわけではなく地域連携担当教員が授業の合間を縫って地域と連携しており、担当からは負担という意見がある。学校の大きな役割を担うため、人材に関する予算措置をお願いしたい。

日高教：ICT支援員は2024年度で地方財政措置が終了するが、現在必要不可欠となっている。その後の予算措置について教えていただきたい。

文科省：ICT支援員はICT計画に入っており、4年限りであったが現行5年となり検討しているところである。GIGAスクール構想の課題については重要であると認識している。

日高教：4校に1名の配置もできていない地域もある。地方財政措置ではあるが、地方では困難な部分もあるため、国として紐付きとなることも検討いただきたい。

日高教：4. 公立学校教職員の定年引上げにおいては、総務省等と連携し、現在の暫定再任用制度等も担保した予算を確保されたい。特に、教職員の業務の特殊性及び同一労働同一賃金の観点から、定年引上げ対象者と暫定再任用等の賃金格差を、各種手当の見直しなどにより是正されたい。また、給与カーブの変更も必要であることから、55歳以上の原則昇給停止の見直しを図られたい。

文科省：教職員の服務、給与については地方公務員法において条例で地方自治体が定めるとしている原則を踏まえて判断する。定年引上げ対象者と暫定再任用教職員の処遇差については、現状定年引上げ対象者が概ね高くなる状況である。総務省質疑応答集第6版において、期末勤勉手当支給割合や住居手当、退職手当など60歳超の処遇は概ね改善する。教員だけでなく公務員全体の議論としていく必要がある。また、給与カーブについては、本来であれば60歳を超えても引き続き同一職務の原則では、給与を維持することが望ましいとされているが、現行7割水準は当面の措置として位置付けられている。給与水準が連続的となるよう令和13年までに完成するよう検討しているため、今後も情報を収集し動向を注視していく。

日高教：定年引上げは公務員として重要な制度である。公務員離れは地方でも同様であり、定年引上げにより55歳で昇給停止し65歳まで働くとなるとモチベーションが保てない。60歳で退職する方もいるかも知れないが、ベテランの頑張りが若手を支えることにもつながるため、若者の公務員離れが進むと公務員の質の確保が困難になる。魅力ある公務員の世界を考えていただきたい。

最後に、団長の小野山委員長は「要望に真摯に回答いただき感謝する。現場は苦しいが、寄り添っていただくことで、現場が元気になる。そうすることで子どもたちが生き生きと活動できると考える。そのような思いで予算を要求していただきたい。」と挨拶を述べ、要請を終了した。

#### <総務省要請>

総務省からは、情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室主査、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課消費者行政第一課係長、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室係長、自治行政局公務員部公務員課給与能率推進室係長、自治行政局地域

自立応援課過疎対策室事務官の5名が参加した。

日高教：2. 令和5(2023)年度総務省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(3) デジタル・シティズンシップの推進のためインターネット上の誹謗中傷などのトラブルに関して、青少年における情報モラルやICTリテラシーの向上が極めて重要であることから、関係府省や関係事業者等と連携し、インターネットトラブル事例集やe-ネットキャラバンなどが効率的かつ効果的に使用・実施されるよう、確実な予算確保をされたい。

総務省：青少年の情報モラル、ICTリテラシーの向上は重要課題である。インターネットトラブル事例集については来年度版に向けて教育現場・保護者・有識者からの意見を集約し作成していく。e-ネットキャラバンについても講座内容の充実や受講方法の選択肢の拡大等、引き続き主催団体と連携して対応していく。

日高教：インターネットトラブル事例集は非常に分かりやすく作られかつ内容も充実しており学校現場でもすぐに活用できるものである。しかし、学校現場では認知度が低く周知されていない状況があるので、周知のための措置を検討されたい。また、e-ネットキャラバンも愛媛県では認知度の低さもあり、他県に比べるとほとんど取り組めていない状況がある。

総務省：文部科学省とも連携・協力し教育現場に周知されるよう図っていく。

日高教：事例集はICTを使用した授業にも対応しており、担任業務の軽減にもつながる。ぜひ、周知をお願いしたい。

日高教：4. どの地域においても、児童生徒が自宅からリモート授業等をスムーズに受けることができるよう、情報通信環境の整備を促進されたい。

総務省：光ファイバー整備については、令和4年3月の時点で99.7%の整備率でありほぼ全国に行き渡っている。学校の近くの幹線の光ファイバー等を総務省が補助金を出し整備している。ちなみに学校内の情報インフラは文部科学省管轄である。

日高教：徳島県では光ファイバー環境は主要道路には整備されている。一方でケーブルテレビ網の方が発達しているところもある。山間部では使用人数が増えると遅くなるなど、コロナ禍におけるリモート授業によって回線の限界が明らかになった。また、家庭にインターネット環境がない生徒はリモート授業でも登校してくる。地域によって差が出ないように対応されたい。

日高教：新聞報道でポケット端末の利用状況が6割程度と発表されたが、この数字は表面的なものだと捉えている。栃木県の市部では配布されたポケット端末はほぼ100%使用できるが、近くの山間部では使えない状況である。使う意思はあっても使えない。光ファイバーだけでなくホームルーターもあるので、4G、5Gに対応した通信網の構築をお願いしたい。

総務省：それは光ファイバーが近くまで来ているが使えないということか。

日高教：通信端末の幅を拡げてほしいということであり、学校で使えないということではない。学校は既存のネットワークの中でアクセスポイントを分配して使っている。したがって体育館や実習室などで使えないことが起きている。4G、5Gを使いたくても電波が届かないという状況がある。

総務省：山間部等の学校のお話だと思うが、つながりにくい等の改善のため既に引いているものを高度化するとすると民間主導となる。

日高教：回線が整備されていない地域への働きかけ等はできないのか。

総務省：自治体から積極的に働きかけてもらえば、こちらとしても取り組みは可能である。

日高教：5. 過疎対策の推進について、高校を核とした地域活性化事業等を過疎地域持続的発展支援交付金の使途に加えられたい。

総務省：地域活性化事業については就学支援事業や持続的発展事業といったソフト面、定住促進や空き家といった活用ハード面とあわせて4つの支援メニューをもっている。そのうちソフト面における持続的発展支援事業については、令和3年度に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に新たに重点分野として位置づけられたICT活用と人材確保・育成に限定し、課題の解消及び支援を行っている。高校を核とした取り組みについてはソフト面の持続的発展事業を活用すれば各都道府県が行う人材育成の取り組みまたは市町村が行うICTを活用した課題解決に向けた取り組みが現行での交付対象になっており、連携して活用されたい。

日高教：過疎対策の推進について、少子高齢化が進み国としても力を入れているところではないか。栃木県も過疎化に伴い学校の統廃合が進んでいる。しかし地域からは地域の高校をなくさないでほしいという要望が上がっており、だからこそ高校を核とした地域活性化事業等の取り組みが重要となる。高校の活動においても支援金を使えるということなので、現場に周知を図っていく。あわせて、総務省には自治体への周知を進めてほしい。またグローバル化の進展に伴い、ICTを活用できる人材を育てること、ICTを活用して地域が活性化していくことが重要となる。その人材を高校で育てることが大切であることから高校を中心とした仕組み作りが重要となるのと考えているが、いかがか。

総務省：現在概算要求の段階だが例年どおり予算立てをしていく。自治体にも周知徹底を図っていく。

日高教：募集要項に「高校」という言葉が入っていないが、活用できるか。

総務省：申請したからといって一律に交付できるものではないが高校だから使えないということはない。こちらに相談してもらえるとよい。

日高教：地域と高校が連携して産業化していく取り組みもあるので、高校が中心となる仕組み作りが必要である。

日高教：6. 教育公務員をはじめとして地方公務員の定年引上げ及び高齢期雇用施策については、次のように実施されたい。

(1) 定年引上げについて、暫定再任用等も含め教員の職務の専門性や現状では60歳以降も業務内容に変更がないという勤務の特殊性を十分考慮した給与水準の確保を図られたい。

日高教：教職員の給与については、各団体の条例において定められるものではあるが、現状は多くの再任用教職員がおり、60～65歳までは現役の6割程度、66・67歳の常勤フルタイムでは少し回復するという給与としていびつな状態である。再任用といえども家族の生活を守っていく必要があり、仕事の対価として十分な給与が必要であると考え、国として何らかの措置をお願いしたい。

総務省：この件に関しては、さまざまな方面から意見をもらっているが国家公務員との均衡を見る必要があり、難しい。ただ、定年引上げ後の7割措置は暫定的なもので、今後人事院が新しい仕組み作りをしていく。総務省としても民間の動向等を見ながら人事院と話を進めていく。

日高教：われわれ教職員は10の仕事をするのであって、給料が減ったからといって3割減の仕事はしない。もらった以上の仕事をしていることが日本の教育を支えているというこ

とをご理解いただきたい。

最後に、団長の吉川中央執行委員長は、「限られた財源のなかでの要望への反映は大変だとは思いますが教育は未来を作っていくのでよろしくお願いします」と挨拶を述べ、要請を終了した。

<財務省要請>

財務省からは、主計局主査、主計官(文部科学係担当)の2名が参加した。

日高教：2. 令和5(2023)年度文部科学省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の整備について、高校段階においても、1学級あたりの標準生徒数を全日制課程30人、定時制課程20人とし、高校標準法を改正することにより、教職員定数の抜本的な改善をされたい。特に、1人あたりの担当授業時数が、週15時間以下になるよう、取り組まれたい。

財務省：高校の定数については、文部科学省に問い合わせさせていただきたい。

日高教：高校の定数については高校標準法で定められている。一方で文部科学省管轄の義務関係諸学校については、国の先導もあり35人学級が実現している。そのような環境のなかで学んできた子どもたちが、高校に入学する段階で40人学級となったときに、一人ひとりにきめ細かな指導を実感させることは厳しい状況である。高校標準法で定められている定数が全日制課程30人、定時制課程20人になれば子どもたちにきめ細かな指導を実感させることができると考える。高校標準法が改定になれば、地方財源のみでは厳しい面もあるため、財務省の後押しを是非お願いしたい。また1人あたりの授業時間の持ち数については、朝課外や部活動、さらには1人1台端末を活用するためのデジタルコンテンツの作成等もあり、授業準備等にかかる時間が苦しく、在校等時間が長くなる。このような状況を踏まえ、1人あたりの持ち時間が週15時間以下になると非常にありがたい。

財務省：文部科学省から要望があれば、今の話も踏まえて対応していきたい。

日高教：2. 令和5(2023)年度文部科学省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(3) GIGAスクール構想に関して、次のように図られたい。

② GIGAスクール運営支援センターの機能強化を実現し、児童生徒の支援だけでなく教職員の支援や負担軽減が実現できるよう、予算を確保されたい。

財務省：令和元年度補正予算において1人1台端末の導入が進んでおり、小中学校は令和3年度に、高校は今年度1人1台端末の環境が整う予定である。タブレットを使った学校での授業の在り方や家に帰った後の使い方等に問題やニーズがあることについては文部科学省からも聞いている。引き続き、よりよい使い方ができるような端末運用の在り方については文部科学省と議論していきたい。

日高教：栃木県ではGIGAスクール端末と同時に統合型校務支援システムも導入され、情報担当教員が両方を担当しなければならず、大変疲弊している状況である。ICT支援員が4校に1人配置されているが、スキルの格差が非常に大きい。担当教員の多忙解消に向けて、外部人材の育成や情報担当職員の増加のための予算確保をお願いしたい。

日高教：2. 令和5(2023)年度文部科学省の概算要求事項について、次の事項を反映した政府予算案とされたい。

(10) 「新たな教師の学び」を支える研修体制の実現に向けて、Web等を積極的に活用

し、柔軟な方法で研修を受講できる予算を確保されたい。あわせて、研修についてはICT使用を含めた教科指導、総合的な探究の時間、校務運営、多忙化解消、保護者対応、特別な支援を必要とする児童生徒への指導等、教職員が求める内容に合致するよう研修の種類を細分化し、教職員が抱える問題に応じた多種多様な学びの場を設けられたい。加えて、教職員の負担が重くならないよう、配慮されたい。

財務省：教員免許更新制が発展的解消となり、令和5年度より関係法令が施行されるようになっていく。先生方が無理のない形で効果的な研修を受講できる、研修コンテンツにアクセスできるような在り方について、引き続き文部科学省と議論していきたい。

日高教：教員免許更新制度の発展的解消により「新たな教師の学び」として研修が導入されることとなっているが、非常に多忙なかたで研修を受けなければならなくなる。研修を前向きに捉える先生方もいるが、一方で研修を受けなければならぬと感じる先生方もいる。すべての先生方が前向きに研修を受けられるようにするためにも、本当に必要とする研修コンテンツを提供していただきたい。そのためにも、研修にかかる予算の確保をお願いしたい。

財務省：先生方の研修は各都道府県によって違いがあると思うが、国から義務化されている研修は3つほどであると認識している。それ以外は各都道府県が文部科学省の指標にもとづいて、計画を立てて実施していると承知している。今後はいつでもどこでもアクセスできるコンテンツの作成は必要であるが、教員研修を都道府県教育委員会がどのように計画するかという点も変えていかなければならぬと感じている。いつでもアクセスできるコンテンツを作成したとしても、本当にいつでもどこでもアクセスされるような研修を先生方がやらなければならぬというのもおかしい。以上の点を考慮しつつ研修計画の在り方を考えていかなければならぬ。

日高教：6. 地域の災害等の緊急対応時の役割や頻繁に発生する大規模災害等から児童生徒の安全を確保するとともに、障害者差別解消法への対応やバリアフリー化など、既存の制度では対応が困難となっている事項を踏まえ、国の責任においてそれらに対応するための学校施設・設備に関する財政措置をされたい。

財務省：高校については、三位一体の改革で一般財源化されているところであり、基本的には施設設備の補助はない。特別支援学校については、国の公金を使って補助の制度があるとともに、特別支援学校設置基準にもとづいて、必要な予算を確保していくために文部科学省と議論しているところである。今年度は補正予算の編成が早まっており、今国会に出す予定であり、特別支援学校については補助内容があるので、要望をいただいで予算が確保できればと考えている。それ以外にも高校向けの施設整備補助の場合、防災機能強化や産業教育など、国として補助内容を追加しているところもあるので、令和5年度予算でも必要に応じて申請していただけたらと思っている。

日高教：学校の災害対応は命に関わることであるため、十分に注意して対応していきたいと考えている。地域における災害時の拠点として、多くは市町村立の小中学校の体育館などが避難所に指定されているが、県によっては県立の学校の体育館が避難所に指定されることもある。その際に、地域の若い人から高齢者、障がいを抱えている人たちなど、さまざまな人が一時的にそこで生活することになるため、冷暖房設備やバリアフリー化も必要になってくる。各都道府県で高校の統廃合が進んでおり、多くの学校では既存の校舎、施設設備を引き続き使用するという動きが見られる。中には老朽化が進んだものもあり、改修や修繕をこれから行わなければならない。地方交付税措置というところではあるが、各都道府県の財源が十分に確保されるよう予算措置をお願いしたい。

財務省：小中学校は人口減少にあわせて統廃合や複合化が進み、新たなコミュニティが作れるような設備に取り組んでいる。小中学校は避難所として指定されることもあり、空調設備も充実させているところである。一方、高校は小中学校よりも数が少ないため、まずは小中学校が避難所になっているという現状であると認識している。小中学校が避難所としての機能となるが、統廃合が進むことにより、高校も避難所として活用できるようになればと考えており、それを今後どのように地財に要望していくかというところである。

<厚労省要請>

厚労省からは、子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室自治体支援係長、子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室主査、障害保健福祉部障害福祉課就労支援係、職業安定局障害者雇用対策課職業指導係長、職業安定局雇用保険課給付係、保険局保険課企画法令第一係、雇用環境・均等局職業生活両立課育児・介護休業係長の7名が参加した。冒頭、団長の吉川中央執行委員長より、「学校現場では働き方改革が唱えられているが、実際は多忙化が解消されていない。教職員を含めた労働者の勤務環境の充実及び児童生徒が心身ともに健康でいられるよう厚生労働省の取り組みを期待したい」との挨拶があった。

日高教：3. 令和5(2023)年度厚生労働省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。

(1) 子どもを産み育てやすい環境づくりに関して、次のように図られたい。

① ヤングケアラー等への支援について、コーディネーター配置拡充及びスクールソーシャルワーカーの全校配置を図られたい。

厚労省：ヤングケアラーコーディネーターについて、令和5年度予算概算要求において、令和4年度に引き続きヤングケアラー支援体制強化事業として計上し、制度の設計及び推進を図っている。配置については、都道府県、市町村が主体であり、令和4年度より開始しているが、自治体間での差が大きい現状である。引き続き予算を確保し、あまねくサービスを提供できるよう努めていく。

日高教：学校現場では、ヤングケアラーに対する問題意識が高まり、生徒の情報共有も進んでいる。しかし、ヤングケアラーに対する支援や相談窓口については、勉強不足の状況である。ヤングケアラーコーディネーターの配置が進めば具体的な支援が行われ、活用も進むと考える。引き続き、ヤングケアラーコーディネーターの配置促進をお願いしたい。

厚労省：概算要求に対して、未配置の自治体が相談するなど配置拡充は徐々に進んでいると感じる。ヤングケアラーコーディネーターの存在がヤングケアラー対策の基軸と考えるので、引き続き、広報・周知に取り組んでいく。

日高教：6. 障がいのある生徒の就労に向けた取り組みを一層促進されたい。加えて、障がい者の就労支援対策を一層充実させるため、障害者自立支援法にもとづく就労系障害福祉サービスなどの施策を拡充されたい。特に、就労支援員の配置拡充については、特別支援学校等のニーズを踏まえたものとなるよう取り組みを図られたい。

厚労省：障がいのある生徒の就労に向けた取り組みは重要と認識している。一般就労を希望する生徒にはできるだけ実現できるよう、就労移行支援事業所を活用することで可能な限り支援している。また、一般就労が困難な生徒については、就労継続支援A型・B型や障害者福祉サービスを利用できる体制となっている。加えて、一般就労後の職場定着に向けたサービスも行っており、就労移行支援を受けて一般就労をしている方に向

けて就労面にともなう生活面の課題解決や企業との連絡調整が必要になる場合には適切な支援を行っている。就労支援員の配置拡充については、令和3年度より就労支援のノウハウの継承や人材活用の観点から、常勤換算で対応している。ハローワークでは、学卒部門と専門援助部門が連携し、本人の希望や障がいの特性を踏まえ、柔軟に支援している。また、障がいがある生徒向けの事業として、特別支援学校や就労支援機関などと連携・チームを編成し、就職準備から採用後までの定着を支援する事業を実施している。さらに、福祉・教育から雇用への移行推進事業として本人・保護者・特別支援学校などに就労支援セミナーによる企業理解・促進、職場実習の実施、受け入れに不安がある企業に対しての情報発信や面接会などを実施している。一方、すぐに就労できない方に対しては、模擬的就労・簡易作業体験・職場での対人スキルトレーニングなど就業準備支援、さまざまな障がいやニーズを踏まえた職業訓練を国や都道府県が設置する障害者職業能力開発校や民間の教育機関と連携して実施している。

日高教：特別支援学校の児童生徒数の増加とともに、一般就労を希望する生徒も増加しており、さまざまな取り組みが実施されていることは理解できるが、まだ学校と事業所との連携について、特に就労後の対応に対して十分でない事例を聞いている。生徒の増加により教員の対応も増えるなかで、特別支援学校や高校に直接就労支援員が配置されるか確認したい。

厚労省：学校のマンパワーだけでは不十分であることは周知している。ハローワークの職員が学校での出張相談やセミナーなどで対応可能だが、ハローワークの職員が学校へ配置されることは本来の業務があり、難しいと考える。一方、コロナ禍で実施できなかった職場実習やセミナーが今後少しずつ実施できるよう取り組んでいく。また、特別支援学校とチームで対応する際に就労アセスメントが必要であり、施設外支援ということで福祉関係機関が関わることは可能と考える。

日高教：7. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(1) 児童手当制度の充実を図るとともに、出産時助成金や育児休業給付金の拡充を進め、出産・子育てに係る経済的・精神的負担の軽減を図られたい。

厚労省：医療保険制度により出産時助成金が支給され、支給額は平成21年度に42万円に引き上げられたが、年々出産費用が増加しており、現在、令和5年4月からの大幅な引上げに向けて社会保障審議会で議論されている。一方、出産一時金については妊婦の方の状況に応じて適切な医療サービスを選択できることが重要であると考え。出産に係る費用の見える化も今後検討していく。育児休業給付金の拡充については、失業等給付の給付水準とのバランスや財源の確保などさまざまな課題があり、慎重に検討しなければならない。また、労働政策審議会においても労使双方が給付率の引上げが雇用保険料の引上げにもつながることから慎重に検討する必要があると指摘されている。一方、育児休業を取得できなかったあるいはしなかった理由として、職場が育児休業制度を取得できない雰囲気であることや業務の都合が挙げられている。このような制約要因の対策として、令和4年10月1日から子の出生後8週間の期間内に合計4週間分(28日)を限度として、産後パパ育休(出生時育児休業・2回まで分割取得可能)を取得した場合、一定の要件を満たすと「出生時育児休業給付金」の支給を受ける制度や保育所に申し込んでも入所が決められなかったなどの特別な事情があれば、1歳半もしくはは最長で2歳の誕生日前日まで休業が可能となる制度が運用されている。引き続き、育児休業期間を支える取り組みを行っていく。

日高教：医療行為となる帝王切開による分娩と正常分娩による自己負担費に差があり、経済的な負担軽減の面での対応を検討されたい。また、出産時助成金の42万円では足りない自治体もあり、引き続き拡充を求める。育児休業給付金については、経済的負担が少しでも軽減され職場に復帰したいという現場の思いも理解いただき、拡充を図られたい。

厚労省：出産に係る費用は全国平均を踏まえて算出しており、引き続き状況を踏まえて対応していく。また、地域別の差については原因を明らかにし、改善を図っていく。

日高教：7. 仕事と子育て・介護など、家庭生活の両立を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、各種休業・休暇制度や育児・介護支援に関わる次の事項について、早急に改善・整備を図られたい。

(2) 育児休業や子の看護休暇が取得しやすい環境整備を進められたい。

厚労省：特に男性の育児休業の取得が進んでおらず、2025年度までに30%の所得率を目指す目標には至っていない状況を踏まえ、育児休業の分割取得を可能とする法改正も行っている。環境整備については、令和4年4月1日から妊娠・出産の申し出をした労働者に対し、個別の周知・意向確認の措置が義務となった。引き続き、制度の周知及び着実な実行を目指す。

日高教：教職員における男性の育児休業の取得は進んでいるが、学校では、年度途中で育休が取りにくかったり、代替教員を探しても授業のみの担当となったり、育児休業期間を短縮し4月の年度始めに職場に復帰するなどの事例もある。本来は子ども中心の制度であると認識しているが、制度がなかなか活用されていない現状もある。教職員に限らずすべての職業において、取得しやすい環境整備を今後も推進されたい。

厚労省：学校における人材不足や代替要員の不足、労働環境などは理解しており、厚生労働省としても現実に応じた制度や運用面を引き続き研究していく。

最後に、吉川中央執行委員長は、「健康で暮らせ、大きな不安がないことが教職員も含め国民みんなの願いである。学校現場からの意見も引き続き参考にされたい」と挨拶を述べ、要請を終了した。

## 2. 「教育関係23団体」に結集した取り組み（11月14日（月））

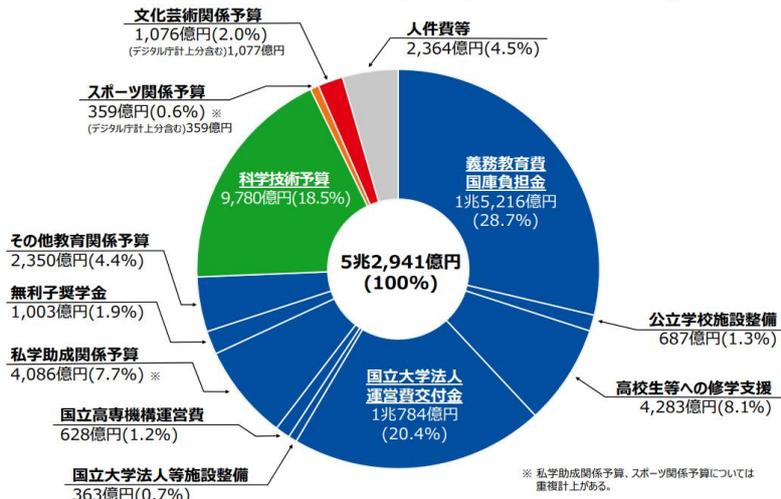
11月14日、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会（日高教など教育関係23団体で構成）」は、参議院議員会館にて「子供たち一人一人に対するきめ細かな教育の実現と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築等を求める全国集会」を開催しました。日高教からは、吉川正智中央執行委員長のほか、佐瀬善美書記長が参加しました。文部科学大臣、各政党の文教責任者、多数の国会議員が参加しました。そのなかで、「子供たち一人一人に対するきめ細かな教育の実現と学校における働き方改革の推進等を求めるアピール」を採択し、政府及び関係国会議員等に対し、教職員定数の改善やICT教育関係予算の拡充等を要請することとしました。

## 3. 2023(令和5)年度文部科学省予算(案)の閣議決定(12月23日(金))

12月23日(金)、2023年度文部科学関係予算案が閣議決定され、小学校高学年35人学級の計画的な整備やGIGAスクールにおける学びの充実、新しい時代の学びの環境の整備及び学校における働き方改革における小学校専科指導の充実に1,100人、小学校における35人学級の推進等に3,283人、教育課題への対応425人などで4,808人の改善が示されました。また、幼児児童生徒や教職員が安全・安心に過ごせるよう、感染症対策を充実させました。しかし、高校段階での教員定数の増員については明記されておらず、課題の残る内容となっています。詳細につきましては、以下をご覧ください。

〈資料 20〉

## 令和5年度文部科学省予算（案）の内容



## 個別最適な学びと協働的な学びの実現

### 教師等の指導体制の充実と働き方改革の推進、教師の研修体制の構築

- ・ 小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進 ⑦ 1兆5,216億円 (1兆5,015億円)
- ・ 学校における働き方改革の推進のための支援スタッフの充実 ⑧ 91億円 (84億円)
- ・ 「新たな教師の学び」を支える研修体制の構築 ⑨ 13億円 (14億円) 【27億円】

### GIGAスクール構想の着実な推進と学校DXの加速

- ・ 運営支援センター機能強化、自治体等への端末活用支援、先端技術利活用推進等 ⑩⑪⑫ 14億円 (15億円) 【80億円】
- ・ 次世代の校務デジタル化の推進 ⑬ 0.8億円 (新規) 【11億円】
- ・ 小中学校等における学習者用デジタル教科書普及促進 ⑭ 18億円 (23億円)
- ・ 教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用、教育データの分析の推進等 ⑮⑯ 7億円 (5億円) 【4億円】

### 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

- ・ 「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援 ⑰ 23億円 (25億円) 【35億円】

### 新時代に対応した高等学校改革の推進

- ・ 普通科改革支援、職業教育の充実 ⑱⑲ 5億円 (5億円)

### 運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行

- ・ 部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的整備 ⑳ 28億円 (18億円) 【19億円】

### 感染症対策の充実と学校健康教育の推進

- ・ 学校の新型コロナウイルス感染症対策支援、養護教諭の業務支援の充実、学校健診情報の本人提供(PHR)の推進、食育の推進等 ㉑㉒ 7億円 (6億円) 【242億円】

### 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育の抜本的改善・充実等 ㉓ 42億円 (42億円)

### 英語教育の充実

- ・ 英語教育・日本人の対外発信力の改善 ㉔ 80億円 (73億円)



## 誰もが学ぶことができる機会の保障

### 教育相談体制等の充実によるいじめ、不登校対策等の推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、SNS等を活用した相談体制の充実、自殺対策、不登校対策等の推進（不登校特例校の設置促進等）<sup>③④</sup> 85億円（80億円）
- ・夜間中学の設置促進等<sup>⑤</sup> 0.8億円（0.8億円）

### 生涯を通じた障害者の学びの推進、特異な才能のある児童生徒への支援

- ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実等<sup>⑥</sup> 41億円（35億円）
- ・大学等や学校卒業後における障害者の学びの支援の推進<sup>⑦</sup> 2億円（2億円）
- ・特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進<sup>⑧</sup> 0.8億円（新規）

### 外国人の受入れ拡大に対応し、共生社会の実現を図るための日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

- ・外国人等に対する日本語教育の推進<sup>⑨</sup> 14億円（10億円）
- ・学校における日本語指導体制等の充実や外国人の子供の就学促進等<sup>⑩⑪</sup> 13億円（13億円）

### 海外で学ぶ日本人児童生徒の教育機会の充実

- ・在外教育施設の機能強化（教師派遣、プログラム支援等）<sup>⑫</sup> 179億円（172億円）【0.4億円】

### コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的推進等による地域や家庭の教育力の向上や体験活動の充実、学校安全体制の整備の推進

- ・学校を核とした地域力強化、社会教育施設の機能強化による地域の教育力向上等<sup>⑬</sup>（学校における働き方改革・地域による学習支援<sup>⑭</sup>、家庭教育支援<sup>⑮</sup>、体験活動<sup>⑯</sup>、読書活動の機会の確保<sup>⑰</sup>、公民館・図書館等のDXの推進<sup>⑱</sup>等） 79億円（76億円）
- ・学校安全体制の整備<sup>⑲</sup> 7億円（6億円）

### リカレント教育等社会人が学び直す機会の拡充

- ・社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡充等<sup>⑳</sup> 91億円（96億円）【21億円】

### 各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

- ・高等学校等就学支援金における家計急変支援の創設等<sup>㉑</sup> 4,136億円（4,149億円）
- ・高校生等奨学給付金の充実<sup>㉒</sup> 148億円（151億円）
- ・高等教育の修学支援の確実な実施（こども家庭庁計上分含む）<sup>㉓</sup> 6,314億円（6,211億円）



## スポーツ立国の実現

359億円（355億円）【55億円】

### 運動部・文化部活動の地域連携や地域クラブ活動移行、子供の体力向上等

- ・部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的整備（再掲）<sup>㉔</sup> 28億円（18億円）【19億円】
- ・子供の体力向上（アスリートの体育授業派遣等）、大学スポーツ振興<sup>㉕</sup> 8億円（8億円）

### 持続可能な競技力向上体制の確立等

- ・国際競技力の向上<sup>㉖</sup> 101億円（100億円）
- ・競技団体の組織基盤強化への支援<sup>㉗</sup> 3億円（3億円）
- ・ドーピング防止活動推進体制の強化、ホストスポーツフォーラムの推進<sup>㉘</sup> 5億円（5億円）

### 多様な主体によるスポーツ参画の促進と共生社会の実現

- ・Sport in Lifeの実現及びスポーツによる健康増進<sup>㉙</sup> 8億円（8億円）
- ・障害の有無にかかわらず「ともにする」スポーツの推進<sup>㉚</sup> 6億円（4億円）

### スポーツの成長産業化・スポーツによる地方創生

- ・スポーツ施設タテ及びDX、他産業との共創、スタジアム・アリーナ改革の推進<sup>㉛</sup> 4億円（3億円）
- ・スポーツツーリズムを含めたスポーツ・健康まちづくりの一層の推進<sup>㉜</sup> 4億円（4億円）

日高教の文科省予算に関する見解は以下の通りです。

令和5(2023)年度政府予算案および学校における働き方改革に対する日高教書記長見解

12月23日、政府は、11年連続で過去最大となる一般会計総額114兆3,812億円の令和5(2023)年度政府予算案を閣議決定した。歳入では、税収は69兆4,400億円程度と税外収入も含めて過去最大となるが、膨張する歳出を賄うため新規国債を35兆6,230億円とし、歳出の3割以上を借金に頼る厳しい財政状況が続く。一方、歳出では、最大の項目である社会保障費は、高齢化で年金や医療費などが一段と伸び、36兆8,889億円、防衛費が過去最大の約6兆8,000億円(前年比約1兆4,000億円増)、新型コロナウイルス感染症対策や物価高、ウクライナ危機に伴う景気減速などへの対応に活用する臨時の予備費は、5兆円(同額)を計上した。

これを受け、公表された文部科学省予算案における一般会計予算総額は、5兆2,914億円(前年度比123億円増)となった。文教関係予算については、4兆146億円(同比82億円増)であった。なお、12月2日には令和4(2022)年度文部科学省第2次補正予算1兆4,426億円が案のとおりに成立している。

文教関係予算では、小学校における35人学級や高学年の教科担任制の推進を含めた義務教育費国庫負担金は1兆5,216億(同比201億円増)が計上された。具体的には、小学校における35人学級の推進に3,283人、教育課題への対応のための基礎定数化関連で425人、小学校高学年における教科担任制の推進等に1,100人、計4,808人を改善している。2021年度から5年間かけて公立小学校における学級編成の標準が計画的に35人に引き下げられるが、公立中学校・高等学校においても実現されることを強く求める。政府、特に財政当局は、地方自治体任せにすることなく、その国の未来の成長をつくる最も重要な投資こそが教育であることを肝に銘じ、教育に対する予算拡充に取り組むことを求める。

高校教育関係では、高校生等への修学支援に4,283億円(同比17億円減)を盛り込み、高校生等が家庭の経済状況にかかわらず安心して教育を受けられる体制を確保している。また、新時代に対応した高等学校改革推進事業に3億円(同比1億円増)、マイスター・ハイスクールに3億円(同額)とし、高校改革を進める姿勢は伝わっている。しかし、高校における定数改善は、今回も言及されていない。地財措置を基本とする高校段階ではあるが、学習指導要領をはじめ様々な施策は国主導で策定されており、国の責任にもとづく財政上の対応が感じられないことは残念である。また、特別支援教育に関しては、切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実に41億円(同比6億円増)、新規に特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進に0.8億円が計上されたが、児童生徒数の増加に対応するためにはさらなる増額が必要である。引き続き、日高教は高校・中等教育学校および特別支援学校における教職員の定数改善、適正配置および職務の専門性等にもとづく待遇改善と多忙化解消を強く求めていく。

GIGAスクール構想関連では、GIGAスクール運営センターの機能強化に10億円(同額、令和4年度第2次補正で71億円)、GIGAスクールにおける学びの充実に3億円(同比1億円減、令和4年度第2次補正で9億円)、新たに次世代の校務デジタル化推進実証事業に0.8億円(令和4年度第2次補正で11億円)等となっている。一部の高校・特別支援学校では端末の整備が不十分な地域もあり、国が積極的に主導することで地域間格差を解消し、個別最適な学びが実現できるよう、取り組みを強化していく必要がある。

働き方改革については、補習等のための指導員等派遣事業に91億円(同比7億円増)に加え、子供の心身の健康を担う養護教諭等の業務支援の充実に0.5億円が新規で追加された。働き方改革は各校の実情に応じた取り組みが進められてはいるが、新学習指導要領やGIGAスクール構想の実施、新型コロナウイルス感染症への対応など、学校現場の現状に鑑みれば多忙化解消には程遠い状況にあり、日高教は、一層の業務縮減に向けた取り組みとともに、時間管理および業務マネジメントの充実にに向けた取り組みがこれまで以上に必要と考える。今年実施された教員勤務実態調査の速報値が来年の春ごろに公表される予定であり、その結果を注視し、教職員が

Well-beingになる処遇や待遇改善を実現しなければならない。

加えて、高校は義務段階とは異なり学校規模や校務分掌が複雑・多岐にわたるとともに、複数の職種による業務にもとづくため、現行の校長・教頭配置では個々の教職員の業務把握が一段と困難であり、業務分配の不公平性や個々の過重業務者の存在を許す要因となっている。これらの事から、業務マネジメントの充実を図るために管理職である副校長・教頭の拡充を図ったモデル事業を創設し、これからの時代に即した業務マネジメントの在り方を確立すべきである。例えば、1学年6クラス以上の大規模校やいじめ・不登校などの生徒指導事案など他律的業務の多い学校をターゲットに、副校長の複数配置化および校務分掌並びに学年部の責任者をそれぞれ教頭として配置し、校務業務すなわち個々の教職員の業務内容・業務量等のマネジメントを主体的に担うとともに、自らも一定(2割)程度の授業を行い、主幹教諭・指導教諭などと次世代の育成に繋げるシステムの構築を図るべきである。

あわせて、在校等時間および業務内容の把握については、直ちに総務省の地方公務員の給与・定員等調査における時間外勤務調査の枠組みに入れて実施をするとともに、各人事委員会においては、人事行政に関する権限において、在校等時間をはじめとした実態把握とそれにもとづく報告・勧告を実施することを求める。

地方財政については、高校段階における教育予算の拠りどころであり、一般財源総額は、1.19兆円増の65兆535億円となる。なお、地方交付税は前年度より0.3兆円多い18兆3,611億円と5年連続で増加している。引き続き適正な地方財政の確立等に向けた取り組みを強化していく。

令和5(2023)年度政府予算案について、政府は通常国会に提出し、今年度末までの成立をめざす。とりわけ文部科学省予算は、人材育成や安心して教育を受けられる体制の整備に向けた諸施策を推進するために重要であるとの認識のもと、早期に成立することを求める。

日高教は、学校における働き方改革が、真に教職員および児童生徒をはじめとする学校教育に関わる者全てに資するものとなるよう、具体的で実現可能性の高い施策を提案していく。また、これからの時代を担っていく子どもたち、そして職務に精励している教職員のために、学校現場の声を踏まえ、教育予算の拡充および教員の働き方改革への取り組みを強力に進めていく。

2022年12月23日

日本高等学校教職員組合  
書記長 佐瀬 善美

## II 本県教育予算拡充への取り組み

### 1. 県議団への要請（9月9日（金））

福島高教組は、令和5年度県予算の編成期にあたり、福島県議会県民連合、公明党福島県議会議員団、日本共産党福島県議会議員団、自由民主党県議団等の各県議団に対して、要請を行いました。福島高教組からは、永井國之執行委員長（福島）、小桧山淳書記長（本部）が赴き、要望事項の趣旨説明を行い、議員からの質問に応じました。

1. 県教育委員会より「多忙化解消アクションプランⅡ」が示されたが、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応、めまぐるしく変化する教育のICT化への対応、増大する他律的業務への対応等、教職員の多忙化は解消するに至っていないことから、業務量全体の削減を目指せるような方策及び教職員定数の改善、加配措置等を講じられたい。
2. 今後の県立高校再編の実施にあたっては、社会環境の変化や学校現場・地域の声、本県の将来、地方創生等を踏まえたものとなるよう、十分配慮されたい。特に、過疎地域における教育環境を確保するため、教職員定数について特別措置を講じられたい。
3. 県内すべての高校及び特別支援学校に対して、今後の県立高校再編や学校現場の実態を踏まえた、十分な加配措置及び継続的な予算措置を講じられたい。特に、統廃合によって校舎が使用されなくなる高校、1学年1学級の高校、ふたば未来学園高校、小高産業技術高校の教職員数や施設・設備等について、十分配慮されたい。
- 震災後の教育諸課題に対応するためにも、引き続き「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の基準を超えた加配措置を求めます。
- 統廃合対象校において在籍する生徒が卒業するまで、十分な配慮を求めます。
- 多様な教育的ニーズへの対応、県内すべての地域における教育の質保証の観点から、30人学級編制の高校を導入するとともに、学校現場における校務量の増加に鑑み、教職員定数の抜本的改善を求めます。
4. 児童生徒に充実した教育環境を保障するため、以下の事項について改善を図られたい。
  - (1) 老朽化が進む学校施設の改修・改築のほか、特別教室へのエアコン設置を促進するなど、安全かつ安心できる教育環境の確保を図られたい。また、トイレの洋式化やバリアフリー化に関わる予算の確保を図られたい。
  - (2) 特別支援学校における教室不足を解消するため、早急に施設・設備の拡充に努められたい。
  - (3) 令和4年度入学生から生徒1人1台端末が実現するのに合わせ、すべての県立学校教職員に1人1台端末が確実に支給されるように推進されたい。また、ICTを活用した授業が積極的に行われるように、各教室への据付型プロジェクターの配置、ICT教育に関する研修機会の確保や、授業事例等の共有が県全体で行われるようなシステムの構築に努められたい。
5. 多様化・複雑化する教育課題への対応、児童生徒と向き合う時間の確保のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習支援員、学校看護師、ICT支援員等の外部人材の拡充とともに、特別支援学校における就労支援員の配置を図られたい。
- 家庭環境に問題を抱える児童生徒が増加するなか、教育と福祉の連携の重要性が高まっています。希望する高校へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、ご尽力願います。
- 特別支援学校卒業生の就労率や職場定着率向上には大規模な企業開拓が必要であり、就労支援員の配置に向け、ご尽力願います。
- 校務支援システム、勤怠管理システムなどの導入やICT機器の拡充などにより、ICT機器の管理が担当者のか大きな負担となっています。ICT支援員の全校配置にご尽力願います。
6. 地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ関係）の成立、および同法律令和5年4月1日施行に伴う県における条例制定を行う際には、次の点に留意されたい。
  - (1) 60歳以降の定年引上げ後の給与水準においては、同一労働同一賃金の考え方をふまえて、業務の実態、職務・職責を適正に反映したものとされたい。
  - (2) 退職手当については60歳に達した日後の一番高い給料月額を基に算定し、定年引上げ後に勤務した年数に応じた退職手当の支給も併せて確実に行なわれたい。
  - (3) 教職員が諸事情により、60歳以降に早期退職をして定年前再任用短時間勤務を選択したが、家庭状況等の変化により、フルタイム再任用勤務への復帰を希望した場合、フルタイム勤務への復帰が可

能となるようにされたい。

(4) 高齢者部分休業制度を確実に採用し、同休業制度を該当教職員が積極的に活用できるような講師の補充や制度設計を行われたい。

(5) 若年層の教職員数が非常に少ないことから、定年延長により新規採用教職員数の抑制を行わずに、積極的に新規教職員の採用をすすめられたい。

### Ⅲ 令和5年度県教育予算の概要

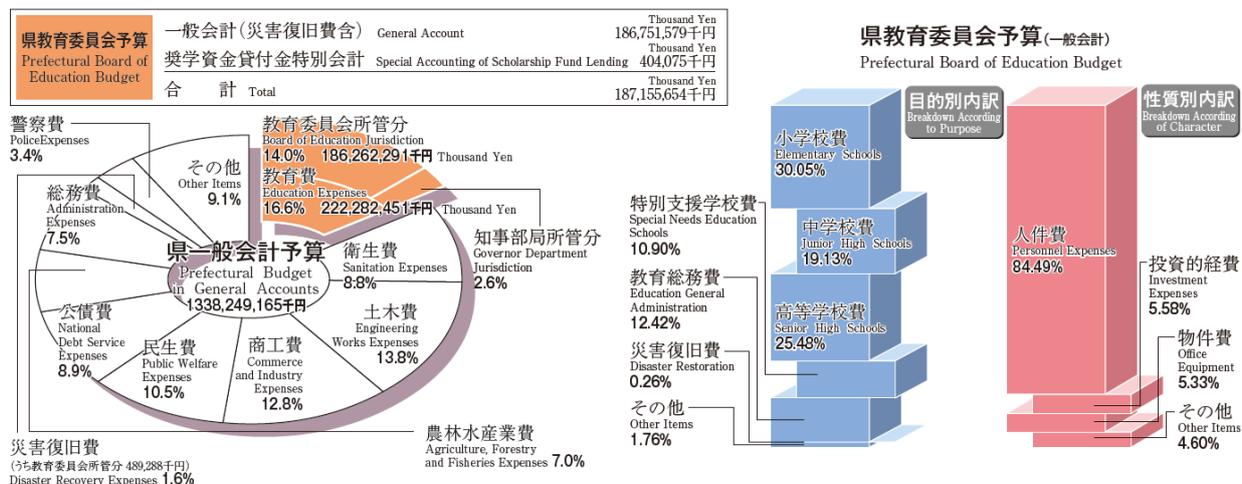
令和5年度の福島県一般会計予算は、3月17日（金）に県議会において可決されました。本県の令和5年度一般会計予算総額は、1兆3,382億4,916万5,000円となりました。教育委員会所管に係る一般会計予算額1,867億5,157万9,000円は、県の一般会計予算全体の14.0%でした。また、奨学資金貸付金特別会計として4億407万5,000円が可決され、教育委員会所管に係る予算総額は、1,871億5,565万4,000円となりました。

令和5年度当初予算に占める教育費の割合及び過去3年との比較 (単位：千円、%)

年 度	教育予算（教育委員会所管分）		県 予 算		教育予算構成比
	当初予算額	前年度比	当初予算額	前年度比	
2020年度（令和2年度）	192,213,764	99.3	1,441,836,087	98.7	13.3
2021年度（令和3年度）	189,581,404	98.6	1,258,513,526	87.3	15.1
2022年度（令和4年度）	186,834,824	98.6	1,267,677,321	100.6	14.8
2023年度（令和5年度）	186,751,579	99.9	1,338,249,165	105.6	14.0

(教育委員会だより・福島の教育、令和5年4月1日発行より)

### 2 県予算と教育予算の内訳(令和5年度当初予算)Educational Budget(2023)



## 4、教育文化の向上をはかる運動

### I 日高教教文部長会議の開催

(1) 第1回教文部長会議を開催（4月13日（水））

福島高教組は、日高教に結集する中、書面にて教文部長会議を開催しました。福島高教組の教文部長は、佐川英太書記次長（磐城農業）がその任にあたりました。

(2) 第2回教文部長会議を開催（9月6日（火））

日高教は、第2回教文部長会議をリモート開催しました。経過報告の後、主な議題として、①第68次全国教育研究集会、②文部科学省大学入試室要請について協議を行いました。福島高教組からは、教文部長の佐川英太書記次長（磐城農業）が参加しました。

### (3) 第3回教文部長会議を開催(11月26日(土))

日高教は、第3回教文部長会議を島根県松江市「サンラポーむらくも」にて、日高教第68次全国教育研究集会終了後に開催しました。主な議題として、今年度の全国教研の反省および次年度の全国教研について協議がなされました。福島高教組からは、教文部長の佐川英太書記次長(磐城農業)が参加しました。

## II 日高教・文部科学省大学入試室要請

日高教は、文部科学省大学入試室等要請を実施しました。要請では、より良い大学入試制度や大学教育の水準確保の観点から文部科学省の見解を求めました。日高教からは吉川正智中央執行委員長と佐瀬善美書記長、福島高教組からは、佐川英太書記次長(磐城農業)が参加しました。

### 〈資料7〉大学入試制度等の改善に関する要望書

1. 大学入学者選抜における変更・受験科目の公表等について、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前に予告・公表するという「2年前ルール」を逸脱することがないように運営されたい。また、変更が生じた際は、速やかに公表されたい。加えて、各大学等にて実施する個別学力検査等における作問・入試業務などにおいて、誤りが生じないように指導されたい。あわせて、万が一誤りが発生した場合、適切な対応が行われるよう統一のガイドラインを策定するなどの対策を講じられたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の状況や今後の他の感染症の流行など、あらゆる事態を想定し、受験生が安心して進学に向けた準備に専念できるよう、万全の備えを継続されたい。
3. 大学入学者選抜における「調査書」に関しては、記載内容の簡略化を含め、真に大学側において必要な内容とするとともに、業務改善に資する電子化を高大接続改革の一環として早期に実現されたい。あわせて、新学習指導要領に対応した「調査書」の学習評価及び記載内容について早期に具体化されたい。
4. 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について(通知)を踏まえた積極的な情報開示を行い、教育現場の意見を踏まえて対応されたい。また、われわれ日高教との協議の場を設けられたい。
5. 一般選抜においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、複数の試験日程を設け受験機会を確保できるよう、各大学に引き続き要請されたい。また、一般選抜終了後に、各大学が出題に関して適切な処置を講じたか、検証されたい。
6. 学校推薦型選抜及び総合型選抜については、以下のように対応されたい。
  - (1) 過度の早期化や複雑化を招かないよう大学等に対して指導されたい。
  - (2) 推薦書の作成について、高校教員の負担増とならないよう、電子化も含めて大学等に指導されたい。
  - (3) 受験生の活動成果について、新型コロナウイルス感染症の影響による全国大会・地区予選の中止や学習成果の発表の場や資格検定の受験機会を失った点を考慮するなど、丁寧な選考となるよう、大学等に指導を徹底されたい。
  - (4) Web等で試験を行う場合は、受験生が不安にならないよう、万全の準備を行い、受験生の力を十分に見極めることができる方法となるよう大学等に指導を徹底されたい。
7. 大学等における教育の質を確保するため、入試制度について継続的に検証するとともに、大学卒業の認定、大学の施設・改編等に対する適切な指導・助言を行われたい。また、教育内容等に関して、統一基準にもとづく情報開示を促されたい。
8. 国立大学法人をはじめとした大学等が行う入試改革については、学校現場に混乱が生じないよう早い段階で情報を公表するよう指導されたい。あわせて、大学の経営に対し、適切な指導・助言を行い、必要な財政支援を講じられたい。万が一、経営が破綻した場合、在学生在が就学を継続できるセーフティネットを構築されたい。
9. 教育の機会均等などを保障するため、以下の措置を講じられたい。
  - (1) 高等教育において、家庭による経済的事情のため、進学を断念せざるを得ないことがないように、授業料の減免措置及び給付型奨学金のさらなる拡充を図られたい。特に、大規模災

害等被災地の受験生に対する受験料や入学料の免除及び授業料減免措置等の支援策を講じられたい。

- (2) 奨学金残高に対する所得税税額控除制度(奨学金減税制度(仮称))の創設を講じられたい。
- (3) 日本学生支援機構の予約奨学金については、生徒・保護者及び教職員の手続きにかかる負担が軽減されるよう指導を継続されたい。
10. 大学入学共通テスト及び一般選抜における受験上の配慮申請について、申請する時期及び申請書や医師の診断書等の書式を統一するなど、受験者の負担軽減を図られたい。
11. 大学入学共通テストの「情報Ⅰ」の導入については、実施の延期を検討されたい。
12. 令和3年度入試より実施されている大学入学共通テストでは、思考力を問う問題が多くなり、特定の教科において難易度が上昇し、科目間・他教科とのバランスが非常に悪くなった。また、共通テストと教科書の内容に乖離が生じているのも事実であり、試験の公平性の面で課題が生じている。大学入学共通テストにおいては、基礎的な学習の達成の程度を判定するという実施の趣旨に則り、出題内容や難易度、問題量が適切となるよう作成されたい。

### Ⅲ 教研推進委員会の開催（6月28日（火））

福島高教組は、白河市「サンフレッシュ白河」において、第1回教研推進委員会を開催しました。委員会では、教研推進委員長に佐久間辰彦県南支部長（光南）を選出し、協議を行いました。協議では、メインテーマを「教育の原点回帰 ～ICT・AL・新評価、教育のあり方を見つめて～」と決定するとともに、全国教研における役割分担、支部教研を踏まえた本県発表者の選定等について、議論が行われました。なお、委員の先生方は次の通りです。（敬称略）

教研推進委員長 佐久間辰彦（光南）  
教研推進副委員長 高橋 幸博（白河） 佐川 英太（教研部長）  
推 進 委 員 佐川 博文（白河旭） 潮地 勝仁（白河実業） 吉田 葉子（光 南）  
                  鈴木 博之（郡山東） 菅野 光（平商業）  
執 行 部 永井 國之（岩瀬農業） 小桧山 淳（本 部）

### Ⅳ 各支部教育研究集会の開催

県内各支部において教育研究集会が開催されました。各学校における教育課題を踏まえ、作成資料をもとに、研究成果の発表と問題提起を行い、活発な意見交換が行われ、問題意識を共有することができました。なお、各支部における教育研究集会の開催概要は、次の通りです。

- 県北支部 月 日（ ）：発表原稿提出のみ
- 県中支部 9月2日（金）：郡山市「労働福祉会館」
- 県南支部 月 日（ ）：発表原稿提出のみ
- 会津支部 月 日（ ）：発表原稿提出のみ
- いわき支部 9月7日（水）：いわき市文化センター
- 相双支部 10月2日（日）：南相馬市生涯学習センター

## V 第52回県教育研究集会の開催（10月8日（土））

◎分科会構成および発表者

（敬称略）

分科会①		発表者
司会	責任者：佐瀬 善美（喜多方桐桜） 司会：羽根 真実子（だて支援）	《特別発表》 1 『観点別評価に関する教職員の負担軽減』 河原 智紀・水沼 洋和（栃木高教組）
		2 『清陵情報高校における新入試制度の影響』 今泉 敏幸（清陵情報）
記録	湯田 栄（白河実業）	3 『学校統合における問題点』 〈資料〉潮地 勝仁・小川 拓也（白河実業） 〈発表〉潮地 勝仁（白河実業）
		4 『統合を控えて』 目黒 裕（田 島）
会場	1 階：会議研修室 （ブレイクアウトルーム1）	5 『総合的な探究の時間での地域・外部協働』 小磯 匡大（ふたば未来学園）
		6 『学校統廃合1年目の現状と課題』 前川 秀道（相馬総合）
分科会②		発表者
司会	責任者：由田 桂一（平工業） 司会：原田 大輔（南会津）	《特別発表》 1 『みんなで考える寄宿舍教育の役割と栃木の特別支援教育』 若林 諭・落合 正彦（栃木高教組）
		2 『大規模改修工事経過について』 久納 拓哉（修明）
記録	伊藤 正樹（修明）	3 『本県内初の中高一貫校としてのSSH事業への取り組み』 〈資料〉鈴木 俊子（会津学鳳） 〈発表〉福島 健一（会津）
		4 『教員を取り巻く教育環境の激変について』 大木 健一（平工業）
会場	1 階：小会議室 （ブレイクアウトルーム2）	5 『特別支援学校における現状と課題について』 蓬田 真由美（いわき支援）
		6 『小高の地から地域復興を考える・3（再エネ発電と地域復興）』 大槻 成志（小高産業技術）
分科会③		発表者
司会	責任者：佐川 英太（磐城農業） 司会：渡邊 修（二本松工業）	1 『ICTを活用した家庭学習の支援と学習習慣の定着』 〈資料〉阿部 和美（福島商業） 〈発表〉遠藤 将太（福島商業）
		2 『専門教科「商業」における「指導と評価の一体化」のための学習評価の在り方』 遠藤 将太（福島商業）
記録	古山 優香里（光南）	3 『岩瀬農業高校におけるGAPの取り組み』 齋藤 勇樹（岩瀬農業）
		4 『定時制高校（萌世高校）の生徒の実態と課題』 酒井 全（郡山萌世）
会場	1 階：音楽スタジオ （ブレイクアウトルーム3）	5 『本校の進路指導』 齋藤 博（白河第二）
		6 『相馬農業高校における農業教育』 皆川 良輔（相馬農業）

#### IV 栃木高教組2022年度教育研究集会へ参加（10月15日（土））

栃木高教組は、「2022年度教育研究集会」をコンサーレ・大ホールで開催しました。第1分科会では「観点別評価について～教職員の負担軽減に向けて～」および福島高教組代表：『総合的な探究の時間での地域・外部協働』（小磯匡大先生（ふたば未来学園））が発表され、第2分科会では「みんなで考える寄宿舍教育の役割と栃木の特別支援教育」が発表されました。福島高教組からは、代表者とともに、永井國之執行委員長（岩瀬農業）、小桧山淳書記長（本部）も出席しました。

#### V 日高教第68次全国教育研究集会の開催（11月26日（土））

福島高教組は、島根県松江市「サンラポーむらくも」を会場に、全国から54人が参加する中、日高教第68次全国教育研究集会に参加しました。今年度は、大阪市立大空小学校の立ち上げ当時の学校の様子が映画化された「みんなの学校」を上映後、映画に出演されていた木村泰子元大空小学校長を講師に招き、「一人ひとりの存在が大切にされる学校・社会実現のために、今、私たちにできること」を演題として、講演が行われました。福島高教組から全国教研に参加した方は以下の通りです。

永井 國之（岩瀬農業） 佐川 英太（磐城農業） 齋藤 亮（郡山商業） 小桧山 淳（本部）

### 5、福利厚生の充実をはかる運動

#### I 2022年度福利厚生関係団体等役員について

福島高教組は、2022年度において、下記の団体に役員として参加し、組合員の福利厚生の一層の向上となるよう、運営に参画してきました。

- |   |              |              |
|---|--------------|--------------|
| 1. 公立学校共済組合福島支部                           | 運営審議会委員      | （小桧山 淳）書記長   |
| （事務局：教育庁福利課 任期：2021年4月1日～2023年3月31日〔2年間〕） |              |              |
| 2. (一財)福島県教職員互助会                          | 理事           | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 評議員          | （永井 國之）執行委員長 |
| （事務局：教育庁福利課 任期：2021年6月1日～2023年5月31日〔2年間〕） |              |              |
| 3. 福島県学校生活協同組合                            | 理事           | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 総代           | （永井 國之）執行委員長 |
| （事務局：福島県教育会館）                             |              |              |
| 4. (一財)福島県退職教職員互助会                        | 理事           | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 評議員          | （永井 國之）執行委員長 |
| 5. 東北労働金庫福島支店                             | 代議員          | （小桧山 淳）書記長   |
| 6. 全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）                  |              |              |
|   | 県本部理事（業務委員）  | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 代表委員         | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 産別推進委員       | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 組合員代表者       | （小桧山 淳）書記長   |
| （任期：2021年8月1日～2022年7月30日）                 |              |              |
|   | 会津支所常任運営副委員長 | （小桧山 淳）書記長   |
| 7. 福島県労働者共済生活協同組合                         | 理事（業務委員）     | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 総代           | （永井 國之）執行委員長 |
| 8. 福島県県民共済会                               | 評議員          | （小桧山 淳）書記長   |
| （事務局：協働会館）                                |              |              |
| 9. (財)日本教育公務員弘済会福島支部                      | 運営委員         | （小桧山 淳）書記長   |
| （事務局：福島県教育会館）                             |              |              |
|   | 幹事           | （永井 國之）執行委員長 |
| 10. (一財)福島県教育会館                           | 理事           | （小桧山 淳）書記長   |
|   | 評議員          | （永井 國之）執行委員長 |

## II こくみん共済coop〈全労済〉との連携強化について

### 1. 共済学習会の実施

福島高教組は、組合員の生活安定を目的に、こくみん共済coopとの連携を強化してきました。

8月28日(日) セット共済学習会&共済推進検討会(執行部&支部長対象): リモート開催

10月8日(土) 共済推進(第52回教研集会と同日開催): 白河市「サンフレッシュ白河」

## III 東北労働金庫との連携強化について

### 1. 口座開設推進およびiDeCo説明会の実施

福島高教組は、組合員の可処分所得向上を目的に、東北労働金庫との連携を強化してきました。

11月21日(月) 郡山萌世高校定時制分会

11月30日(水) 若松商業高校分会

12月1日(木) 会津西陵高校分会

12月2日(金) 岩瀬農業高校分顔

## IV 生涯設計セミナーを開催(11月5日(土))

福島高教組は、「生涯設計セミナー」をリモート開催しました。説明会では、こくみん共済coop福島推進本部と東北労働金庫より、生涯の生活設計に向けたプランの提案などについて説明がありました。その後、希望者を対象に個別相談会を開催しました。

## V 東北労働金庫口座開設の推進(10月26日(水))

福島高教組は、手数料実質無料となっている東北労働金庫口座を、セット共済割戻金及び旅費日当等の入金口座に指定することにより、振込に係る手数料削減を図るとともに、普段使いの口座として利用を促進し、引き落とし手数料等を削減させ、組合員の可処分所得の向上を図ることを目的として、東北労働金庫口座の開設を推進することにしました。口座開設を円滑に進めるため、各分会へ説明会の開催を依頼し、東北労働金庫には各分会へ職員を派遣するよう要請しました。

## 6、国民的運動の展開

### I 原爆被爆者救援のための取り組み

日高教は、8月5日に(公財)広島原爆障害対策協議会(広島原対協)を訪れ、和田常務理事に、1963年(昭和38年)から組合員の賛同を得て実施している被爆者救援の署名とカンパを手交しました。栃木高教組の加藤先生から署名とカンパ金の贈呈が行われ、続いて、日高教吉川正智中央執行委員長が感謝状を受け取りました。和田常務理事からは、「今年も多額の寄付に大変感謝している。被爆者の平均年齢も84歳を超え、介護を必要とされている方も多く、いただいたご寄付は、被爆者福祉用具貸与・購入費補助など被爆者の援護に活用させていただきたいと思う。今後とも被爆者の方の援護・福祉の向上のためより一層取り組んでまいりたい」と感謝の言葉が述べられました。その後、広島原対協の活動内容及びこれまでの取り組みについて説明を受けるとともに、学校現場の新型コロナウイルス感染拡大防止策の対応などの意見交換等を実施し、訪問を終えました。翌8月6日には広島平和記念公園で開催された平和記念式典に参加し、被爆等で亡くなられた方々に祈りを捧げました。今年度、日高教に集められたカンパ金は600,000円、署名は5,041筆でした。また、福島高教組においては、署名577筆が寄せられました。

2022原爆被爆者救援 署名数											
学校名	署名数	学校名	署名数	学校名	署名数	学校名	署名数	学校名	署名数	学校名	署名数
橘	9	二本松工業	7	郡山商業	26	白河	21	喜多方桐桜	12	四倉	11
福島商業	11	本宮	20	郡山北工業	12	白河実業	14	会津西陵	20	平支援	14
福島工業	13	ふくしま新世	2	郡山	6	埴工業	10	会津農林	8	いわき支援	9
福島西	7	だて支援	10	須賀川創英館	20	修明	13	南会津	2	ふたば未来学園	30
福島北	2	本部	8	清陵情報	14	葵	34	磐城桜が丘	8	いわき清本(遠野校舎)	29
福島南	2	安積	3	岩瀬農業	11	会津学鳳	5	平工業	17	相馬総合	20
保原	6	安積黎明	5	田村	10	若松商業	20	磐城農業	5	相馬支援	20
安達	5	郡山東	11	聴覚支援	2	喜多方	20	勿来工業	10	相馬総合(新地)	3

## II 東日本大震災からの教育再建に向けた取り組み

### 1. 県教委交渉の実施

(1) 第1回県教委交渉（4月26日（火））

福島高教組は、福島市「県庁」において、東日本大震災からの教育再建等を求め、2022年度第1回県教委交渉を実施しました。関連事項についての交渉概要は、次の通りです。

#### 要 望 書<抜粋>

3. 高校及び特別支援学校における教育の振興と充実を図るため、以下の事項について一層の改善を図ること。

(2) 県内すべての高校及び特別支援学校に対して、学校現場の実態を踏まえた、十分な加配措置及び継続的な予算措置を講じること。特に、1学年1学級の高校、ふたば未来学園高校、小高産業技術高校、サテライト校の運営について、十分配慮すること。

(2) 第2回県教委交渉（11月2日（月）・21日（月））

福島高教組は、福島市「県庁」において、東日本大震災からの教育再建等を求め、2022年度第2回県教委交渉を実施しました。

## III 地域貢献に向けた取り組み

### 1. こくみん共済coop「7才の交通安全プロジェクト」への賛同・協力

福島高教組は、こくみん共済coopが実施する、マイカー共済見積もり1件につき1本の横断旗が全国の児童館などに寄付されるなど、子どもたちを交通事故から活動に賛同し、積極的にマイカー共済の見積もりを行う運動を展開しました。

## IV セット共済加入・給付実績

加入実績（2023年3月末時点）

一律加入	任意加入					
	団体生命共済			交通災害共済	火災共済	自然災害共済
	本人	配偶者	子			
493件	128件	22件	24件	62件	106件	73件

給付実績（支払日：2022年4月～2023年3月末）

支払事由	件数	共済金額
死亡	0件	0円
入院	21件	748,000円
交通通院	0	0円
火災・自然災害	61件	8,306,367円
合計	82件	9,054,367円

## 7、組織の拡大と強化を図る運動

### I 教員採用試験対策学習会の開催

#### 1. 第1次選考試験対策の実施

福島高教組は、教員採用試験対策（1次対策）について、個別で過去問配付・情報提供の対応としました。

#### 2. 第2次選考試験対策の実施

福島高教組は、9月4日（日）に教員採用試験対策学習会（2次）を開催しました。2021年度までは高校会館で実施していましたが、会館の施設関係で上限が10名となっており、受講生の受け入れを断ることもありました。近年、対策学習会をきっかけに新規加入をしてくれる先生方も多く、受講生の人数増加とコロナ対策を鑑みて、数年前から支部開催を支部長会等で検討しており、2022年度によりやく初の支部開催を行うことができました。2022年度は県北・会津・相双支部に協力いただき、3会場で実施することが出来ました。開講式は、高校会館をメイン会場とし、高校会館・会津会場・相双会場をZoomによるリモート形式で相互に接続し、ハイブリット形式で行いました。

受講者（組合員のみ氏名掲載、非組合員は教科のみ）および指導者は以下の通りです。

#### 県北会場（場所：高校会館）

当日参加者（講師および運営事務局）

名前	所属校	教科【専門】	開催支部
竹田 朗子	福島	音楽【声楽】	県北
佐瀬 善美	喜多方桐桜	地歴公民	県北
蓮岡 美由紀	大笹生支援	家庭【特別支援】	県北
羽根 真実子	だて支援	美術【特別支援】	県北
小松山 淳	本部	事務局	県北

当日参加者（受講生4名）

音楽、地歴（日本史）、特支（社会、英語）

#### 会津会場（場所：ホテルいづみや）

当日参加者（講師および運営事務局）

名前	所属校	教科【専門】	開催支部
大和田 大地	白河実業	国語	会津
星 知秀	会津農林	農業【作物園芸】	会津
大和田 真以	船引	事務局	会津
中里 充	若松商業	事務局	会津
佐瀬 和久	会津工業	事務局	会津
福島 健一	会津	事務局	会津

当日参加者（受講生4名）

農業（作物・園芸2、農業土木）国語

#### 相双会場（場所：高校会館）

当日参加者（講師および運営事務局）

名前	所属校	教科【専門】	開催支部
清水 利仁	小高産業技術	合格体験談	相双
佐藤 隆志	小高産業技術	工業（機械）	相双
大木 健一	平工業	工業（土木）	相双
佐川 栄太	磐城農業	保健体育	相双
斎藤 利明	小高産業技術	工業（電子制御）	相双
平子 雅通	福島工業	工業（機械）	相双
大槻 成志	小高産業技術	事務局	相双
高篠 敦子	相馬総合新地	事務局	相双
安斎 光一	小高産業技術	事務局	相双
西山 博文	相馬	事務局	相双

当日参加者（受講生3名）

工業2、保健体育

## II 各支部の取り組み

### 1. レクリエーションの開催

支部	実施日	行事名	会場	参加者
いわき支部	月 日 ( )	ディズニーツアー (中止)	千葉県 「東京ディズニーリゾート」	名
県中支部	11月25日 (土)	3種ジンギスカン&しゃぶしゃぶ 食べ飲み放題120分	本宮市 「アサヒビール園本宮工場」	16名
会津支部	10月1日 (土)	デトックスウォーター作り & ナイトヨガ体験	会津若松市 「ホテルいづみや」	9名
県北支部	12月26日 (月)	映画鑑賞会	福島市「福島フォーラム」	名
相双支部	月 日 ( )	イチゴ狩り・海の幸 (中止)	相馬市「和田観光苺組合」 相馬市「手作りの湯・栄荘」	名
県南支部	月 日 ( )			名

各支部のレクリエーションですが、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、県北・県中・会津支部以外は実施することができませんでした。しかしながら、感染が落ち着いている状況で実施された支部では、万全な感染対策を実施し、楽しいレクリエーションとなりました。

## III 諸会議等の開催

- 4月 5日 (火) 日高教第1回中央執行委員会：リモート (小松山)  
 7日 (木) 春季県教委予備交渉：福島市「県庁」(永井・小松山)  
 9日 (土) 日高教第1回全国代表者会議：リモート (永井・小松山)  
 11日 (月) こくみん共済coop第2回業務委員会：福島市「ラコパふくしま」(小松山)  
 13日 (火) 日高教教文・教財・貸対部長会議：書面開催 (佐川・鈴木知・羽田)  
 18日 (月) こくみん共済coop会津第4回常任運営委員会：書面開催(小松山)  
 19日 (火) 2021年度会計簿押印 (逸見)  
 20日 (水) 2021年度会計簿押印 (齋藤純)  
 22日 (金) こくみん共済coop第4回常任運営委員会  
 : 福島市「福島グリーンパレス」(小松山)  
 26日 (火) 第2回執行委員会：福島市「高校会館」  
 26日 (火) 春季県教委交渉：福島市「県庁」  
 26日 (火) 第2回書記局会：福島市「高校会館」  
 26日 (火) 2021年度予算案作成：福島市「高校会館」(永井・由田・小松山)  
 30日 (土) 2021年度会計監査
- 5月 9日 (月) 日高教第2回中央執行委員会：リモート (小松山)  
 10日 (火) 日高教会計監査委員会：東京「日高教本部」(齋藤純)  
 11日 (火) 日高教第1回定期中央委員会：リモート (永井・小松山)  
 14日 (土) 第3回執行委員会：リモート 13:00~  
 14日 (土) 第1回財政確立委員会：リモート  
 16日 (月) 日高教第3回中央執行委員会：リモート [~17日] (小松山)  
 17日 (火) 日高教第2回全国代表者会議：リモート (永井・小松山)  
 18日 (水) 県北支部総会：福島市「高校会館」(小松山)  
 18日 (水) 白河実業高校職場会  
 20日 (金) あいづ支部総会：会津若松市「ホテルいづみや」(リモート併用) (小松山)  
 22日 (日) 相双支部総会：南相馬市「生涯学習センター」(リモート併用) (永井)  
 25日 (水) 日高教第120回定期大会：リモート (永井・小松山・鈴木知・福島)  
 26日 (木) 第3回教職員互助会理事会：県庁3F教育委員室 (小松山)  
 28日 (土) 栃木高教組定期大会：栃木県教育会館大ホール (永井)
- 6月 1日 (水) いわき支部総会：いわき市「LATOV」6F (由田)  
 3日 (金) こくみん共済coop会津支所合同地区会議：会津ワシントンホテル (小松山)  
 6日 (月) 元専従砂子田敦博 (いさごだあつひろ) 先生ご逝去に際し自宅へ弔問  
 : 福島市野田町 (小松山)

- 7日(火) 日高教第4回中央執行委員会：東京「日高教本部」(小松山)
- 8日(水) 日高教独自要請行動：東京(永井・小松山・佐川・渡邊修・福島・大槻)
- 8日(水) 県選出国會議員要請：東京(永井・小松山・佐川・渡邊修・福島・大槻)
- 9日(木) 第1回公立学校共済組合運営審議会：県庁3F教育委員室(小松山)
- 10日(金) 県中支部総会：郡山市「労働福祉会館」(永井)
- 11日(土) 第75回定期大会：二本松市「福島県男女共生センター」(リモート併用)
- 15日(水) 第61回教育公務員弘済会運営審議会：福島市「教育会館」(小松山)
- 18日(土) 専門部委員会：リモート(午前：特別支援 午後：実習教員)
- 19日(日) 専門部委員会：リモート(午前：女性 午後：青年)
- 28日(火) 第1回教研推進委員会：白河市「サンフレッシュ白河」(小松山、佐川)
- 29日(水) 第2回県北支部会：福島市「高校会館」(小松山)
- 29日(水) 小高産業技術高校職場会
- 30日(木) 県校長協会会長挨拶：郡山市「安積高校」(永井、小松山)
- 7月 1日(金) 県校長協会部会長挨拶：福島市「福島商業高校」(永井、小松山)
- 5日(火) 県校長協会部会長挨拶：福島市「福島工業・福島明成・橘」(永井、小松山)
- 11日(金) 福島県労働者共済生活協同組合第6回理事会、  
こくみん共済 coop 福島推進本部第6回代表委員会  
：福島市「ホテル福島グリーンパレス」(小松山)
- 19日(火) 福島県労働者共済生活協同組合第7回理事会、  
こくみん共済 coop 福島推進本部第7回代表委員会  
：福島市「ホテル福島グリーンパレス」(小松山)
- 20日(水) 2021年度第1回こくみん共済 coop 福島推進本部 産別推進委員会  
：郡山市「郡山ビューホテルアネックス」(小松山)
- 22日(金) 日高教第5回中央執行委員会：リモート(小松山)
- 23日(土) 日高教第33回専門部合同集会  
：リモート(永井、小松山、山田、原田、大和田、菅野)
- 25日(月) 第2回日高教財政確立・役員対策委員会：東京「日高教本部」(永井)
- 25日(月) 安達高校職場会(小松山)
- 26日(火) 日高教専門部合同集会(要請)  
：東京「文部科学省・総務省」(永井、小松山、蓮岡、原田、羽根、佐川)
- 26日(火) 人公務員連絡会2022人勸期7.26中央行動(コロナのため中止)  
：東京「日比谷公園」(永井、小松山、蓮岡、原田、羽根、佐川)
- 29日(金) 第60回福島県労働者共済生活協同組合通常総代会、  
第4回こくみん共済 coop 福島推進本部代表者会  
：福島市「ホテル福島グリーンパレス」(小松山)
- 29日(金) 福島県労働者共済生活協同組合第1回理事会、  
こくみん共済 coop 福島推進本部第1回代表委員会  
：福島市「ホテル福島グリーンパレス」(小松山)
- 31日(日) 第3回書記局会：リモート
- 8月 2日(火) 定年延長・多忙化解消に向けた四単組合同会議(意見交換会)  
：福島市「福島県教育会館委員長室」他リモート(永井、小松山)
- 4日(木) 定年延長・多忙化解消に向けた県教委との勉強会：福島市「県庁」
- 22日(月) 第3回日高教財政確立・役員対策委員会：リモート(永井)
- 27日(土) 第4回執行委員会：リモート  
第2回財政確立委員会：リモート
- 28日(日) セット共済執行部学習会&執行部推進委員会
- 9月 2日(金) 県中支部教研集会：郡山市「労働福祉会館」
- 4日(日) 教員採用試験2次対策学習会：各支部開催
- 5日(月) 日高教第2回教文部長会議：リモート  
日高教第6回中央執行委員会：リモート  
日高教大学入試室要請：【福島リモート参加】日高教本部対応
- 7日(水) いわき支部教研集会：いわき市「いわき市文化センター」
- 9日(金) 県議団要請：県庁(委員長・書記長)

- 10日(土) 日高教第2回定期中央委員会：リモート
- 14日(水) 人事委員会要請：県庁(永井、小松山)
- 14日(水) 県教委交渉予備交渉：県庁(永井、小松山)  
県北・県南・会津支部教研集会：「書面開催」
- 10月 2日(日) 相双支部教研集会：南相馬市「南相馬市労働福祉会館」
- 7日(金) 第2回教研推進委員会：白河市「サンフレッシュ白河」
- 8日(土) 第155回定期中央委員会：白河市「サンフレッシュ白河」他リモート  
第52回教育研究集会：白河市「サンフレッシュ白河」他リモート
- 10月12日(水) 県教委専門部要請：福島市「高校会館」「県庁」  
(永井、佐瀬、小松山、大和田、蓮岡、原田、福島、大槻)
- 15日(土) 栃木高教組教育研究集会：栃木県宇都宮市「コンセーレ・大ホール」  
(永井・小松山・小磯(ふたば未来学園))
- 21日(金) こくみん共済coop会津支所常任運営委員会  
こくみん共済coop会津支所担当役職員研修会  
：会津若松市「ワシントンホテル」(小松山)
- 21日(金) 第2回定年延長に関する県教委との勉強会 4単組事前打ち合わせ  
：リモート(永井、小松山)
- 24日(月) 福島県教育委員会 人事異動要項発出
- 25日(火) 第2回定年延長に関する県教委との勉強会：福島市「県庁」  
(永井・小松山)
- 11月1日(火) 日高教第5回財政・組織確立検討委員会及び役員対策委員会  
：リモート(永井)
- 2日(水) 第5回執行委員会①&秋季県教委〈提示〉交渉&第4回書記局会①
- 5日(土) 生涯設計セミナー：午前・リモート  
第1回支部長会：午後・リモート
- 7日(月) 日高教会計監査委員会：東京「日高教本部」(由田)
- 7日(月) 日高教第7回中央執行委員会：「日高教本部」(小松山)
- 8日(火) 日高教第3回定期中央委員会  
：東京都「参議院会館」(永井・小松山・鈴木知)
- 8日(火) 日高教秋季独自要請行動  
東京「総務省・財務省・文部科学省」・福島県選出国会議員要請  
：東京「衆議院議員会館・参議院議員会館」(永井・小松山・鈴木知)
- 9日(水) 日高教秋季独自要請行動「厚生労働省」：リモート(永井・小松山)
- 12日(土) 会計監査(中間)：福島市「高校会館」
- 16日(水) 日高教第6回財政・組織確立検討委員会及び役員対策委員会  
：リモート(永井)
- 18日(金) ふたば未来学園分会訪問(永井、小松山)  
校長協会長人事要請：安積高校(永井、小松山)
- 21日(月) 第5回執行委員会②&秋季県教委〈確定〉交渉&第4回書記局会②  
郡山萌世高校定時制分会 セット共済&ろうきん説明会(酒井)  
校長協会長部会長要請：福島明成(永井、小松山)
- 22日(火) 第1回選挙管理委員会：福島市「高校会館」
- 24日(木) こくみん共済coop会津支所常任運営委員会  
：会津若松市「ワシントンホテル」(小松山)
- 26日(土) 日高教第68次全国教育研究集会：島根県松江市「サンラポーむらくも」  
(永井・小松山・佐川・齋藤亮(郡山商業)・関口)
- 28日(月) 2023年度役員選挙<公示>  
校長協会県南支部長要請：安積(三浦県中支部長・佐久間県南支部長)
- 29日(火) 日高教第6回財政・組織確立検討委員会及び役員対策委員会  
：リモート(永井)
- 30日(水) 校長協会長部会長要請：橘、福島工業、福島商業(永井、小松山)  
若松商業高校分会 セット共済&ろうきん説明会(福島会津支部長)
- 30日(水) 校長協会いわき支部長要請：磐城(草野いわき支部長)

- 12月 1日(木) 会津西陵高校分会 職場会&セット共済&ろうきん説明会(小桧山)  
 1日(木) 校長協会会津支部長要請:会津(福島会津支部長)  
 2日(金) 岩瀬農業高校分会 職場会&セット共済&ろうきん説明会(永井)  
 2日(金) こくみん共済 coop 第3回理事会  
 :いわき市「小名浜オーシャンホテル」(リモート出席:小桧山)  
 9日(金) 第7回執行委員会&割戻金確認業務&人事に関する県教委要請  
 :福島市「高校会館」「県庁」(永井、佐瀬、小桧山、鈴木知、原田、佐久間)  
 10日(土) 栃木高教組・福島高教組交流集会:栃木県「芦野温泉」  
 17日(土) 第3回財政確立委員会&第7回執行委員会:リモート  
 19日(月) 第2回選挙管理委員会:福島市「高校会館」  
 21日(土) 定年引上げ学習会&教育に関する座談会(リモート・高校会館)  
 第156回定期中央委員会(リモート・高校会館)  
 第2回支部長会:リモート
- 1月24日(火) 学校統合における分会取り扱い事務手続き開始
- 2月 2日(木) こくみん共済 coop 福島推進本部産別推進委員会  
 :郡山市「ホテルはまつ」  
 3日(金) 職場会「会津工業」:(永井)  
 4日(土) 2023年度予算案作成における方針検討会議  
 :リモート開催(永井、由田、小桧山、鈴木知、関口)  
 6日(月):職場民主化要請:福島市「県庁」(永井、小桧山)  
 10日(金) 会津支部退職者と語る会:中止  
 11日(土) 2022年度新執行部役員研修会・2022年度第1回書記局会  
 :福島市「高校会館」他リモート  
 13日(月) 職場会「平商業」:小桧山  
 16日(木) 公立学校共済組合運営審議会:福島市「県庁」(小桧山)  
 17日(金) 財団法人福島県教職員互助会理事会:福島市「県庁」(小桧山)  
 職場会:「郡山北工業」:小桧山  
 21日(火) 日高教第8回中央執行委員会・選挙管理委員会・第3回全代会  
 :東京「日高教本部」(永井、小桧山)  
 22日(水) 日高教第4回定期中央委員会:東京「日高教本部」(永井、小桧山)  
 日高教文科省基本要求交渉:東京「文部科学省」(永井、小桧山)  
 22日(水) 県中支部会&退職者を囲む会:郡山市「鶴賀本店」(齋藤純)  
 24日(金) こくみん共済 coop 第4回代表者会議  
 :福島市「福島グリーンパレス」(小桧山)  
 25日(土) 栃福書記局交流:耶麻郡北塩原村「湯流里」(永井、佐瀬、小桧山、鈴木知)
- 3月 4日(土) 2023年度予算案作成会議  
 :福島市「高校会館」(永井、由田、小桧山、鈴木知、関口)  
 4日(土) 日高教第9回中央執行委員会(新旧合同):リモート(永井、小桧山、鈴木知)  
 7日(火) 日本教育公務員共済会福島支部第62回運営審議会  
 :福島市「福島県教育会館」(小桧山)  
 9日(木) 福島県退職教職員互助会第2回理事会:福島市「福島県教育会館」(小桧山)  
 14日(火) 職場会「福島商業」  
 18日(土) 2023年度新支部長研修会・新旧支部長会・第1回執行委員会  
 :福島市「高校会館」他リモート開催  
 18日(土) 元専従役員に対する専従体制説明会:福島市「杉妻会館」  
 20日(月) 職場会「勿来工業」「会津西陵」「小高産業技術」  
 21日(火) 相双支部退職者を囲む会:南相馬市「南相馬市生涯学習センター」  
 22日(水) 職場会「田村」「福島西」「保原」「郡山東」  
 23日(木) 職場会「いわき総合」「白河実業」  
 24日(金) 職場会「須賀川創英館」「郡山商業」「若松商業」「福島明成」  
 27日(月) 職場会「安達」「喜多方」「二本松工業」「平工業」  
 28日(火) 職場会「会津農林」「白河」

## 福島高教組 これまでの歩みと主な実績

今では当たり前と考えられている給与、勤務条件、福利厚生などは、  
福島高教組の諸先輩方の努力により築かれてきたものです。

昭和44年度	結婚休暇（5日）の新設、出産休暇を産後6週間→8週間へ延長
昭和45年度	成人病・精神疾患による病気休暇を90日→180日へ拡大
昭和46年度	産業教育手当の増額（農業・水産で支給率を7%→10%へ引き上げ）
昭和47年度	教職調整額（4%）の支給実現、産業教育手当の改善（工業の実習教員に10%支給）
昭和51年度	教員特殊業務手当（修学旅行など指導業務、対外運動競技等引率業務など）の新設
昭和53年度	出産休暇について、産前6週間→8週間へ延長
昭和63年度	配偶者出産休暇（3日）の新設
平成元年度	教員特殊業務手当の改善（週休日の部活動指導業務手当を500円→620円へ改善など）
平成3年度	単身赴任手当の新設
平成4年度	新採用者への赴任旅費支給実現、新幹線通勤者に対する通勤手当支給を実現
平成7年度	部活動指導業務手当を620円→750円へ改善
平成8年度	高速道路通勤に利用料金支給実現、介護休暇・リフレッシュ年休の新設
平成11年度	教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当を750円→1,200円に改善など）
平成14年度	リフレッシュ休暇の新設、夏季休暇を3日→5日に増加、 育児休暇の時間増（1日2回各30分以内→1日2回各45分以内へ）実現
平成18年度	育児休業の期間延長（生後1年未満→3年未満へ）、介護休暇の期間延長（連続する3ヵ月以内→6ヵ月以内へ）、子の看護休暇の新設、福島高教組顧問弁護士の活用開始
平成20年度	子育て休暇（7日）の新設
平成21年度	教員特殊業務手当の倍増（部活動指導業務手当1,200円→2,400円へなど）
平成22年度	短期の家族介護等に対する欠勤制度の新設
平成23年度	子育て休暇の取得日数（対象となる子1人年7日、2人以上10日以内）の拡大、
平成24年度	部活動指導業務手当（2時間以上3時間45分未満1,200円）の新設
平成26年度	一般職員の給与減額措置を終了させる
平成27年度	警戒区域等での「災害応急作業等に関わる特殊勤務手当」の新設
平成28年度	子育て休暇の対象年齢を中学卒業まで拡大
平成29年度	教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当2,400円→3,000円へなど）
平成30年度	交通機関等利用者の通勤手当支給限度額の改善（61,000円→63,000円）
令和元年度	再任用職員への単身赴任手当及び住居手当支給を実現 単身赴任手当の改善（基礎額の月額26,000円→30,000円へなど） 臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越し実現
令和2年度	介護休暇の分割取得、要介護家族の同居要件緩和を実現 福島高教組「団体生命共済」の全員一律加入を実現 教員特殊業務手当の改善（部活動指導業務手当3,000円→3,600円へなど） 実習教諭の部活動単独引率を実現
令和3年度	住居手当の改善（最高支給限度額27,000円→28,000円） 宿日直手当の改善（一般宿日直手当5,300円→5,400円へなど） 交通機関等利用者の通勤手当支給限度額の改善（63,000円→64,000円） 講師の待遇改善を実現 空白の期間撤廃・公立学校共済への加入・時間講師の期末手当支給 初任給の引き上げ（大学卒1級21号→1級25号）・昇給上限の撤廃（1級68号→上限無し） 公立学校教員採用候補者選考試験受験資格の緩和を実現 年齢制限の緩和（一般選考・特別選考Ⅱ「満50歳以下」、特別選考Ⅰ「満59歳以下」 →「制限なし（60歳未満）」へ） 特別選考Ⅰの受験資格緩和（教諭・養護教諭経験3年以上→2年以上へ） 中学・高校併願制度の導入（国語・数学・英語は中高併願が可能に） 部活動指導手当支給要件4時間程度3,600円の削除を回避、3時間程度2,700円が追加
令和4年度	赴任旅費の緩和の実現 やむを得ずホテル等に宿泊した際、2日2夜分の上限が3日3夜分に拡充 生徒引率業務時の旅費拡充の実現（食事提供なしの場合、1食あたり1,300円支給） 勤怠管理システムによる年休等申請の実現 通勤手当（高速自動車国道等利用）に関わる「7日ルール」の特例新設実現！ 宿日直勤務手当：1回5,500円→5,600円（100円UP）子育て休暇取得の要件緩和 （子が15歳まで取得可能→子が18歳まで取得可能に変更） 定年引上げに関する福島高教組の要望を数多く採用（高齢者部分休業制度取得の年齢引き下げ、加齢による同休業制度の取得可能、退職金等の配慮等 多数）

●給与・勤務条件・教育予算等に対する福島高教組の主な取り組み

一般的な年間の取り組みを表したものです

月	中央の動き	日高教の取り組み	本県の動き		福島高教組の取り組み
			県・県教育委員会	人事委員会	
前年度	文部科学省	日高教文部科学省基本要請要請			
2	春闘期 人事院 総務省	公務労協～春季要求書提出・交渉 春闘期中央行動		参加	執行部
3	文部科学省	日高教文部科学省要請		参加	執行部
4			県教委交渉	実施	執行部・支部
5	人事院・ 人事委員会による 民間給与実態 調査(民間)				定期大会 ～運動方針の決定
6					合同専門部委員会
7	関係各省 各政党等	日高教独自要請行動 県選出国会議員要請		参加 実施	執行部・支部
7	人事院	公務労協～人勤期要求書提出・交渉 人勤期中央行動		参加	執行部・支部・分会
7	文部科学省 総務省	日高教専門部合同集会 文部科学省・総務省委請		参加	執行部・支部・分会
8	人事院報告・勧告 全国人事委員会 連合会(全人連)	公務員連合会地公部会～全人連要請 日高教全国教財研修会			専門部県教委要請
9	文部科学省	日高教文部科学省・大学入試室 要請		参加	執行部
9	次年度予算 概算要求			人事委員会要請	本部 本部
10	人勤の取り扱 いについて 閣議決定				定期中央委員会 教育研究集会
10					執行部・支部
11	関係各省	日高教秋季独自要請行動		参加	各分会
11	給与法改正法案 について国会審議 →成立	公務労協給与・勤務条件改善要求 アンケート	給与改定方針検討 県教委交渉 (1次・2次)	提出 実施	執行部・支部
12		日高教全国教育研究集会			
12	次年度政府予算案		給与改定方針決定 県議会での給与条例改 正案について審議		
1					定期中央委員会
2	通常国会で 次年度政府予算に ついて審議 →成立				
2			県議会での 次年度県予算案に ついて審議 →成立		
3					



<p>専門部合同集会</p> 	<p>専門部県教委要請</p> 	<p>県人事委員会要請</p> 
<p>各県の専門部役員が、専門部ごとに協議と情報交換を行い、文部科学省等と要請を行います。</p>	<p>女性部・実習教員部・特別支援教育部における諸課題の改善に向け、県教委へ要請を行います。</p>	<p>給与改善に向けた勧告を引き出すため、県人事委員会への要請を行います。</p>
<p>県議団要請</p> 	<p>全国教育研究集会</p> 	<p>専門部（女性部）レク</p> 
<p>予算編成期にあたり、教育予算の拡充等について、各県議団への要請を行います。</p>	<p>分科会における研究発表や、記念講演などを通じて、教育実践に関する意見交換を行います。</p>	<p>女性部主催で、みんなでお料理教室を実施しました。</p>

## 活発な支部レクリエーション活動

<p>県北支部（映画鑑賞会）</p> 	<p>県中支部（ジギスカン）</p> 	<p>県南支部（那須方面）</p> 
<p>会津支部（カクテルの集い）</p> 	<p>いわき支部（ボーリング）</p> 	<p>相双支部（イチゴ狩り＆海の幸）</p> 

日本高等学校教職員組合（日高教）											
執行部											
中央執行委員長	小野山享宏（島根）		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">由田桂一（福島）</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>鯉沼正行（栃木）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>菊池康太（愛媛）</td> </tr> </table>			由田桂一（福島）		監査	鯉沼正行（栃木）		菊池康太（愛媛）
由田桂一（福島）											
監査	鯉沼正行（栃木）										
	菊池康太（愛媛）										
中央副執行委員長	永井國之（福島）	池澤知秋（栃木）									
	橋本浩志（徳島）	山田将生（愛媛）									
	金子正雄（高知）										
書記長	佐瀬善美（福島）	「専従」	専門部委員会		専門部						
書記次長	近藤弘法（愛媛）		教文部長	岩貞篤芝（高知）	養護教員 <b>実習教員</b>						
中央執行委員	鈴木知洋（福島）	落合正彦（栃木）	教文副部長	佐川英太（福島）	学校図書館 <b>特別支援教育</b>						
	服部智香（島根）		教財部長	藤原貞雄（島根）	定通 <b>青年</b>						
	福島の担当者		教財副部長	近藤弘法（愛媛）	現業職員 <b>女性</b>						
中央委員	佐川英太	由田桂一	賃対部長	羽田真幸（福島）	事務職員						
	羽田真幸	原田大輔	賃対副部長	高下克己（島根）							

福島県高等学校教職員組合（福島高教組）												
執行委員会												
執行部（◎書記局）												
執行委員長	永井國之◎（岩瀬農業）		<table border="1"> <tr> <td>監査</td> <td>齋藤公孝（福島商業）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>清野喜教（田村）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤原忍（相馬農業）</td> </tr> </table>		監査	齋藤公孝（福島商業）		清野喜教（田村）		藤原忍（相馬農業）		
監査	齋藤公孝（福島商業）											
	清野喜教（田村）											
	藤原忍（相馬農業）											
執行副委員長	小松山洋◎（会津西陵）	佐瀬善美◎（喜桐）										
	由田桂一◎（平工業）	「日高教専従」										
書記長	鈴木知洋◎（ふたば）	「専従」	書記（フル雇用）	関口志保	専門部							
書記次長	佐川英太◎（磐農）	原田大輔◎（南会津）	書記（アルバイト雇用）	永瀬敏子	<b>実習教員</b>							
執行委員（定通）	酒井全（郡萌・定）	羽田真幸◎（福東）	福島高教組本部（福島市山下町）「高校会館」			<b>特別支援教育</b>						
（実習）	飯塚誠（会津工業）	大木健一（平工業）				<b>青年</b>						
（女性）	大和田真以（船引）	羽根真実子（だて支援）				<b>女性</b>						
（特支）	羽根真実子◎（だて支援）	渡邊修◎（二本松実）										
（青年）	菅野光（平商業）	飯塚誠（会津工業）										
（養護）	鈴木博之（郡山東）											
各支部												
（オブザーバー）	県北支部	県中支部	県南支部	会津支部	いわき支部	相双支部						
支部長	遠藤 将太（福商）	横田 聡史（須賀川創英館）	佐久間 辰彦（光南）	福島健一（会津）	樋口広宣（勿来工業）	大槻 成志（小高）						
支部書記長	阿部 和美（福商）	藤井弥生子（郡山）	藤井 智之（光南）	中里 充（若商）	佐藤博之（磐城農業）	高木 希（原町）						
	支部役員	支部役員	支部役員	支部役員	支部役員	支部役員						
	<b>（実習教員部長）</b>	<b>（実習教員部長）</b>	<b>（実習教員部長）</b>	<b>（実習教員部長）</b>	<b>（実習教員部長）</b>	<b>（実習教員部長）</b>						
	<b>（特別支援部員）</b>	<b>（特別支援部員）</b>	<b>（特別支援部員）</b>	<b>（特別支援部員）</b>	<b>（特別支援部員）</b>	<b>（特別支援部員）</b>						
	<b>（青年部長）</b>	<b>（青年部長）</b>	<b>（青年部長）</b>	<b>（青年部長）</b>	<b>（青年部長）</b>	<b>（青年部長）</b>						
	<b>（女性部長）</b>	<b>（女性部長）</b>	<b>（女性部長）</b>	<b>（女性部長）</b>	<b>（女性部長）</b>	<b>（女性部長）</b>						
各分会	分会長 組合員	分会長 組合員	分会長 組合員	分会長 組合員	分会長 組合員	分会長 組合員						

\*われわれを取り巻く情勢は、2022年度より廃止しました。それにあわせ、福島高教組Teams「日々の教育ニュース・教育情報チャンネル」に教育情報を更新しております。福島高教組Teamsをご覧ください。